

逗子市消防計画

逗子市消防本部

目 次

第1章 総 則

第1節 総則

1 計画の目的	1 頁
2 計画の位置付け	〃
3 市域の概況	〃

第2章 組織計画

第1節 組織及び事務分掌

1 災害時の区分	2 頁
2 担当区域	〃
3 通常災害時の組織及び事務分掌	3 頁
4 異常災害時の組織及び事務分掌	5 頁
5 非常災害時の組織及び事務分掌	7 頁

第2節 部隊編成

1 通常災害時の部隊編成	9 頁
2 異常災害時の部隊編成	12 頁
3 非常災害時の部隊編成	13 頁
4 消防団の部隊編成	14 頁

第3節 警戒体制

1 夏期消防特別警戒	15 頁
2 歳末火災特別警戒	〃
3 その他特別警戒	〃

第4節 指揮本部

1 消防指揮本部	15 頁
2 現場指揮本部	16 頁
3 消防指揮本部等の解散	〃

第5節 動員及び参集

1 動員の原則	16 頁
2 動員基準	17 頁
3 警戒要員	18 頁
4 その他	〃

第3章 消防力等の整備計画

第1節 消防力の現況

1 消防力の整備指針及び現況	19 頁
2 消防施設の概要	〃

第2節 施設及び人員の整備計画

1 消防施設の整備	20 頁
2 救急救命士の確保	〃
3 消防車両の整備	〃
4 通信施設の整備	21 頁
5 消防水利の整備	〃

第3節 装備資機材の整備計画

1 ホースの整備	21 頁
2 空気呼吸器の整備	〃

3 救助資機材の整備 -----	〃
第4章 調査計画	
第1節 各種調査計画	
1 消防地理・水利調査 -----	24頁
2 災害危険区域等の調査 -----	〃
3 その他の調査業務 -----	25頁
第2節 火災原因及び損害調査	
火災原因及び損害調査-----	25頁
第3節 被害調査	
1 災害の種別 -----	25頁
2 被害調査 -----	26頁
第4節 出場報告 -----	
〃	
第5章 教育訓練計画	
第1節 教育・教養	
教育・教養-----	27頁
第2節 訓練	
1 訓練、演習基本計画 -----	27頁
2 基礎訓練 -----	〃
3 総合訓練 -----	28頁
4 訓練実施上の留意事項 -----	〃
第6章 災害予防計画	
第1節 予防対策	
1 広報活動 -----	29頁
2 広聴活動 -----	〃
3 防火意識の普及啓発 -----	30頁
第2節 火災予防査察	
火災予防査察 -----	30頁
第3節 各種防火対象物の予防対策	
1 火災予防指導 -----	31頁
2 危険物 -----	32頁
3 高圧ガス -----	33頁
4 毒物、劇物 -----	〃
第4節 災害時要援護者予防対策	
1 社会福祉施設対策 -----	33頁
2 在宅者対策 -----	34頁
第7章 警報発令伝達計画	
第1節 火災警報	
1 火災警報の発令及び解除 -----	35頁
2 火災警報発令時の警戒 -----	〃
3 火災警報の伝達 -----	〃

第2節 林野火災警報	
1 林野火災警報の発令及び解除	36頁
2 林野火災警報発令時の警戒	〃
3 林野火災警報の伝達	37頁
第3節 林野火災注意報	
1 林野火災注意報の発令及び解除	38頁
2 林野火災注意報発令時の警戒	38頁
3 林野火災注意報の伝達	39頁
第8章 情報計画	
第1節 情報収集及び伝達	
1 気象予警報の受伝達	40頁
2 水防活動用警報の受伝達	〃
3 津波情報等の受伝達	〃
4 防災関連情報	41頁
5 消防広報	〃
6 情報受伝達体制	42頁
7 関係機関	43頁
第2節 消防通信指令体制	
1 災害通信の取扱い	44頁
2 部隊編成上の原則	〃
3 出場指令	45頁
4 災害時の通信体制	46頁
5 災害信号	47頁
6 通信管理	〃
第9章 火災警防計画	
第1節 消防活動の基本	
1 消防活動の一般原則	48頁
2 出場時における遵守事項	〃
3 情報収集活動	〃
4 人命検索救助活動	49頁
5 火点検索活動	〃
6 火勢制圧活動	〃
7 水損防止活動	50頁
8 破壊活動	〃
9 飛火警戒活動	51頁
10 再出火防止活動	〃
説示書	52頁
11 引揚げに伴う現場点検	53頁
12 引揚げ途上の遵守事項	〃
13 引揚げ後の対策	〃
第2節 指揮要領	
1 指揮要領の基本	53頁
2 現場指揮	54頁
第3節 出場報告	55頁

第10章 風水害警防計画

第1節 風水害応急対策計画

1 風水害特別配備体制	56頁
2 消防指揮本部の設置	〃
3 職員の動員基準及び参集	〃
4 初動措置	〃

第2節 風水害事前対策

1 災害危険地域	56頁
2 訓練	57頁
3 防災指導	〃
4 協力体制の整備	58頁
5 資機材の整備及び管理	〃

第3節 応急活動

1 巡回警戒活動	59頁
2 情報収集・伝達活動	〃
3 消防広報	60頁
4 避難の勧告、指示	61頁
5 災害活動	〃
6 通信体制	62頁

第4節 消防団活動計画

1 団員の動員及び部隊編成	62頁
2 災害応急活動	63頁
第5節 出場報告	〃

第11章 救助・救急計画

第1節 救助対策

1 救助活動要領	64頁
2 救助活動の留意事項	65頁
3 要救助者の救命・悪化防止等の留意事項	66頁
4 使用資機材の選定	67頁
5 救助活動の中止	〃

第2節 救急対策

1 報告	67頁
2 救急活動の原則	〃
3 医療機関選定の基本	70頁
4 ドクターヘリコプターによる救急搬送	〃
5 応急手当の普及啓発	71頁
第3節 出場報告	〃

第12章 地震警防計画

第1節 発災型地震計画

1 震災特別配備体制	72頁
2 消防指揮本部の設置	〃
3 職員の動員及び参集	〃
4 部隊編成	〃
5 初動措置	73頁
6 署外活動中の消防隊等の措置	〃
7 情報収集及び伝達	〃

8 消防広報体制	-----	75 頁
9 通信体制	-----	〃
10 警防活動	-----	76 頁
11 消火活動要領	-----	〃
12 救助・救急活動要領	-----	77 頁
13 津波対策活動要領	-----	78 頁
14 避難の勧告、指示	-----	79 頁
15 応急手当方法の指導	-----	〃
16 防火意識の啓発	-----	80 頁
17 報告	-----	〃
第2節 予知型地震計画		
1 地震予知情報等の収集と伝達	-----	80 頁
2 震災特別配備体制	-----	〃
3 消防指揮本部等の設置	-----	81 頁
4 職員の動員及び参集	-----	〃
5 部隊編成	-----	〃
6 初動体制	-----	〃
第3節 警戒活動		
1 警戒宣言発令に伴う消防活動方針	-----	82 頁
2 警戒広報	-----	〃
第4節 消防団活動計画		
1 団員の動員及び部隊編成	-----	83 頁
2 災害応急活動	-----	〃
第5節 出場報告		
	-----	84 頁
第13章 特殊災害警防計画		
第1節 特殊災害警防体制		
1 特殊災害特別配備体制	-----	85 頁
2 職員の動員基準及び参集	-----	〃
3 現場指揮本部の設置	-----	〃
4 情報収集及び伝達	-----	〃
第2節 中高層建築物火災対策		
1 事前対策	-----	85 頁
2 救助・救急活動	-----	86 頁
3 応急対策	-----	〃
第3節 集団救急事故		
1 出場体制	-----	87 頁
2 現場指揮者の活動要領	-----	88 頁
3 救急隊等の活動要領	-----	〃
4 医療機関の状況把握	-----	89 頁
5 医療機関との協調	-----	〃
6 救急資機材の調達並びに整備方針	-----	〃
7 災害情報の収集	-----	〃
8 現場広報	-----	90 頁
第4節 危険物・高圧ガス・毒劇物施設等応急対策		
1 警防活動の基本	-----	90 頁
2 災害態様による個別の消防活動計画	-----	〃

第5節 鉄道施設災害応急対策	
1 事前対策 -----	97頁
2 応急対策 -----	98頁
第6節 大規模自動車事故応急対策	
1 事前対策 -----	100頁
2 応急対策 -----	〃
第7節 航空機事故応急対策	
1 用語の定義 -----	101頁
2 航空燃料の種別と性質 -----	102頁
3 活動計画 -----	103頁
第8節 都市ガス消防対策	
1 事前対策 -----	104頁
2 関係機関との連絡体制 -----	105頁
3 応急対策 -----	〃
4 東京ガス組織体制・連絡先 -----	111頁
第9節 核燃料物質等輸送事故消防対策	
核燃料物質等輸送事故時消防活動計画 -----	112頁
第10節 出場報告 -----	〃

第14章 避難計画

第1節 避難計画	
1 火災時の避難の勧告・指示 -----	113頁
2 風水害時の避難の勧告・指示 -----	〃
3 震災時の避難の勧告・指示 -----	〃
4 避難の区分 -----	〃
5 勧告・指示での明示事項 -----	114頁
6 勧告・指示の周知 -----	〃
7 避難者の誘導 -----	〃
8 避難所の指定及び誘導 -----	115頁

第15章 応援協力計画

第1節 各種計画	
1 緊急消防援助隊運用要綱に基づく応援等実施計画-----	116頁
2 大規模災害消防応援実施計画 -----	〃
3 神奈川県消防広域応援基本計画に基づく三浦半島地区消防広域応援体制運用計画	〃
4 神奈川県下消防相互応援協定 -----	〃
5 消防相互援助協定 -----	〃
第2節 出場報告 -----	〃

第16章 各種災害対応計画（別途計画）

第1節 各種計画	
1 道路陥没事案対応計画 -----	116頁
2 林野火災消防活動要領 -----	〃
3 強風下における消防対策 -----	〃
4 浸水時対応マニュアル -----	〃

附 則 -----	117頁
-----------	------

第1章 総則

第1節 総則

1 計画の目的

この計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法（昭和23年法律第186号）及び水防法（昭和24年法律第193号）等の規定に基づき、「青い海とみどり豊かな平和都市」の実現に向け、火災、救急、水災、地震、その他の災害から市民の生命、身体及び財産を保護し、かつ、災害による被害を軽減するために必要な消防施策及び消防体制の基本的な指針を定めることを目的とする。

2 計画の位置付け

この計画は「逗子市消防計画」とし、本市消防の任務、施設等の現状と将来を展望した長期計画等を明示し、消防力の総合的な活用を図るために必要な事項を定めるとともに、「逗子市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）に基づく消防部の細部計画とする。

3 市域の概況

本市は、東経139度35分01秒、北緯35度17分32秒に位置し、東西6.96キロメートル、南北4.46キロメートル、周囲21.20キロメートル、面積約17.28平方キロメートルで、神奈川県の南東、三浦半島の頸部にあたり、東は横須賀市、北は横浜市、北西は鎌倉市、南は葉山町にそれぞれ境を接し、西は相模湾に臨んでいる。

地質は、第3紀層と第4紀層の洪積層とが輻輳した三浦層群という特殊な地質となっていて、市の南東から北北西にかけては、神武寺山を主峰として丘陵性の山に三方を囲まれ、披露山及び大崎は海蝕作用で風致に富む岩礁を形成し、中央部は、田越川の地溝地帯として海岸線4.16キロメートルの逗子湾に臨んでいる。

河川水系は、本市のほぼ中央部を横断する田越川水系が主流をなし、池子川が桜山広地で、久木川水系は河口付近でそれぞれ合流し、西部を横断する小坪川水系とともに相模湾へ注いでいる。

またJR横須賀線により市街地が南北に二分されているほか、北から市の中心部まで乗り入れている京浜急行により、更に細分されるとともに、近年、建築物の密集化、高層化が進み、生活様式の著しい変化が見受けられている。

第2章 組織計画

第1節 組織及び事務分掌

1 災害時の区分

(1) 通常災害時

発生した災害又は発生が予想される災害の規模が、逗子市消防本部組織等規則（昭和52年逗子市規則第18号）及び逗子市消防署組織等規程（平成12年逗子市消防本部訓令第1号）に定める消防本部、本署及び分署の警備人員により災害の防御、警戒、鎮圧等被害の軽減を図れるときをいう。

(2) 異常災害時

発生した災害又は発生が予想される災害の規模が、通常災害時の消防体制によってもなお消防力が劣勢となり、消防力の増強が必要であると消防長が認めたときをいう。

(3) 非常災害時

発生した災害又は発生が予想される災害の規模が、逗子市災害対策本部の設置を必要とし、3方面警備の消防体制を編成する必要があると消防長が認めたときをいう。

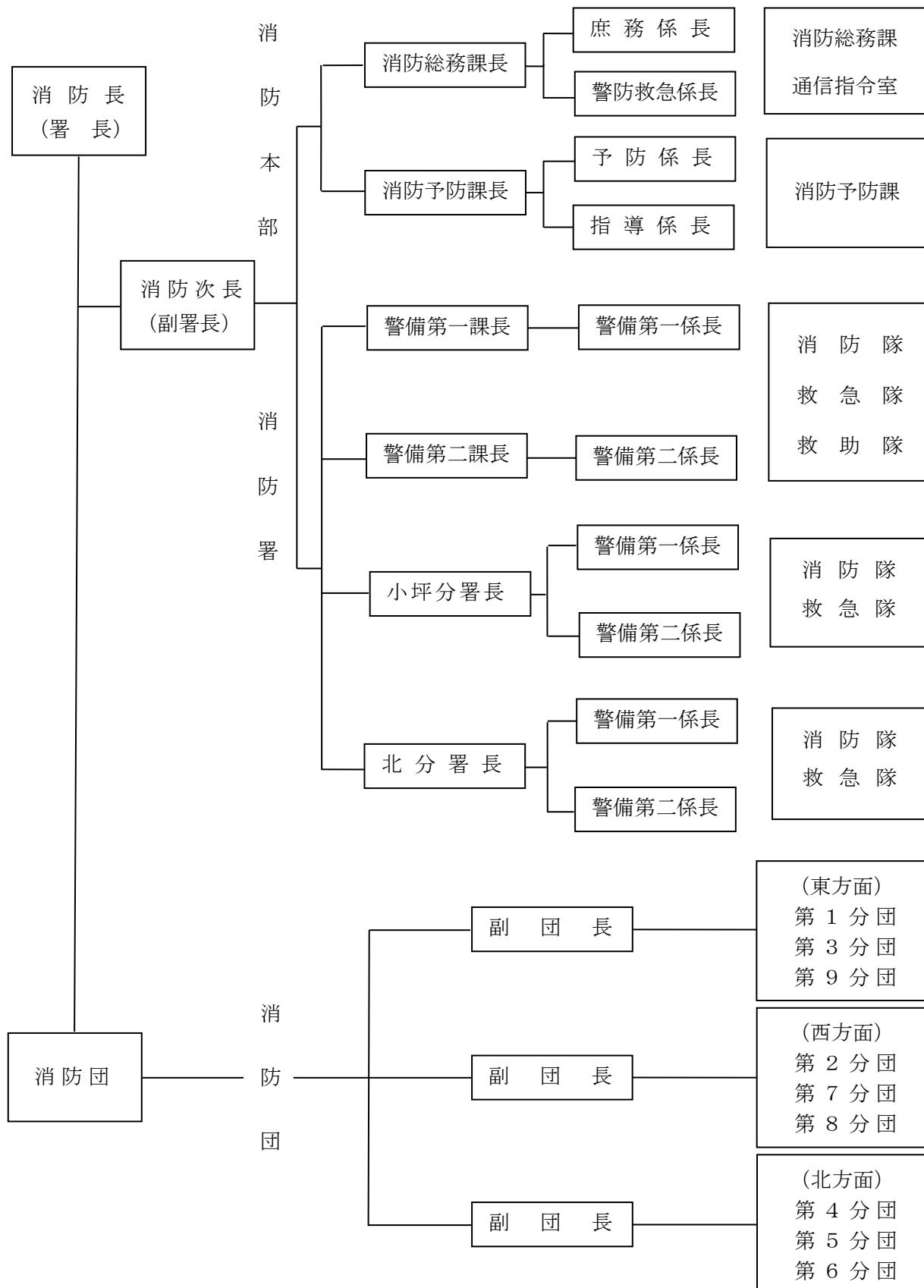
2 担当区域

逗子市消防本部等設置条例（昭和39年逗子市条例第34号）により本署の管轄区域及び分署の受持区域が各々規定されているが、8分消防体制及び5分救急体制を確保するとともに、3方面警備体制の地域を明確にするため、優先出場する担当区域を次のとおり区分する。

名 称	担当区域	地 区 名 等
本 署	東 方 面	逗子、桜山（4丁目の一部を除く）、沼間（2丁目の一部を除く）、新宿1・2丁目
小坪分署	西 方 面	小坪、新宿（1・2丁目を除く）、久木4丁目
北 分 署	北 方 面	池子、山の根、久木（4丁目を除く）、沼間2丁目の一部、桜山4丁目の一部

3 通常災害時の組織及び事務分掌

(1) 組織

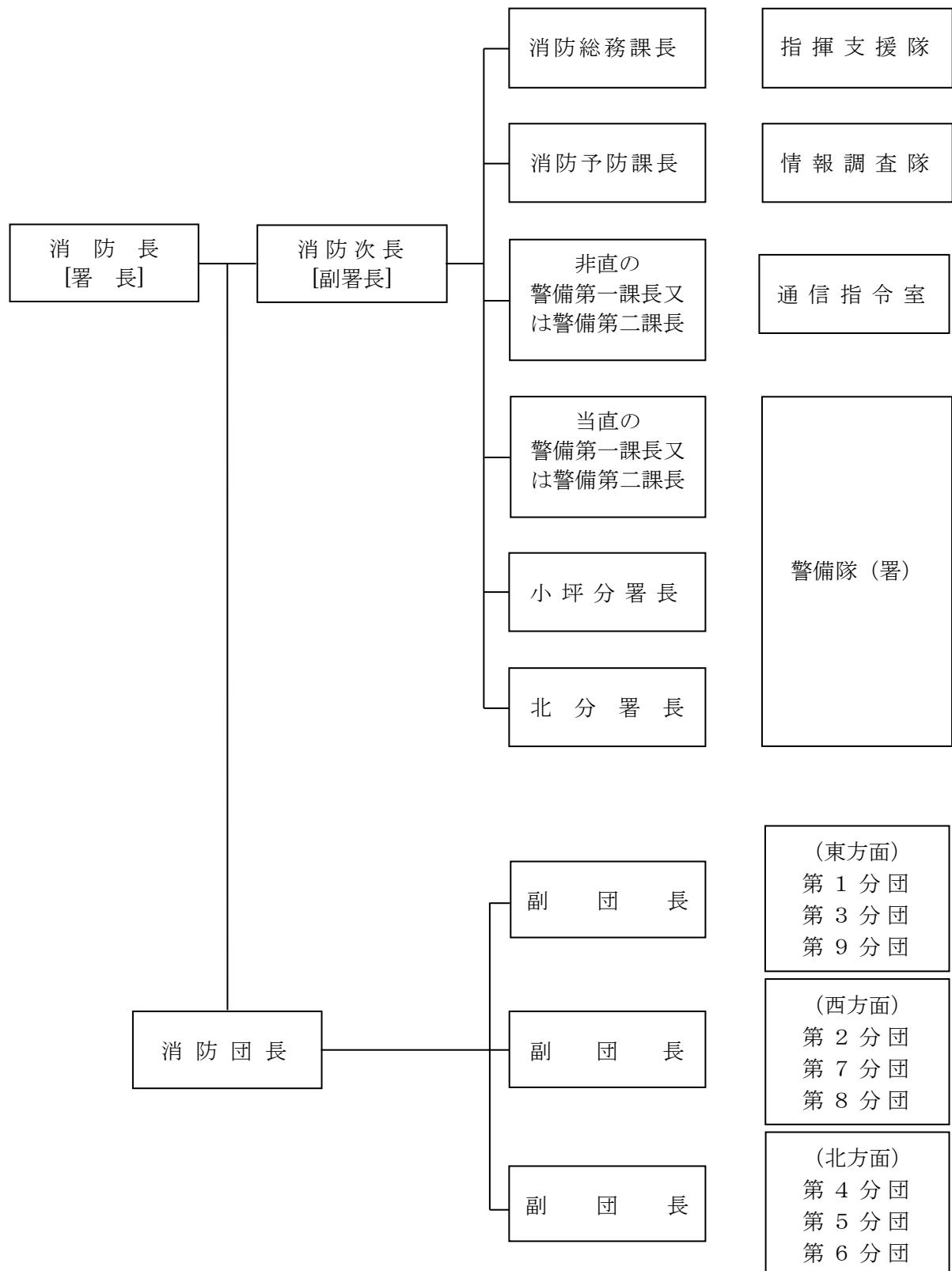


(2) 事務分掌

担当	責任者	事務分掌
消防総務課		1 現場指揮本部の設置に関すること。 2 通信指令室との連絡調整に関すること。 3 警防活動方針に関すること。 4 消防隊等の増強及び運用に関すること。 5 消防職員及び消防団員の公務災害補償に関すること。 6 その他庶務に関すること。
通信指令室	消防総務課長	1 災害情報の収集、伝達に関すること。 2 消防隊等の出場指令に関すること。 3 無線の運用統制に関すること。 4 関係機関等への連絡調整に関すること。 5 気象観測等に関すること。 6 その他通信の確保及び運用に関すること。
消防予防課	消防予防課長	1 避難の指示、勧告、誘導に関すること。 2 被害の原因及び調査の総括に関すること。 3 報道機関等への対応に関すること。 4 その他情報調査に関すること。
消防隊 救急隊 救助隊 (本署)	警備第一課長 警備第二課長 小坪分署長 北分署長	1 災害の警戒、防御、鎮圧及び予防に関すること。 2 消防、救助及び救急に関すること。 3 避難の指示、誘導に関すること。 4 現場広報に関すること。 5 情報収集に関すること。 6 被害の原因及び調査に関すること。 7 消防水利施設に関すること。 8 その他警防に関すること。
第1分団 第2分団 第3分団 第4分団 第5分団 第6分団 第7分団 第8分団 第9分団	分団長	1 災害の警備及び予防に関すること。 2 人命の救出に関すること。 3 避難の誘導に関すること。 4 情報収集及び現場広報に関すること。 5 その他消防活動に関すること。

4 異常災害時の組織及び事務分掌

(1) 組織

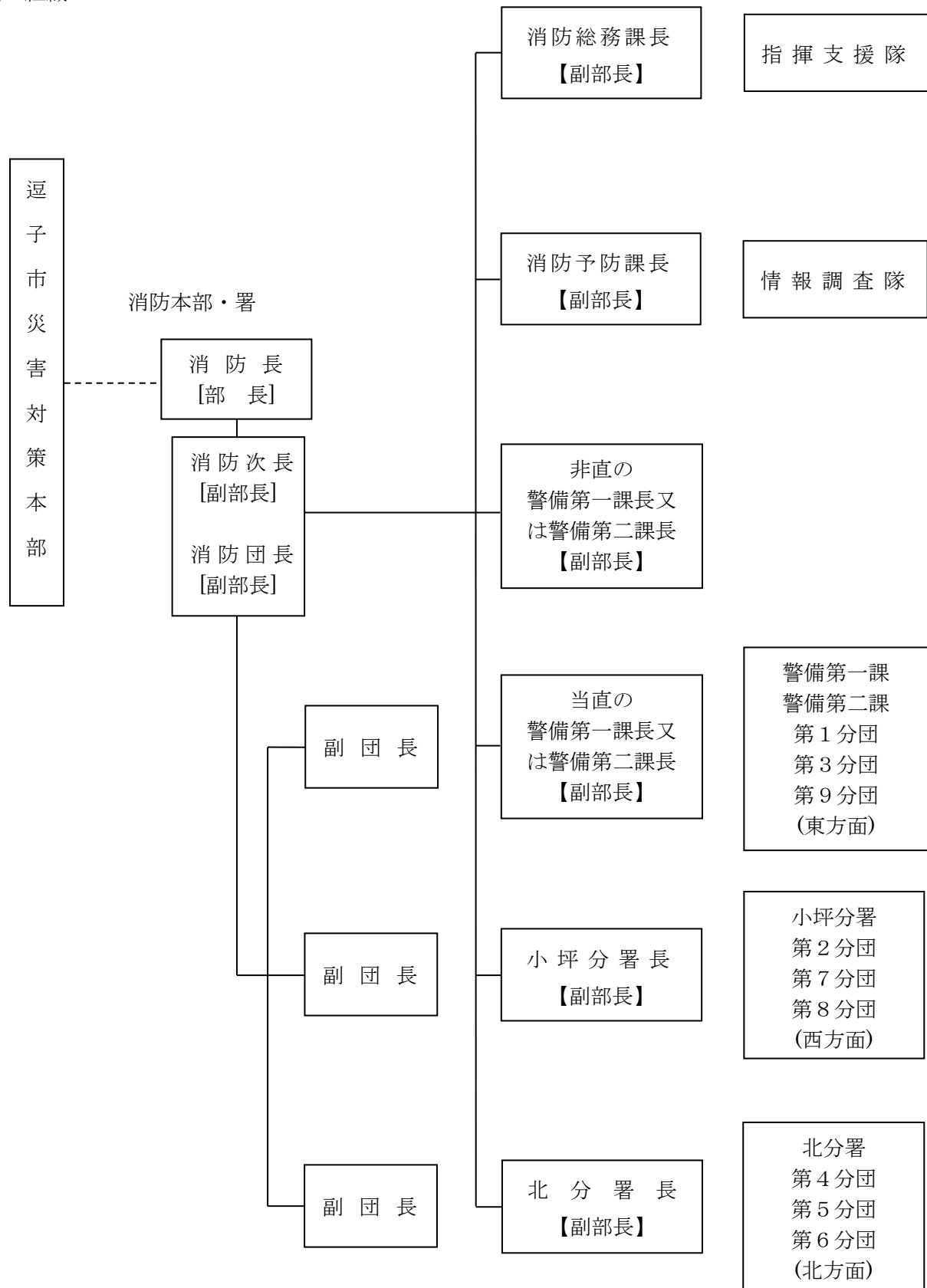


(2) 事務分掌

	隊名	隊員	事務分掌
消防長	[指揮支援隊] 消防総務課長	庶務係長 警防救急 係長ほか 係員	1 防災関係機関との連絡調整に関する事。 2 市災害対策本部等関係機関との連絡調整に関する事。 3 現場指揮本部の設置に関する事。 4 指揮本部長の命令伝達に関する事。 5 通信指令室との連絡調整に関する事。 6 警防活動方針に関する事。 7 消防隊等の増強及び運用に関する事。 8 消防職員及び消防団員の招集、配備に関する事。 9 消防相互応援に関する事。 10 資機材の調達に関する事。 11 車両燃料等の確保に関する事。 12 仮眠施設、食糧等の確保及び補給に関する事。 13 被災消防職員及び被災消防団員に関する事。 14 消防職員及び消防団員の公務災害補償に関する事。 15 消防職員及び消防団員の水防活動に関する事。 16 消防計画に定める事項に関する事。 17 その他庶務に関する事。
	[情報調査隊] 消防予防課長	予防係長 指導係長 ほか係員	1 避難の指示、勧告、誘導に関する事。 2 警戒区域の設定及び退去命令に関する事。 3 被害の原因及び調査の総括に関する事。 4 報道機関等への対応に関する事。 5 消防広報に関する事。 6 危険物の応急対策に関する事。 7 水防警戒対策に関する事。 8 その他情報調査に関する事。
	[通信指令室] 非直 警備第一課長 又は 警備第二課長	通信長 ほか係員	1 災害情報の収集、伝達に関する事。 2 消防隊等の出場指令に関する事。 3 無線の運用統括に関する事。 4 関係機関等への連絡調整に関する事。 5 気象観測等に関する事。 6 その他通信の確保及び運用に関する事。
	当直 警備第一課長 又は 警備第二課長 小坪分署長 北分署長	警備第一 係長 ほか係員 警備第二 係長 ほか係員	1 災害の警戒、防御、鎮圧及び予防に関する事。 2 消防、救助及び救急に関する事。 3 避難の指示、誘導に関する事。 4 現場広報に関する事。 5 情報収集に関する事。 6 被害の原因及び調査に関する事。 7 消防署部隊及び消防団部隊の運用指揮に関する事。 8 増強部隊の編成に関する事。 9 消防相互応援に関する事。 10 応援要請、応援部隊に関する事。 11 津波対策に関する事。 12 被災者の救護及び搬送に関する事。 13 消防水利施設に関する事。 14 応急対策特命に関する事。 15 その他警防に関する事。
	副団長	各分団長 ほか団員	1 災害の警戒及び予防に関する事。 2 人命の救出に関する事。 3 避難の誘導に関する事。 4 情報収集及び現場広報に関する事。 5 その他消防活動に関する事。

5 非常災害時の組織及び事務分掌

(1) 組織



(2) 事務分掌

隊名及び責任者		隊 員	事 務 分 掌	
災害対策 本 部	[指揮支援隊] 消防総務課長 【副部長】	庶務係長 警防救急係長 ほか係員	1 防災関係機関との連絡調整に関する事。 2 市災害対策本部等関係機関との連絡調整に関する事。 3 現場指揮本部の設置に関する事。 4 指揮本部長の命令伝達に関する事。 5 通信指令室との連絡調整に関する事。 6 警防活動方針に関する事。 7 消防隊等の増強及び運用に関する事。 8 消防職員及び消防団員の招集、配備に関する事。 9 消防相互応援に関する事。 10 資機材の調達に関する事。 11 車両燃料等の確保に関する事。 12 仮眠施設、食料等の確保及び補給に関する事。 13 被災消防職員及び被災消防団員に関する事。 14 消防職員及び消防団員の公務災害補償に関する事。 15 消防職員及び消防団員の水防活動に関する事。 16 消防計画に定める事項に関する事。 17 その他庶務に関する事。	
	[情報調査隊] 消防予防課長 【副部長】	予防係長 指導係長 ほか係員	1 避難の指示、勧告、誘導に関する事。 2 警戒区域の設定及び退去命令に関する事。 3 被害の原因及び調査の総括に関する事。 4 報道機関等への対応に関する事。 5 消防広報に関する事。 6 危険物の応急対策に関する事。 7 水防警戒対策に関する事。 8 その他情報調査に関する事。	
	[通信指令室] 非直の警備第一 課長又は 警備第二課長 【副部長】	通信長 ほか係員	1 災害情報の収集、伝達に関する事。 2 消防隊等の出場指令に関する事。 3 無線の運用統括に関する事。 4 関係機関等への連絡調整に関する事。 5 気象観測等に関する事。 6 その他通信の確保及び運用に関する事。	
	東方面	当直の 警備第一課長 又は、 警備第二課長 小坪分 署長 北分署 長 【副部 長】	警備第一係長 ほか係員 警備第二係長 ほか係員	1 災害の警戒、防御、鎮圧及び予防に関する事。 2 消防、救助及び救急に関する事。 3 避難の指示、誘導に関する事。 4 現場広報に関する事。 5 情報収集に関する事。 6 被害の原因及び調査に関する事。 7 消防署部隊及び消防団部隊の運用指揮に関する事。 8 増強部隊の編成に関する事。 9 消防相互応援に関する事。 10 応援要請、応援部隊に関する事。 11 津波対策に関する事。 12 被災者の救護及び搬送に関する事。 13 消防水利施設に関する事。 14 応急対策特命に関する事。 15 その他警防に関する事。
				1 災害の警戒及び予防に関する事。 2 人命の救出に関する事。 3 避難の誘導に関する事。 4 情報収集及び現場広報に関する事。 5 その他消防活動に関する事。
	西方面	分団長	団 員	1 災害の警戒及び予防に関する事。 2 人命の救出に関する事。 3 避難の誘導に関する事。 4 情報収集及び現場広報に関する事。 5 その他消防活動に関する事。
	北方面			1 災害の警戒及び予防に関する事。 2 人命の救出に関する事。 3 避難の誘導に関する事。 4 情報収集及び現場広報に関する事。 5 その他消防活動に関する事。

第2節 部隊編成

1 通常災害時の部隊編成

(1) 火災出場

所 属	災害発生区域 車両名	東 方 面			西 方 面			北 方 面		
		1次	2次	3次	1次	2次	3次	1次	2次	3次
消 防 本 部	逗子指令1	4			4			4		
	逗子広報1	4			4			4		
	逗子連絡1									
	小 計	8			8			8		
本 署	逗子1	4			4			4		
	逗子水槽1									
	逗子梯子1									
	逗子救助1	2			2			2		
	逗子搬送1									
	逗子救急1									
	通信指令室	2			2			2		
小 坪 分 署	小計	8			8			8		
	逗子小坪1	5			5			5		
	逗子小坪2									
	逗子小坪救急1									
北 分 署	小 計	5			5			5		
	逗子北1	4			4			4		
	逗子北2									
	逗子北救急1	3			3			3		
合 計		29			29			29		

注 署所の受付勤務者を除く

(2) 救急出場

所 属	災害発生区域 車両名	東 方 面			西 方 面			北 方 面		
		1次	2次	3次	1次	2次	3次	1次	2次	3次
消 防 本 部	逗子指令1									
	逗子広報1									
	逗子連絡1									
	小計									
本 署	逗子1			4						
	逗子水槽1									
	逗子梯子1									
	逗子救助1									
	逗子搬送1									
	逗子救急1	3	3	3			3		3	3
	通信指令室	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	小計	5	5	9	2	2	5	2	5	5
小 坪 分 署	逗子小坪1						3			
	逗子小坪2									
	逗子小坪救急1			3	3	3	3			3
	小計			3	3	3	6			3
北 分 署	逗子北1									4
	逗子北2									
	逗子北救急1		3	3		3	3	3	3	3
	小計		3	3		3	3	3	3	7
合計		5	8	15	5	8	14	5	8	15

注 署所の受付勤務者を除く

(3) 救助出場

所 属	災害発生区域 車両名	東 方 面			西 方 面			北 方 面		
		1次	2次	3次	1次	2次	3次	1次	2次	3次
消 防 本 部	逗子指令1		2	4		2	4		2	4
	逗子広報1	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	逗子連絡1									
	小 計	4	6	8	4	6	8	4	6	8
本 署	逗子1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	逗子水槽1									
	逗子梯子1									
	逗子救助1	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	逗子搬送1									
	逗子救急1	3	3	3			3		3	3
	通信指令室	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	小 計	1 1	1 1	1 1	8	8	1 1	8	1 1	1 1
小 坪 分 署	逗子小坪1			5	3	3	3			5
	逗子小坪2									
	逗子小坪救急1				3	3	3			
	小 計			5	6	6	6			5
北 分 署	逗子北1	4	4	4			4	4	4	4
	逗子北2									
	逗子北救急1		3	3		3	3	3	3	3
	小 計	4	7	7		3	7	7	7	7
合 計		1 9	2 4	3 1	2 8	2 3	3 2	1 9	2 4	3 1

注 署所の受付勤務者を除く

2 異常災害時の部隊編成

所 属	車 両 名	体 制 種 別			備 考
		第1次	第2次	第3次	
消防本部	逗 子 指 令 1	4	4	4	
	逗 子 広 報 1	4	5	5	
	逗 子 連 絡 1		2	4	
	小 計	8	1 1	1 3	
本 署	逗 子 1	3	4	5	
	逗 子 水 槽 1	3	4	5	
	逗 子 梯 子 1		4	5	
	逗 子 救 助 1	4	4	5	
	逗 子 搬 送 1		4	5	
	逗 子 救 急 1	3	3	3	
	通 信 指 令 室	3	4	7	
	受 付 等		1	2	
	小 計	1 6	2 8	3 7	
小 坪 分 署	逗 子 小 坪 1	4	5	5	
	逗 子 小 坪 2	3	6	6	
	逗 子 小 坪 救 急 1	3	3	3	
	受 付 等	1	1	4	
	小 計	1 1	1 5	1 8	
北 分 署	逗 子 北 1	4	5	5	
	逗 子 北 2	3	5	5	
	逗 子 北 救 急 1	3	3	3	
	受 付 等	1	2	7	
	小 計	1 1	1 5	2 0	
合 計		4 6	6 9	8 8	

3 非常災害時の部隊編成

隊	車両名等	火災	救急	救助	備 考
指揮支援	逗子指令1	4		4	
	逗子本団1	2		2	
	逗子連絡1	4		4	
情報調査	逗子広報1	4		4	
通信指令	通信指令室	7	7	7	
小 計		21	7	21	
東方面警備	逗子1	5		5	
	逗子水槽1	6		6	
	逗子梯子1	5		5	
	逗子救助1	5		5	
	逗子搬送1	5	3	5	
	逗子救急1	3	3	3	
	第1分団	15		15	
	第3分団	15		15	
	第9分団	15		15	
	団派遣要員等	4		4	
小 計		78	6	78	
西方方面警備	逗子小坪1	5		5	
	逗子小坪2	6		6	
	逗子小坪救急1	3	3	3	
	第2分団	15		15	
	第7分団	15		15	
	第8分団	15		15	
	団派遣要員等	2		2	
小 計		61	3	61	
北方方面警備	逗子北1	5		5	
	逗子北2	5		5	
	逗子北救急1	3	3	3	
	第4分団	15		15	
	第5分団	15		15	
	第6分団	15		15	
	団派遣要員等	3		3	
小 計		61	3	61	
合 計		221	19	221	

4 消防団の部隊編成

(1) 火災

	1 次	2 次 (増隊)	3 次 (増隊)
東方面 (逗子・沼間・桜山 (上))	1分団 3分団 9分団	2分団 7分団 8分団	4分団 5分団 6分団
西方面 (桜山 (下)・小坪・新宿)	2分団 7分団 8分団	4分団 5分団 6分団	1分団 3分団 9分団
北方面 (池子・山の根・久木)	4分団 5分団 6分団	1分団 3分団 9分団	2分団 7分団 8分団

(2) 風水害等その他の災害

	1 次	2 次 (増隊)	3 次 (増隊)
逗子	1分団	3分団 9分団	2分団 7分団 8分団
桜山 (下)	2分団	7分団 8分団	4分団 5分団 6分団
沼間	3分団	1分団 9分団	2分団 7分団 8分団
池子	4分団	5分団 6分団	1分団 3分団 9分団
山の根	5分団	4分団 6分団	1分団 3分団 9分団
久木	6分団	4分団 5分団	1分団 3分団 9分団
小坪	7分団	2分団 8分団	4分団 5分団 6分団
新宿	8分団	2分団 7分団	4分団 5分団 6分団
桜山 (上)	9分団	1分団 3分団	2分団 7分団 8分団

第3節 警戒体制

1 夏期消防特別警戒

流動人口の増加に伴って発生が予想される火災及び救急・救助事故等の増加に対処するため、予防査察を強化するとともに交通事故及び道路の混雑状況等を勘案し、円滑な消防、救急・救助活動が推進できるよう別途計画により夏期消防特別警戒を実施するものとする。

2 歳末火災特別警戒

冬期の湿度低下と火気使用の増加及び年末における人心の動搖がもたらす火災の多発に備え、火災予防に対する注意力の喚起を図るとともに災害が発生した場合の早期鎮圧を図るため、別途計画により歳末火災特別警戒を実施するものとする。

3 その他特別警戒

異常渇水時、広域断水時、その他特に消防の警戒を必要とする事象が生じたときは、別途計画により特別警戒を実施するものとする。

第4節 指揮本部

1 消防指揮本部

消防長は、消防活動体制の確立と警戒活動等の強化を図るため、次により消防指揮本部を設置するものとする。

(1) 消防指揮本部設置の要件

ア 非常災害時

イ その他消防長が必要と認めるとき

(2) 消防指揮本部の設置

ア 消防本部に消防指揮本部を設置する。消防指揮本部長は、消防長とし、消防部隊全般を指揮統轄する。

イ 消防指揮副本部長は、消防次長及び消防団長とし、消防指揮本部長を補佐する。消防次長は、消防指揮本部長不在のときは、その職務を代行する。

ウ 消防指揮本部員は、消防総務課長、消防予防課長、警備第一課長及び警備第二課長（以下「警備課長」という。）とし、災害時の活動方針及び重要事項を協議するとともに担当業務について指揮監督する。

エ 消防指揮本部の庶務は、消防総務課が担当する。

(3) 消防指揮本部の任務

ア 非常災害警備体制の確立

イ 非勤務職員及び団員の動員

ウ 消防部隊の運用

エ 資機材等の確認と増強

オ 情報の収集及び伝達

カ その他消防指揮本部長が必要と認めた事項

2 現場指揮本部

部隊の有機的な活用を図り、災害活動現場における総合的な警防力の発揮に努めるため、必要により現場指揮本部を設置するものとする。

(1) 現場指揮本部設置の要件

ア 異常災害時

イ その他現場指揮者が必要と認めたとき

(2) 現場指揮本部の設置

ア 火災現場において現場指揮本部を設置する場合は、警備課長、警備課長が不在の場合は、小坪分署長及び北分署長（以下「分署長」という。）、警備課長及び分署長のいずれも不在の場合は、本署の警備係長が設置して指揮をとるものとし、消防署長及び消防副署長が現場に到着した場合は、状況を報告して現場指揮を交代するものとする。

イ 火災以外の災害現場において現場指揮本部を設置する場合もアと同様とする。

(3) 現場指揮本部の任務

ア 警防活動方針に関すること。

イ 各部隊への指示命令に関すること。

ウ 部隊の応援要請に関すること。

エ 災害状況、被害状況の把握及び現場広報に関すること。

オ 通信指令室への連絡に関すること。

カ その他必要な任務に関すること。

3 消防指揮本部等の解散

(1) 消防指揮本部長は、非常災害警備体制を解除したとき、又はその必要がないと判断したとき、消防指揮本部を解散する。

(2) 現場指揮者は現場活動が完了したとき、又はその必要がないと判断したとき、現場指揮本部を解散する。

第5節 動員及び参集

1 動員の原則

(1) 職員の動員は、消防長（消防長に事故のあるときは、その職務の代理者）の非常招集命令に基づいて行うものとする。ただし、災害が発生して緊急やむを得ない場合は、現場指揮者の命によることができるものとする。

(2) 職員の招集を行うときは、招集の目的、日時、場所、その他必要な事項を付して命令するものとする。

(3) 職員に対する招集伝達は、原則として通信指令室が行う。

(4) 招集の伝達を受けた職員は、特に集結場所を指定された場合のほかは、所属署所に参集して所属長の指示を受けるものとする。

(5) 所属長は、招集発令後30分ごとに参集人員、氏名、可動隊数等を消防次長に即報し、後日非常招集状況報告書及び部隊編成状況により消防長に報告しなければならない。

(6) 非常招集は、次の職員を除外する。

- ア 休職中又は停職中の職員
- イ 負傷又は疾病療養中の職員
- ウ 市外への出張、出向及び派遣中の職員
- エ 管外旅行中の職員
- オ その他消防長が認めた職員

(7) 本団員及び分団長への招集は消防団長と消防次長が協議して決定し、その伝達は、原則として消防総務課が行う。

2 動員基準

(1) 風水害特別配備体制発令時

市内の災害状況	体制種別	出 場 内 容	動 員 職 員
大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪の警報のいずれかが発表されたとき。	第1次体制 (警戒体制)	災害警戒活動、気象情報及び被害状況の把握	消防総務課長、消防予防課長、警備課長、分署長、警戒要員（暴風・大雪・暴風雪の場合は、状況により職員の動員を調整す
大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪の警報のいずれかが発表され、かつ、災害が発生するおそれのあるとき又は発生したとき。	第2次体制 (災害警戒本部設置体制)	災害活動、被害状況の把握	第1次体制職員、消防長、消防次長、消防長の指示する職員
市内に大規模な災害の発生するおそれのあるとき又は発生したとき。 特別警報が発表されたとき。	第3次体制 (災害対策本部設置体制)	災害活動、被害状況の把握及び消防指揮本部の設置	全職員

(2) 震災特別配備体制発令時

市内の震度等	体制種別	活 動 内 容	動 員 職 員
震度4又は津波注意報を入手した場合	第1次体制 (警戒体制)	災害活動、地震情報及び被害状況の把握	消防総務課長、消防予防課長、警備課長、分署長、警戒要員
東海地震に関する調査情報（臨時）			
震度5弱以上又は津波警報を入手した場合	第2次体制 (災害警戒本部設置体制)	災害活動、被害状況の把握	全職員
震度5強以上又は大津波警報を入手した場合	第3次体制 (災害対策本部設置体制)	災害活動、情報収集	全職員
東海地震注意情報又は東海地震予知情報			

(3) 特殊災害特別配備体制発令時

被害程度等	体制種別	活動内容	動員職員
特殊災害の発生が予想される場合	第1次体制	災害活動、情報収集	消防総務課長、消防予防課長、警備課長、分署長、警戒要員
特殊災害が発生した場合	第2次体制	災害活動、被害状況の把握	第1次体制職員、消防長、消防次長、消防長の指示する職員
特殊災害が発生し、被害拡大の様相を呈した場合	第3次体制	災害活動、被害状況の把握及び消防指揮本部の設置	全職員

(4) 動員方法

- ア 緊急動員の必要がある場合は、所属長及び近隣在住職員を第1次、近隣在住職員以外の職員を第2次、全職員を第3次で招集する。
- イ 動員に時間的余裕のある場合は、所属長及び近隣在住職員以外の職員を第1次、近隣在住職員を第2次、全職員を第3次で招集する。
- ウ 消防長の特命による動員の場合は、その指示による。

3 警戒要員

- (1) 所属長は、災害時の消防力を増強するため、消防署非勤務職員の協力体制により警戒要員をあらかじめ指定しておくものとする。
- (2) 本署は2名、分署は1名の警戒要員を確保し、災害時の即応体制に万全を図るものとする。

4 その他

所属長は、別に定める非常招集状況報告書に基づき消防長に報告するものとする。また、別に定める部隊編成状況表を作成する。

第3章 消防力等の整備計画

第1節 消防力の現況

国の示す消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び消防団の装備の基準（昭和63年消防庁告示第3号）を指針として施設、人員等の整備を図ってきたところであるが、市民の生命、身体及び財産を保護するため、今後も「災害に強いまちづくり」をめざして一層の整備を図るものとする。

1 消防力の整備指針及び現有

消防力の整備指針及び現有は別に定める。

2 消防施設の概要

(1) 消防本部、署

平成31年4月1日現在

区分 名称	所在地 電話番号	建築年月日	構造	建築面積
			階数	延べ面積
			敷地面積	占有面積
逗子市消防本部 消防総務課 消防予防課 逗子市消防署	桜山2-3-31 TEL 046-871-4325 TEL 046-871-4326 TEL 046-871-0119 FAX 046-872-4330	平成4年 2月25日	鉄骨鉄筋コンクリート造 3／1階建	804.06m ²
				2,522.86m ²
			1,300.34m ²	2,522.86m ²
小坪分署	小坪5-21-4 TEL 0467-25-4505 FAX 0467-23-5293	昭和61年 7月1日	鉄筋コンクリート造 平屋建	413.00m ²
				388.05m ²
			769.94m ²	240.58m ²
北分署	池子1-1-1 TEL 046-873-6746 FAX 046-872-4091	昭和54年 3月25日	鉄筋コンクリート造 2階建	258.40m ²
				312.35m ²
			931.30m ²	312.35m ²

(2) 消防団

平成31年4月1日現在

区分 名称	所在地 電話番号	建築年月日	構造	建築面積
			階数	延べ面積
			敷地面積	占有面積
第1分団 (逗子会館)	逗子5-4-33 TEL 046-871-4901	昭和55年3月	鉄骨鉄筋コンクリート造 3階建	165.02m ²
				452.82m ²
			642.88m ²	55.02m ²
第2分団	桜山8-3-24 TEL 046-871-4902	平成31年3月	鉄筋コンクリート造 2階建	72.57m ²
				140.93m ²
			234.44m ²	140.93m ²
第3分団 (沼間会館)	沼間1-3-8 TEL 046-871-4903	昭和46年1月	木造亜鉛鍍鉄板 瓦棒葺2階建	105.90m ²
				202.13m ²
			442.71m ²	52.30m ²
第4分団 (池子会館)	池子2-10-10 TEL 046-871-4904	平成11年3月	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造3階建	163.02m ²
				337.26m ²
			492.12m ²	70.33m ²

第5分団 (山の根会館)	山の根2-6-16 TEL 046-871-4905	昭和47年5月	木造亜鉛鍍鉄板	56.83m ²
			瓦棒葺2階建	108.10m ²
			128.15m ²	32.00m ²
第6分団	久木6-2-39 TEL 046-871-4906	平成26年9月	木造スレート葺	52.15m ²
			2階建	89.21m ²
			89.55m ²	89.21m ²
第7分団 (小坪会館)	小坪5-21-4 TEL 0467-23-2513	昭和61年7月	鉄筋コンクリート造	413.00m ²
			平屋建	388.05m ²
			769.94m ²	73.50m ²
第8分団 (新宿会館)	新宿2-2-24 TEL 046-871-4908	平成16年9月	鉄骨造3階建	224.10m ²
				459.33m ²
			498.24m ²	91.08m ²
第9分団 (桜山下会館)	桜山5-4-5 TEL 046-871-4909	昭和45年3月	木造亜鉛鍍鉄板	90.75m ²
			瓦棒葺2階建	175.11m ²
			178.50m ²	43.06m ²

第2節 施設及び人員の整備計画

1 消防施設の整備

寸刻を争う災害から市民を守るために、機動力の結集と迅速的確な出場体制が必要である。また、今日の消防需要は複雑多様化する各種災害への対応、救急業務の高度化の要請等質的に大きく変化し、量的にも増大している。

消防は市民の安全への備えに当たるものとして、これら消防需要に対応した住民の期待と信頼に応えられる高度な消防サービスを提供していくことを求められていることから、引き続き、消防庁舎、消防団詰所の整備を図る。

2 救急救命士の確保

救急救命士法（平成3年法律第36号）の制定に伴い、高度な専門知識及び各種技術が必要となっている。このため、計画的に救急救命士の養成を図ることが必要である。

3 消防車両の整備

中高層建築物等の増加と火災発生源の変化に伴う災害要因の特殊性に対処するため、消防装備の整備と近代化を図り、かつ、省力化、軽量化に向けて、次の表の更新基準により更新整備を促進する。

車両別	更新年数	備考
普通ポンプ車	10年	はしご車のオーバーホールは初回6年、 2回目11年とし、オーバーホール後5年は 更新しない。
工作車、水槽車	12年	
高規格救急車	7年	
はしご車	16年	
消防団車両	15年	
軽自動車	6年	
その他の車両	10年	

(注) 上記基準を原則とするが、状況により更新年数を調整することができる。

4 通信施設の整備

(1) 消防指令システム等の整備

消防活動において通信の途絶は、指揮機能をまひさせ部隊行動の統率力を失う。そして市民の生命、身体、財産に大きな影響を与えるばかりでなく、災害と闘う第一線の隊員の安全管理にも大きな影響を与える。今や通信は消防活動の中枢に位置付けられる。このため、災害通報、支援情報等を管理するための消防指令システム等の万全な運用を確保するため、保守点検と整備を促進する。

(2) 消防専用無線電話の整備

消防専用無線の適正な運用を図るため保守点検と整備を促進する。

(3) 消防専用無線電話の更新基準

無 線 別		更新年数	備 考
基 地 局	基 地 局	1 0 年	
	車積載用	1 0 年	
	携 帯 用	7 年	
	固 定 用	1 0 年	

(注) 上記基準を原則とするが、状況により更新年数を調整することができる。

5 消防水利の整備

(1) 消火栓、防火水槽を常時活用できるよう点検整備に万全を期す。

(2) 年間を通じて消防水利としての活用を図るため、河川管理者等の協力を得て自然水利の活用を積極的に推進する。

(3) 消防水利となり得る井戸などの水源について、施策を講じて消防水利としての活用を図る。

第3節 装備資機材の整備計画

今日の消防需要は複雑多様化する各種災害への対応、救急業務の高度化の要請等質的に大きく変化し、量的にも増大している。消防は、住民の安全への備えにあたるものとして、これらの消防需要に対応し、生活の安全が確保されるよう住民の期待と信頼に応えられる高度な消防行政が要求されている。このため、災害の態様に適した、消防活動に不可欠な安全性の高い装備、資機材を計画的に整備する必要がある。

1 ホースの整備

ホースの耐用年数は、その材質及び使用頻度を勘案して購入から10年以内とし、広域断水時に必要な本数を考慮しながら、ホースを計画的に整備する。

2 空気呼吸器の整備

新規材等燃焼時又は有毒ガス漏えい時の事故に対処するため、空気呼吸器及び軽量型空気ボンベを順次整備する。

3 救助資機材の整備

高層化、多様化する建築物による救助事故及び海、河川、その他の水難事故に対処するため救助資

機材を整備するほか、必要な資格取得のための研修に職員を派遣する。

第4節 人員及び資機材等の点検

人員及び資機材等の整備点検は、緊急出場等とその任務完遂を目的として、消防活動等が支障なく実施できるよう通常点検、特別点検、現場点検を行う。実施要領については消防訓練礼式の基準に基づき実施する。

1 通常点検

通常業務に必要な事項についての点検及び緊急出場に備えるための点検であり、その任務遂行に当たり、支障のないように点検する。

(1) 点検項目

常点検の項目は、次に掲げる項目の全部又は一部とする。

- ア 人員、姿勢、服装及び消防手帳
- イ 訓練及び礼式
- ウ 機械器具
- エ 消防操法

(2) 点検者

ア 消防長点検

消防長は、点検項目ア及びイについて全職員を点検する。

イ 警備課長又は分署長点検

警備課長又は分署長は、必要により点検項目ア～エについて点検する。

ウ 機関員点検

機関員は、毎日の交代時に自動車検査証、緊急自動車使用届出確認書及び自動車損害賠償責任保険証を確認する。また、警備課長が別に定める消防車両等の日常点検要領により実施するほか、運行記録簿に車両の状況等を記録し、安全運転管理者に報告するものとする。

エ 分団長点検

分団長は月ごとに点検日を定め、点検項目ア～エについて点検する。

2 特別点検

特別点検の項目は、通常点検以外の必要事項とし、次に掲げる項目の全部又は一部について綿密周到な点検を行う。

- (1) 訓練及び礼式
- (2) 消防操法
- (3) 消防演習（訓練）
- (4) 機械器具
- (5) 物品及び備品並びに施設

3 現場点検

出場部隊の指揮者は、災害現場での活動後、人員、服装、機械器具その他必要事項について点検し、

現場引揚げ前に現場指揮者に異常の有無を報告する。

第4章 調査計画

第1節 各種調査計画

本計画は災害時に迅速、的確な災害活動を実施するとともに、火災予防上必要な事前の措置を講じるため、あらかじめ地域の実情を調査し、把握するために実施するものとする。

1 消防地理・水利調査

この調査は、消防活動に影響を及ぼす地形、地物、道路、河川等の状況把握及び消防水利の維持管理の適正を期するために調査するものとする。

(1) 消防地理・水利調査

- ア 地形及び地物
- イ 道路及び橋
- ウ 河川及び海岸
- エ 建築物
- オ その他災害防御上注意を要する箇所
- カ 消火栓
- キ 防火水槽
- ク その他消防水利

(2) 調査区域

調査の区域は、原則として第2章第1節2に規定する「担当区域」とする。

(3) 水利台帳の作成

担当区域内等に水利が新たに設置され、変更され、又は廃止されたときは、消防長に報告するとともに別に定める様式により、水利台帳を作成しなければならない。

(4) 消防団の消防地理・水利調査

この調査は、消防団長が必要と認めたとき又は月例点検日に各分団長が消防活動に支障をきたさぬよう地区内の消防地理、水利を把握するために行う調査をいう。

2 災害危険区域等の調査

警備課長又は分署長は、担当区域内の高層建築物、危険物施設、その他災害が発生した場合に多数の人命危険のある対象物等について調査し、消防活動に備えさせるものとする。また特に必要があるときは、その結果を関係機関に連絡し、災害の未然防止策を講じるものとする。

(1) 消防重要警防対象物の調査

火災が発生した場合、多数の人命危険又は著しい延焼拡大危険が予想される対象物又は官公庁等社会的影響の大きな対象物を把握するために行う調査をいう。

(2) 火災危険区域の調査

木造建築物が密集し、火災発生時には人命危険及び延焼危険が大であり消防活動上極めて防御困難な区域を把握するために行う調査をいう。

(3) 水害危険地域の調査

台風、集中豪雨等による大雨により水害の危険がある地域を把握するために行う調査をいう。

(4) 崖崩れ危険箇所の調査

地震、集中豪雨等により、崖崩れのおそれがある箇所を把握するために行う調査をいう。また、県、市、消防合同のパトロール調査は、警備課において行うものとする。

(5) その他の災害危険区域の調査

その他の災害危険区域で消防活動上特に調査の必要があると認めたときに行う調査をいう。

3 その他の調査業務

その他の調査業務は、担当区域ごとに実施するものとし、その種別は次のとおりとする。

(1) 空き地（枯れ草）調査

消防法第3条及び逗子市火災予防条例（昭和37年逗子市条例第14号）第24条第1項の規定により空き地の実態を調査し、所有者等に火災予防上必要な措置を講じるよう指導する。

(2) 空き家及び廃屋の調査

逗子市火災予防条例第24条第2項の規定により空き家の実態を調査し、所有者等に火災予防上必要な措置を講じるよう指導する。

(3) 街頭消火器維持管理調査

街頭消火器を維持管理するために必要な調査をいう。

第2節 火災原因及び損害調査

火災は、市民の生命・身体及び財産に大きな損害を与えるものである。そこで、火災の発生した原因と火災の拡大要因を究明するとともに、損害状況を調査集計して統計化し、各種行政施策の資料とするほか、市民生活に反映して、今後の火災の発生を予防し、火災の発生件数を減少させなければならない。

このため、逗子市火災調査規程（平成16年逗子市消防本部訓令第4号）及び火災報告取扱要領（平成6年消防災第100号）に基づき実施するものとする。

第3節 被害調査

1 災害の種別

(1) 自然災害

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他異常な自然現象によるもの。

(2) ガス、酸欠災害

ガス類の漏えい、滞留等又は酸素欠乏によるもの。

(3) 危険物等の災害

危険物、毒物、劇物、放射性物質等の流出、漏えい、飛散によるもの。

(4) 交通災害

自動車、列車、船舶、航空機等の交通機関の激突、脱線、転覆、沈没、墜落等によるもの。

(5) その他災害

前記以外のもの。

2 被害調査

被害調査は、第2節「火災原因及び損害調査」の規定を準用するほか、次によるものとする。

(1) 調査事項

- ア 災害の原因
- イ 災害発生場所又は地域
- ウ 災害に対しとられた措置
- エ 応急措置の状況
- オ 応援要請又は職員派遣の状況
- カ 避難命令、勧告の状況
- キ 活動状況
 - (ア) 出場人員
 - (イ) 主な活動内容（使用した資機材を含む）

(2) 被害状況等の報告

消防予防課長は、自然災害等の災害が発生した場合、次のア～カの様式を別に定め報告するものとする。

- ア 被害状況集計表
- イ 避難勧告指示実施状況報告書
- ウ 人的被害調査書
- エ 崖崩れ被害調査書
- オ 浸水被害調査書
- カ その他被害調査書

第4節 出場報告

警備課長及び分署長は、災害に出場した場合、別に定める出場報告書に基づき報告するものとする。また、必要に応じて次の1～6の様式を別に定めて添付して報告するものとする。

- 1 消防隊及び消防団活動状況総括表
- 2 ○○○○に伴う警備対策表
- 3 消防部隊出場状況表
- 4 気象観測状況記録表
- 5 気象通報受信状況表
- 6 河川水位観測記録表

第5章 教育訓練計画

第1節 教育

教育は、消防職員及び団員としての人格を形成し、業務を行うために必要な専門的知識並びに技能を身につけるとともに、これらを十分理解できるような健全なる心身を育成することを基本方針とし、逗子市消防職員の教育訓練に関する要綱（平成5年要綱）に基づき実施する。

第2節 訓練

災害活動の警戒、防御、行動、装備、施設等の総合力を活用し、消防業務を完遂するため、消防職、団員の訓練基本を定め、消防諸般の要求に適応させるものとする。

なお、訓練は逗子市消防安全管理要綱（昭和63年逗子市消防本部訓令第3号）に定める事項に従い、徹底した安全管理体制のもとに実施するものとする。

1 訓練、演習基本計画

- (1) 訓練及び演習は、警備課長及び分署長が実施上の重点を定めて樹立するものとする。
- (2) 施設の状況により各署で実施することが困難である訓練又は統一した指導を必要とする訓練の場合は警備課長が計画を樹立し、合同訓練として実施する。
- (3) 現場指揮要領及び配備された車両装備、資機材の操作を習熟させるための訓練は警備課長又は分署長が計画を樹立し、署所訓練として実施する。
- (4) 市内の消防事象及び消防対象物の特殊性から予想される大規模災害に対応するため、消防戦術に基づく行動及び広範な部隊運用が必要な演習は警備課長が計画を樹立し、実施するものとする。
- (5) 消防団の訓練、演習にあっては、消防団長と協議し、警備課長が計画を樹立し、実施するものとする。

2 基礎訓練

消防職員及び団員の自律心の養成に必要な礼儀、秩序の保持、職務上の言動、職務遂行上の適切な判断力の育成、消防ポンプ操作法、消防救助操法の反復習熟については、逗子市消防訓練礼式、消防操作法及び消防救助操法に関する規則（平成7年逗子市規則第8号）の訓練礼式に基づいて実施するほか、次によるものとする。

(1) 招集、出場訓練

- ア 非常招集に即応できるよう常に心掛ける。
- イ 消防団にあっては機関員を早急に確保し、乗車の定員に留意し、事故防止に努める。
- ウ 出場順路は使用水利、道路障害等を勘案し、火災状況を判断した方法をとる。
- エ 水利の選定は火点に近く水量豊富な水利に部署することを基本とし、先着隊は後着隊の部署に留意する。

(2) 水利統制訓練

消火栓使用時にあっては共倒れ防止に留意し、各隊の連携、連絡体制を訓練する。

(3) 人命救助訓練

検索等により探知し、救助を要する者の有無を短時間のうちに把握し、救出救護する訓練とする。

(4) 避難誘導、警戒訓練

延焼火災時の避難誘導の方法、飛火による延焼防止のための警戒体制について訓練する。

(5) 通信連絡訓練

無線通信の確保、情報受伝達の方法等について訓練する。

(6) 水損防止訓練

ア 資機材の準備、搬送訓練

イ サルベージシート等を利用しての被覆、導水、せき止め等の訓練を実施する。

ウ サルベージシートの折りたたみ方と継ぎ方の訓練を行う。

(7) 救急訓練

救急教育用資機材を活用して高度救命処置等の技術及び迅速的確な救急体制を確立するための訓練を行う。

3 総合訓練

大規模木造建物、中高層建物、都市災害、風水害、及び震災を想定した実践的な訓練を行うものとする。

4 訓練実施上の留意事項

(1) 訓練は、個別又は適宜組み合わせて実施する。

(2) 訓練は、可能な限り災害想定を設定し、時間経過及び災害進展状況を的確にして実施する。

(3) 訓練は、地域特性のうえに立った状況を設定して実施する。

(4) 訓練は、必要に応じ防災関係機関と連携して実施する。

第6章 災害予防計画

第1節 予防対策

1 広報活動

地域社会の安全を守るため、火災予防等人命尊重を重点とした消防広報、広聴を実施するとともに防災知識の普及高揚に努め、消防行政の円滑な推進を図るものとする。

(1) 予防広報

ア 集会広報

講習会、講演会、研修会、座談会、映画会、展覧会及び防火の集い等の機会を活用して行う。

イ マスコミ広報

新聞、テレビ、ラジオ（湘南ビーチFMを含む。）等を通じて実施するほか、街頭広報設備、「広報ずし」等を利用して行う。

ウ 巡回広報

広報車、消防車等の放送設備を利用して機動性のある広報活動と立入検査時等の個別広報により行う。

エ 無線広報

市内に設置してある防災行政無線（同報系）を活用して行う。

オ 印刷物広報

ポスター、パンフレット、チラシ、6万市民の赤色灯、その他の印刷物を配布して行う。

カ その他の広報

消防施設の見学、火災予防教室等に伴い、火災予防広報を行う。

(2) 警防広報

火災、その他の災害の実態とこれら災害の未然防止、火災の初期消火及び早期通報等について広報を行うものとする。

ア 火災等の広報

テレホンサービス等を活用して行う。

イ 災害現場広報

火災等の災害現場付近において、周辺住民等へ広報する。

(ア) 警戒区域内においては、協力要請及び避難命令

(イ) 避難対象地域においては、出火防止の指導及び避難の指示又は勧告

(ウ) その他の地域においては、出火防止の指導及び発災時における初期消火指示

ウ 引揚げ時、帰署途上時の広報

火災現場の帰署経路においては、火災の概況と合わせて適宜火災予防広報を行う。

(3) 異常気象時等の広報

異常気象時等は、第8章第1節5の「消防広報」に基づき、出火防止その他異常気象による被害の予防等について市民に広報するものとする。

2 広聴活動

消防に対する市民の意見や要望等を常に把握して、消防行政に反映させるための活動を行うものとし、アンケート調査及び集会等を積極的に行うほか、市への提案、陳情、要望、苦情、その他 の方法

により市民の声を広聴する。

3 防火意識の普及啓発

火災予防は、市民及び防火対象物の消防に対する理解と協力が得られなければ、その目的を十分に果たすことができない。したがって、上記1及び上記2に掲げる広報・広聴活動と併せて出火防止及び初期消火活動の徹底を図るものとする。

(1) 出火防止

市民及び防火対象物関係者に対して火災予防運動等あらゆる機会を通じ、逗子市火災予防条例に基づく火気の使用及び火気使用設備の使用状況など出火防止を最重点とした防火意識の普及、啓発に努めるものとする。

- ア 消火器、消火バケツ等消火器具の普及
- イ 火気使用場所の不燃化促進
- ウ カーテン、じゅうたん等防炎製品の普及促進
- エ 灯油等危険物の安全管理の徹底
- オ 学校、事業所の発火危険薬品類の安全管理と保管場所の不燃化

(2) 初期消火活動の徹底

初期消火活動の徹底を図るため、家庭、町内会、自主防災組織、事業所等を通じて、次の対策を指導するものとする。

ア 初動体制の整備

各種訓練、集会、防災パンフレット等を通じて住民の防火意識及び初期消火、避難及び通報等、災害時の行動力の向上を図る。

イ 各種訓練の実施

防火管理者が選任されている事業所に対して、消防計画に基づく各種訓練の実施指導及び地域の消防訓練への積極的な参加を呼び掛ける。

(3) 防災上重要な施設における防災教育の充実

防火管理者、危険物保安監督者等防災上重要な施設の管理者に対し、講習会、現地指導等の防災教育を実施し、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図るよう指導する。

また、一般企業の管理者に対しても安全管理及び震災時の対応についての知識の普及に努める。

第2節 火災予防査察

消防法第4条、第16条の5及び第34条の規定に基づく査察は、予防行政の根幹をなすもので、その運用の適正及び円滑な実施の可否は、予防行政を左右するものといえる。したがって、その実効を図るために、逗子市火災予防査察要綱（昭和57年）及び逗子市火災予防違反処理規程（平成18年逗子市消防本部訓令第5号）に基づき実施する。

第3節 各種防火対象物の予防対策

予防行政は、出火防止、拡大防止に止まらず、危害防止の手段まで含めて、総合的に進めなければならないので、各種防火対象物ごとに法令規制事項の実現をねらいとして予防行政を推進するものとする。

1 火災予防指導

(1) 建築物

ア 建築同意

消防法第7条の規定による同意事務は、建築物が関係法令により具備すべき防火の条件について、消防の専門的知識経験をもって、その適合性について審査する必要がある。したがってその執行に当たっては、関係法令の本旨を十分理解し、建築主事等と緊密な連絡を取りながら逗子市消防同意等事務処理規程（平成15年 消防本部訓令第2号）に基づき事務を推進するものとする。

(ア) 同意事務の基本

- a 建築計画の審査に当たっては、具体的、実質的に関係法令に適合するかどうかに立って判断しなければならないので、必要により現地調査を行い、建築物の位置、構造及び設備のほか、防火に関する周囲の条件等について消防的見地から現場に即して調査する。
- b 同意事務は、建築物の計画段階での審査であるので、同意後における追跡調査を実施し、同意に係る事項を完全に履行させるよう努める。

(イ) 同意事務体制の整備

同意事務は、防火安全の確保のための一連の予防行政の基盤をなすものであり、情勢に適応する審査体制を隨時整備する。

イ 消防用設備等の設置管理の指導

消防法第17条に規定する防火対象物は、消防用設備等を設置及び維持しなければならず、当該消防用設備等の工事施工者に対しては、工事整備対象設備等着工届又は消防用施設等工事計画書を当該防火対象物の関係者に対しては、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届の業務を課し、消防機関はこれを検査するよう法規制されている。また、当該防火対象物の関係者には、防火対象物使用開始届及び消防用設備点検結果報告書の届出・報告の義務が課されていることから消防機関としては、これらの機会を有効に活用して、書類審査と現場検査を行って適法に設置、維持されるよう指導を徹底する。

ウ 防火管理者の育成及び防火管理業務の指導

(ア) 防火管理者資格取得

消防法第8条に定める防火管理制度は、消防行政を補完し、自主防火管理体制を確立する意味から極めて重要である。したがって、防火対象物の関係者に防火管理者資格取得を推進するほか、既に防火管理者として選任されている者には上級防火管理者講習会を行い、一層高度な火災予防技術を習得させ、防火管理の適正化を図る。

(イ) 消防計画

防火管理者が作成する消防計画については、「地震防災応急計画」を含め、内容の充実した計画になるよう指導するとともに、年1回以上の見直しを行い、実態に即した計画となるよう指導を徹底する。

(ウ) 共同防火管理

共同防火管理の協議は複数の権原者の意志統一を図る必要があるので、まず関係者の理解が得られるように個々に指導し、その協議内容については、年1回以上の見直しを行い、実態に即した計画となるよう指導を徹底する。

(エ) 消防計画等に基づく消防訓練の指導

消防計画に基づき、防火対象物の関係者等が行う消火、通報及び避難の訓練（以下「消防訓

練」という。)については、実態に即した消防訓練が行われるよう指導する。

(オ) 防火対象物定期点検報告制度

消防法第8条の2の2に基づき、一定の防火対象物の管理について、火災の予防に関する専門的知識を有する防火管理上必要な消防用設備の設置及び維持などについて点検させ、防火管理が適正に行われるよう徹底を図る。

エ 火気使用設備、器具の規制

火気使用設備、器具の規制については、逗子市火災予防条例に具体的に規定されている。これらの設備、器具は、その技術の向上により逐次形態を変えており、消防機関としても常に情勢の把握に努めながら規制の方向等を研究する必要がある。

また、逗子市火災予防条例に規定されている火災予防のために必要な事項は、各種届出等の書類審査及び査察において指導を徹底する。

オ 予防規程

消防法第14条の2に基づき、危険物を貯蔵、取扱い又は高圧ガスを処理する事業所における火災、爆発、その他の災害の発生又は拡大を防止するため、危険物の取扱い作業、貯蔵方法、災害発生時の応急措置、その他防火管理上必要な事項等、具体的な内容を定めた予防規程を制定させ、事業所全般の保安管理の徹底を図る。

カ 文化財等の防火指導

文化財のある場所で必要と認められる地域は、消防法第23条に基づき、たき火又は喫煙を制限し、出火防止措置の徹底を図るとともに、直近火災時における延焼媒体となる物件等は、あらかじめ排除させておくものとする。

2 危険物

危険物の貯蔵、取扱い施設の火災は、延焼速度が極めて速く大規模な災害に発展する特性が潜在し、更に消火が非常に困難であることから、その許可及び指導時には、これらの特殊性を十分把握し、留意して災害防止の徹底を期するものとする。

(1) 許可施設

ア 事前指導

貯蔵、取扱い施設の設置又は変更に際しては、危険物関係法令に適合させるほか、総合的な防災対策を図るよう設計段階から指導する。

イ 審査、指導

貯蔵、取扱い施設の設置又は変更申請を審査する場合は、危険物関係法令の適用はもとより、特殊な危険性を有する物質を使用したり、超高压、超高温、超低温等の苛酷な使用条件が伴う施設に潜在する危険性も十分審査検討し、具体的対策を確立させる。

ウ 完成検査

貯蔵、取扱い施設が許可内容どおり完成しているか否か、付属設備が十分な機能を有し漏えい等がないか、又は必要な安全装置、消火設備等が有効に作動するか等について各種測定器具を活用し、科学的かつ精密な検査を実施し、貯蔵、取扱い施設使用前の徹底的な確認を実施する。

(2) 仮貯蔵、仮取扱い

仮貯蔵、仮取扱い承認申請審査時の調査指導はもちろん、現場の査察時は、場所、保有空地、数量、期間、消火設備等の適正管理について徹底した指導を行う。

(3) 指定数量未満の危険物等

少量危険物、指定可燃物の貯蔵、取扱い施設は、届出書類の審査及び現場の査察を通じて数量、位置、構造、設備等について適正に指導する。

3 高圧ガス

(1) 実態調査

消防法第9条の3の規定に基づく届出又は高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）及びガス事業法（昭和29年法律第51号）の規定による高圧ガス施設等の許認可の通報があった場合は、現場調査を行うとともに、高圧ガス施設等（高圧ガス保安法の適用を受けない大量の液化石油ガス及び可燃性ガスを含む。）は、毎年1回、関係者からその保有量等について資料の提出を求め、実態の把握に努める。

(2) 事前指導

可燃性ガス、毒性ガスの大規模貯蔵タンクの設置等に際しては、関係法令で定める基準によるほか、防災対策を考慮した構造及び設備とするように設計段階において指導する。

(3) 自主保安指導

関係法令に基づく自主保安基準、危害予防規程及び安全教育等の運用に際して、災害時の安全対策を指導するとともに、消防計画、防災計画の作成及び定期的な総合防災訓練の実施を指導する。

(4) 関係機関との協力

高圧ガスの所管行政庁と緊密な連携のもとに協力し、保安対策の徹底を図る。

4 毒物、劇物

消防法第9条の3の規定に基づいて届出があった際、当該毒物、劇物の貯蔵、取扱い施設の実態を把握するとともに、出火防止等、安全管理の指導を行う。また、届出の義務のない毒物、劇物についても必要に応じて調査を行い、実態の把握に努める。

(1) 自主保安指導

毒物、劇物の流出又は漏えい時において、市民及び防災活動従事者の障害を及ぼすおそれのあるものには、自主保安管理体制の強化と消防機関への早期通報、地域住民に対する避難方法の広報及び緊急体制の確立等について指導する。

(2) その他

市の関係部局と連絡を保ち、災害防止の徹底を図る。

第4節 災害時要援護者予防対策

高齢者、障がい者、乳幼児等のいわゆる「災害時要援護者」の災害に対する安全性を高めるため、査察指導又は施設訓練等により災害時要援護者予防対策を推進する。

1 社会福祉施設対策

(1) 防災設備等の整備

災害時に備え、施設機能に必要な設備等の維持管理及び整備について指導の徹底を図る。

(2) 組織体制の整備

災害時に迅速かつ的確な対応を行うため、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にするよう指導の徹底を図る。

(3) 防災教育・防災訓練の促進

災害時のとるべき行動について施設の構造、入所者の判断能力、行動能力等の実態に即した防災教育及び訓練を定期的に実施するよう指導する。

2 在宅者対策

(1) 一人暮らし高齢者宅の防火訪問

一人暮らし高齢者宅の防火等安全を確保するため、防火訪問を実施するものとする。

(2) 防災知識の普及、啓発

災害時要援護者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布するとともに、地域ぐるみの協力と理解を得られるよう啓発に努めるものとする。

第7章 警報発令伝達計画

第1節 火災警報

1 火災警報の発令及び解除

火災警報は、逗子市消防法施行取扱規則（平成15年逗子市規則第22号）第16条の規定に基づき、発令及び解除するものとする。

(逗子市消防法施行取扱規則抜粋)

第16条 法第22条第3項の規定による火災警報は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、消防長が火災の予防又は警戒上特に危険であると認められるとき発令するものとする。

- (1) 神奈川県知事から法第22条第2項の通報を受けたとき。

(2) 実効湿度60パーセント以下、相対湿度30パーセント以下であって、平均風速10メートル以上吹く見込みのとき。

(3) 平均風速15メートル以上の風が1時間以上連續して吹く見込みのとき。

火災警報は、気象状況が前項各号に定める条件を満たすとき解除するものとする。

2 火災警報は、気象状況が前項各号に定める条件を欠いたとき解除するものとする。

2 火災警報発令時の警戒

(1) 消防本部、署

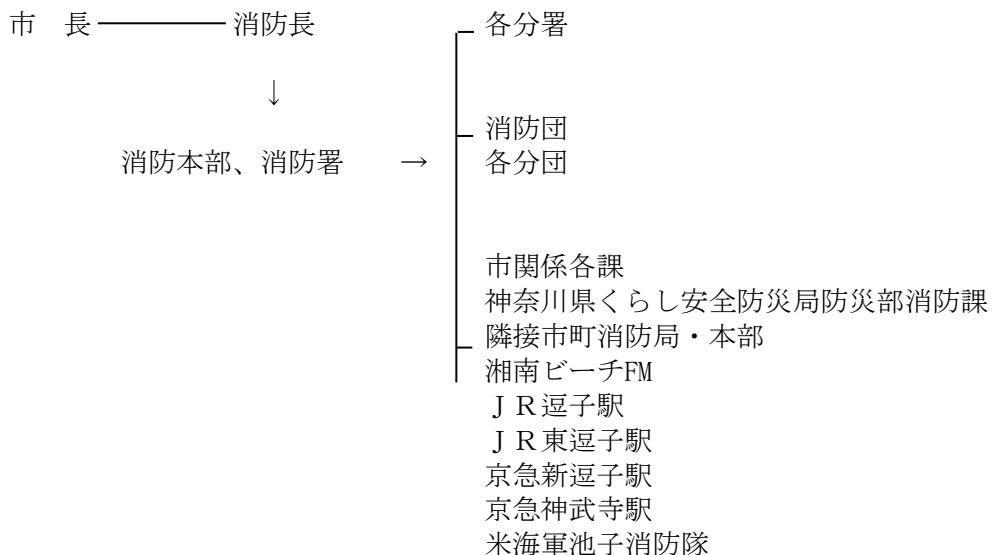
気象状況その他の諸条件により、異常災害時の第1次又は第2次部隊編成をするときは、非勤務員を動員して警戒体制に万全を図るものとする。ただし、別に消防長が指示する場合は、この限りでない。

(2) 消防団

消防団は、各分団とも5名を各分団詰所に待機させ、余剰人員は居所を明らかにして招集に応じられる体制とする。ただし、別に消防長が指示する場合は、この限りでない。

3 火災警報の伝達

(1) 発令、解除時の連絡機関



(2) 市民への周知

ア サイレン又は警鐘により消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第34条の規定に基づき寒

施する。

- イ 防災行政無線（同報系）によりサイレンの吹鳴及び広報を行う。
- ウ 消防署、分署及び消防団詰所において、「火災警報発令中」の看板を掲出する。
- エ 消防車等による巡回広報を行う。
- オ その他あらゆる広報媒体を活用して広報する。

(3) 職、団員への周知

- ア 消防職員は、警備課長の指示により順次指令システムで伝達する。
- イ 消防団員は、消防総務課長又はその指示を受けた係員が分団長以上に伝達する。

第2節 林野火災警報

1 林野火災警報の発令及び解除

林野火災警報は、逗子市消防法施行取扱規則（平成15年逗子市規則第22号）第16条の2の規定に基づき、発令及び解除するものとする。

（逗子市消防法施行取扱規則抜粋）

第16条の2 法第22条第3項の規定による林野火災の予防を目的とした火災に関する警報は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、消防長が火災の予防または警戒上特に危険であると認められるとき発令するものとする。

(1) 1月から5月までの期間において、前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であり、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下で、強風注意報が発表されているとき。

(2) 1月から5月までの期間において、前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であり、かつ、強風注意報及び乾燥注意報が発表されているとき。

2 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報を発したときの火の使用的制限の対象区域は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条に規定する地域森林計画の対象となっている民有林とする。

3 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報は、気象状況が第1項各号に定める条件を欠いたとき解除するものとする。

2 林野火災警報発令時の警戒

(1) 消防本部、署

気象状況その他の諸条件により、異常災害時の第1次または第2次部隊編成をするときは、非勤務員を動員して警戒態勢に万全を図るものとする。ただし、別に消防長が指示する場合は、この限りではない。

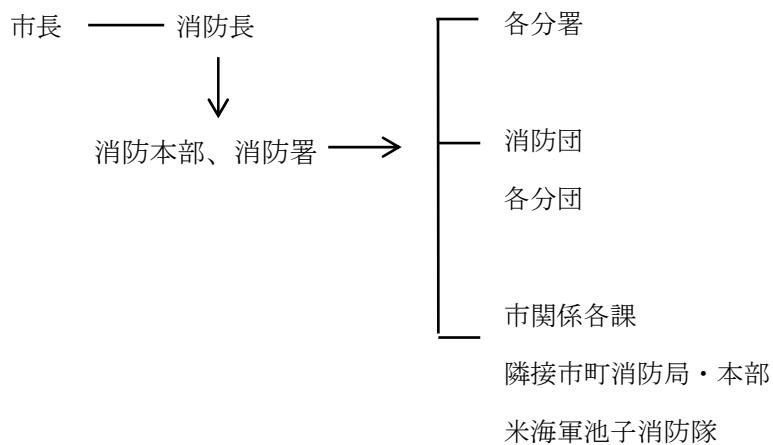
(2) 消防団

消防団は、居所を明らかにして招集に応じられる体制とする。ただし、別に消防団長が指示する

場合は、この限りではない。

3 林野火災警報の伝達

(1) 発令、解除時の連絡機関



(2) 市民への周知

- ア 逗子市消防本部ホームページ(Web サイト)への掲載及び逗子市消防本部が運営する SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)への掲載を行う。
- イ 消防署において、「林野火災警報発令中」の掲示を行う。分署においては「林野火災警報発令中」の看板を掲出する。
- ウ 消防車両等による巡回広報を行う。

(3) 職、団員への周知

- ア 消防職員は、警備課長の指示により順次指令システムメール等で伝達する。
- イ 消防団員は、消防総務課長又はその指示を受けた係員が分団長以上に電子メール等で伝達する。

第3節 林野火災注意報

1 林野火災注意報の発令及び解除

林野火災注意報は、逗子市火災予防条例施行規則（平成14年逗子市規則第48号）第6条の3の規定に基づき、発令及び解除するものとする。

（逗子市火災予防条例施行規則抜粋）

第6条の3 次の各号のいずれかに該当し、かつ、消防長が火災の予防又は警戒上特に危険であると認められるとき、条例第29条の8第1項の規定に基づき、林野火災に関する注意報を発令するものとする。

（1）1月から5月までの期間において、前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であり、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下であるとき。

（2）1月から5月までの期間において、前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であり、かつ、乾燥注意報が発表されているとき。

2 条例第29条の8第3項に規定する区域は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条に規定する地域森林計画の対象となっている民有林とする。

3 林野火災に関する注意報は、気象状況が第1項各号に定める条件を欠いたとき解除するものとする。

2 林野火災注意報発令時の警戒

（1）消防本部、署

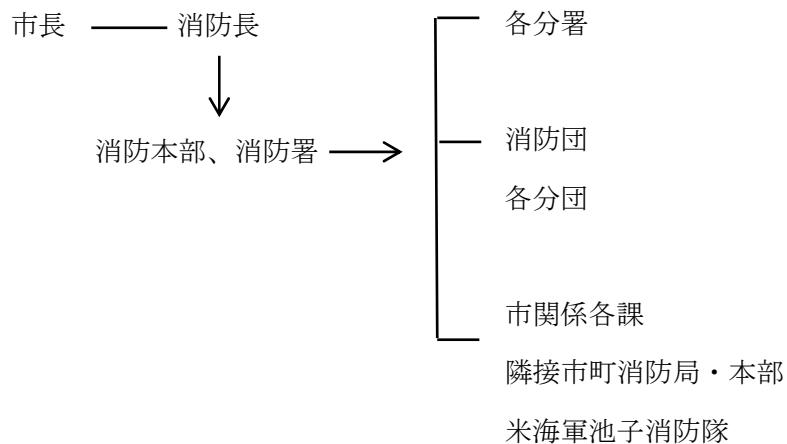
気象状況その他の諸条件により、異常災害時の第1次または第2次部隊編成をするときは、非勤務員を動員して警戒態勢に万全を図るものとする。ただし、別に消防長が指示する場合は、この限りではない。

（2）消防団

消防団は、連絡の取れる体制とする。ただし、別に消防団長が指示する場合は、この限りではない。

3 林野火災注意報の伝達

(1) 発令、解除時の連絡機関



(2) 市民への周知

- ア 逗子市消防本部ホームページ(Web サイト)への掲載及び逗子市消防本部が運営する SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)への掲載をおこなう。
- イ 消防署において、「林野火災注意報発令中」の掲示を行う。

(3) 職員への周知

消防職員は、警備課長の指示により順次指令システムメール等で伝達する。

第8章 情報計画

第1節 情報収集及び伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときの情報収集及び伝達は、通信指令室が行う。

1 気象予警報の受伝達

気象業務法（昭和35年法律第165号）に基づき横浜地方気象台が発表する注意報・警報は、次のとおり。

(1) 定義

種別	内 容
予 報	観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう
注意報	災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
警 報	重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報
情 報	台風、大雨その他の異常現象について、その実況や推移を説明するもの

(2) 予報・警報の地域細分

横浜地方気象台が発表する予報・警報の地域細分は別に定める。

(3) 注意報、警報の発表基準（神奈川県）は別に定める。

2 水防活動用警報の受伝達

水防法、気象業務法に基づき横浜地方気象台が水防活動に供するため、水防関係機関に対して発表する注意報・警報は、次のとおり。

(1) 水防活動用気象注意報

種 別	発表のための気象条件
水防活動用気象注意報	大雨注意報と同じ
水防活動用高潮注意報	高潮注意報と同じ
水防活動用洪水注意報	洪水注意報と同じ

(2) 水防活動用警報

種 別	発表のための気象条件
水防活動用気象警報	大雨特別警報又は大雨警報と同じ
水防活動用高潮警報	高潮特別警報又は高潮警報と同じ
水防活動用洪水警報	洪水警報と同じ

3 津波情報等の受伝達

(1) 注意報、警報及び情報の種類

- ア 大津波警報
- イ 津波警報
- ウ 津波注意報
- エ 地震情報
- オ 地震津波情報
- カ 津波情報

(2) 注意報・警報及び情報の発表等

- ア 津波注意報及び津波警報の発表は気象庁が行う。
 - イ 地震及び津波に関する情報の発表は、気象庁からの連絡報により横浜地方気象台が必要と認めた場合とする。
 - ウ 近海に地震が発生し、間もなく津波の来襲が予想される場合又は通信回線の障害により、気象庁からの連絡報が受けられない場合は、横浜地方気象台は独自に地震及び津波に関する情報を発表することがある。
- (3) 津波予報文は別に定める。

4 防災関連情報

(1) 神奈川県防災行政通信網

国、県の関係施設及び県内市町村を結ぶ多目的行政通信として県が設置したもので、災害情報の受伝達に活用するものとする。

(2) NTT情報案内センター専用電話

県とNTTとの協定により、緊急の場合、気象庁等から発表される警報等がNTT回線を使用し、伝達される。

(3) 関係機関への伝達

気象予警報、地震情報、津波情報及び水防情報等の情報を収集したとき又は計測震度計で震度4の地震が計測されたときは、次の防災関係機関に伝達するものとする。

ア 平日 8時30分～17時15分

　　経営企画部防災安全課

イ 上記外

　　市役所警備員室

5 消防広報

災害発生のおそれのある場合及び災害発生時においては、広報活動を通じて市民に正確な情報を周知して民心の安定を図るとともに、報道機関に対しても迅速、的確な情報の提供を行うものとする。

(1) 実施機関

逗子市災害対策本部広報班において広報活動を担当する。ただし、災害の状況に応じて、通信指令室等において実施するものとする。

(2) 広報手段

ア 市防災行政無線同報系

市防災行政無線同報系による広報は、情報伝達の迅速性を確保するため、通信指令業務に支障のない範囲で次の情報を伝達するものとする。

(ア) 震度4以上の地震発生

(イ) 津波注意報、警報の発表及び解除

イ 逗子・葉山FM放送

地震、津波その他の非常事態の際に、災害の発生の予防又は被害の軽減を図るため、緊急放送設備の使用に関する協定書（平成7年）に基づき、FM放送による緊急放送を次の放送会社に依頼し、市民に情報を伝達するものとする。

逗子・葉山コミュニティ放送株式会社

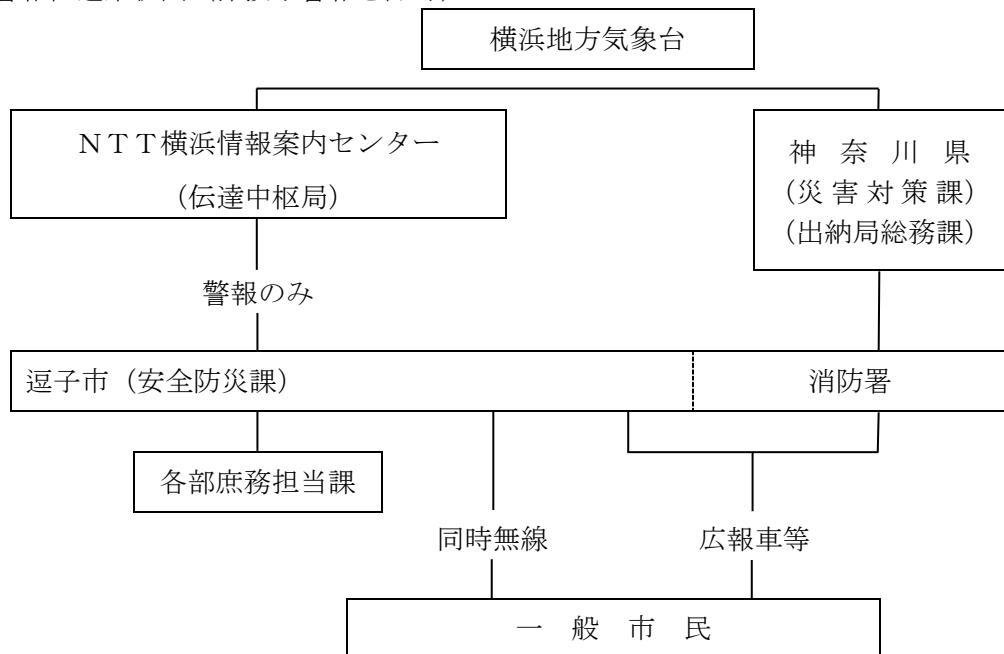
ウ 消防車等による広報

(ア) 消防予防課に配置されている広報車により、市内全域にわたり巡回広報する。

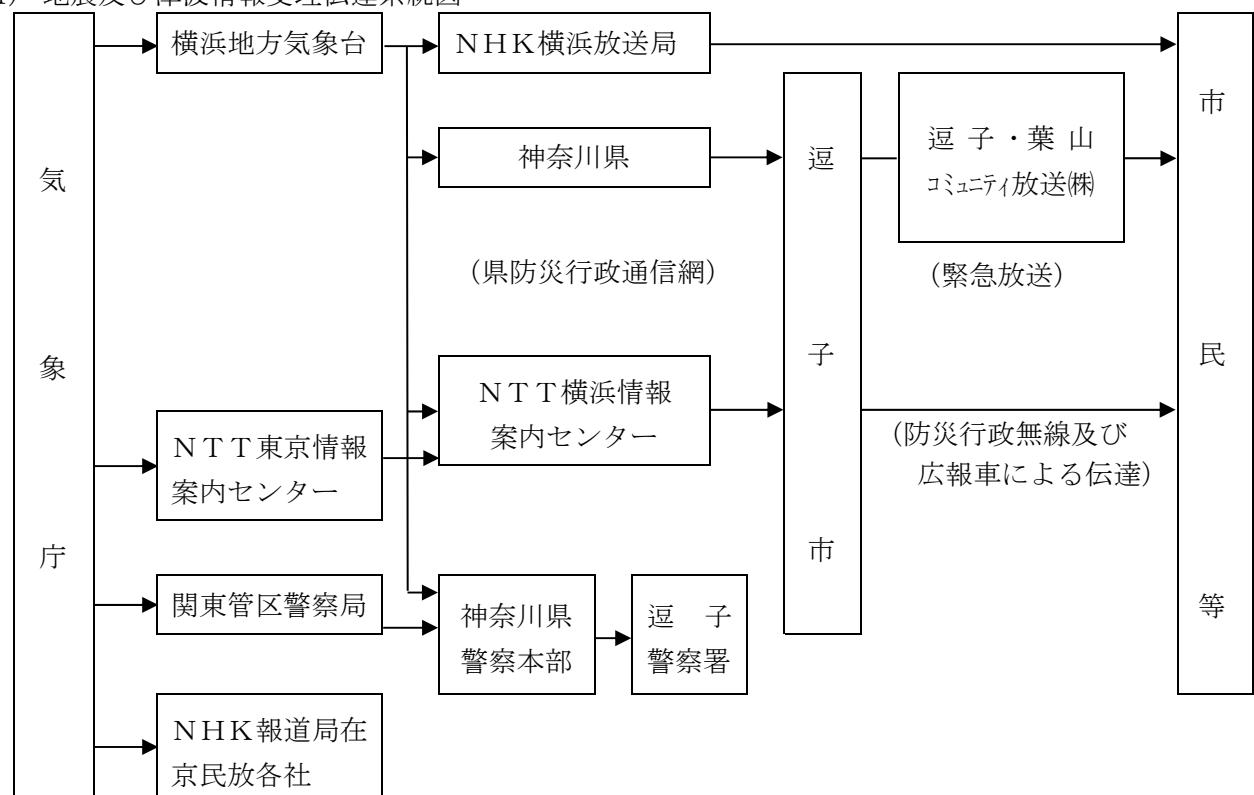
(イ) 消防署、分署及び分団に配置されている消防車等により、担当地域内を巡回広報し、情報伝達の徹底を図る。

6 情報受伝達体制

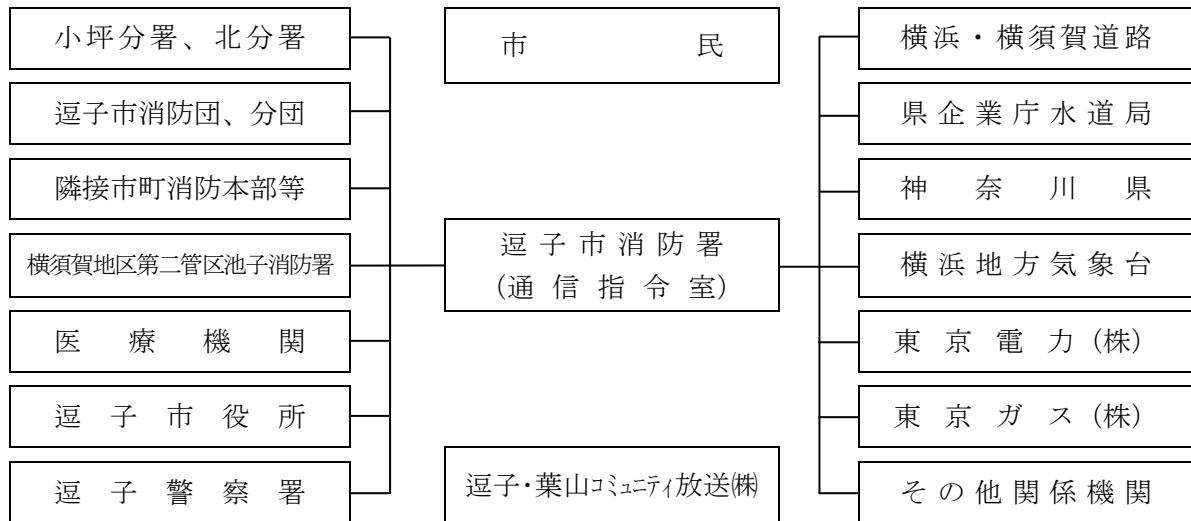
(1) 予警報伝達系統図（津波予警報を除く）



(1) 地震及び津波情報受理伝達系統図



(2) 災害等の受伝達



7 関係機関

機関名	所在地	電話番号等
鎌倉市消防本部	鎌倉市大船3-5-10	TEL 0467-44-0119 FAX 0467-44-6665
横須賀市消防局	横須賀市小川町11番地	TEL 822-0119 FAX 823-3920
葉山町消防本部	葉山町堀内2050番地の10	TEL 876-0119 FAX 876-1863
横浜市消防局	横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地の9	TEL 045-334-6789 FAX 045-334-6517
米海軍横須賀地区第二管区 池子消防署	逗子市池子字仲川1680	TEL 806-8011
公益財団法人逗葉地域医療センター	逗子市池子字桟敷戸1892番地6	TEL 873-7752
逗子市役所 (防災安全課) (警備員室)	逗子市逗子5-2-16	TEL 873-1111 FAX 873-4520 県防災TEL 9209 FAX 871-9095 県防災TEL 9212
逗子警察署	逗子市桜山4-8-41	TEL 871-0110
横浜横須賀道路 岩槻管制室	さいたま市岩槻区加倉268	TEL 048-758-4298
神奈川県企業庁企業局 鎌倉水道営業所	鎌倉市御成町12-18	TEL 0467-22-6200 FAX 0467-22-5367
神奈川県くらし安全防災局消防課	横浜市中区日本大通1	TEL 045-210-1111 FAX 045-210-8829
横浜地方気象台	横浜市中区山手町99	TEL 045-621-1991
東京電力パワーグリッド(株) 横須賀事務所	横須賀市若松町1-17	TEL 890-3501 895-7692
東京ガスライフバル(株)湘南藤沢 支社	藤沢市片瀬92	TEL 0466-82-2266
逗子・葉山コミュニティ放送(株)	逗子市池子2-5-6	TEL 875-0121 FAX 876-0185

神奈川県横須賀三浦地域 県政総合センター	横須賀市日の出町2-9-19	TEL	823-0210
神奈川県横須賀土木事務所	横須賀市公郷町1-56-5	TEL	853-8800
陸上自衛隊東部方面混成団	横須賀市御幸浜1-1	TEL	856-1291
海上自衛隊横須賀地方総監部	横須賀市西逸見町1	TEL	822-3500

第2節 消防通信指令体制

消防指令システムによる情報の一元化を図るとともに、迅速、的確な情報収集及び消防隊等に対する指令、指示、連絡その他必要な情報の受伝達を行うものとする。

1 災害通信の取扱い

災害通信の取扱いについては、逗子市消防専用無線設備取扱要綱（平成28年逗子市消防本部訓令第3号）によるほか、次のとおりとする。

(1) 災害通報の受信

ア 災害通報の受信は、災害の種別、場所、規模、程度その他必要な事項を聴取しなければならない。

イ 覚知区分は、次のとおりとする。

(ア) 消防通報専用電話

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき、総務大臣が定めた局番なしの「119」番で災害を覚知したもの。

(イ) 加入電話

消防機関がNTT等と契約を締結して設置した加入電話により災害を覚知したもの。

(ウ) 警察電話

消防機関が警察機関との間に設けた専用回線により、災害を覚知したもの。

(エ) 駆け付け通報

発見者等が直接消防機関に駆け付けて災害を覚知したもの。

(オ) 自己覚知

消防職員が署所等において災害を発見したもの。

(カ) 事後聞知

当該火災が鎮火した後、消防機関が覚知したもの。

(キ) その他

上記以外の方法により発見又は覚知したもの。

(2) 覚知後の措置

通信取扱者は、災害通報を受信したときは、迅速かつ的確に出場指令を行わなければならない。

2 部隊編成上の原則

(1) 署所内で繰上げができる場合、署所内の部隊を繰り上げる。

(2) 署所内で繰上げができない場合、東方面区域は北分署、小坪分署の順番とし、東方面区域以外は、本署、他の分署の順位で繰り上げる。

(3) 林野火災、その他の火災、即時火災及び応援火災以外の火災指令時は、救急隊を同時編成する。

- (4) 林野火災、その他の火災及び応援火災以外の火災指令時は、救助隊を同時編成する。
- (5) 災害地点が横浜横須賀道路、逗葉新道、湘南道路、逗子湾又は広域断水時の火災指令時は、逗子水槽1を優先に編成する。
- (6) 車両、船舶、航空機、危険物、R Iによる火災指令時及び危険物、R Iによる災害指令時は、逗子水槽1を優先に編成する。
- (7) 第1出場で逗子梯子1を必要とする火災指令時は、逗子1を同時編成する。
- (8) 通常災害時及び異常災害時の火災で救急隊を出場させる場合、北分署、本署の順番で編成する。
- (9) 災害地点が横浜横須賀道路の場合、原則として小坪分署消防隊は本署で待機する。
- (10) 横浜市、横須賀市及び葉山町への応援出場は本署、鎌倉市への応援出場のうち浄明寺1丁目～6丁目及び十二所（県道金沢鎌倉線以南）は北分署、その他の地区は小坪分署の部隊を編成する。
- (11) 池子住宅地区及び海軍補助施設への援助出場は、要請時に特殊車両の指定がない限り、北分署消防隊が出場する。
- (12) 受持区域の分団が出場できない場合は、災害地点に近い隣接分団を繰り上げる。

3 出場指令

(1) 出場指令の原則

出場指令は、消防指令システムによる自動選別方式とし、原則として災害通報の受信順に行うものとする。

(2) 出場指令の種類

種類	細分類	説明
火災	普通通	2階建以下の建物又はその収容物で発生した火災
	高層	3階建以上の建物又はその収容物で発生した火災
	車両	原動機によって運行することができる車両及び被けん引車又はこれらの積載物で発生した火災
	船舶	船舶又はその積載物で発生した火災
	危険物	危険物施設又はそれに準ずる施設で発生した火災
	R I	放射性物質輸送車両で発生した火災
	即時通報	即時通報登録対象物で発生した火災
	林野	森林、原野又は牧野で発生した火災
	応援火災	他市町で発生した火災
	事後聞知	当該火災が鎮火した後、消防機関が覚知したもの
救助急	その他	工作物、立木その他上記に該当しない対象物で発生した火災
	交通事故	交通事故、急病等による傷病者を医療機関へ搬送する必要のあるもの
	P A 救急	救急全隊が出場中又は傷病者が心肺停止状態と予想される場合若しくは傷病者搬送に救急隊では困難と判断した場合等消防隊が連携出場するもの
災害	救助助	交通事故、水難事故、労働災害、自損行為その他の事故で人命救助活動を必要とするもの
	風水害	地震、台風、集中豪雨、崖崩れにより、応急復旧の必要があるもの
	危険排除	危険物の漏えい、流出により二次災害の防止を必要とするもの
	化学灾害	可燃性ガス、毒性ガス等の漏えいにより二次災害の防止を必要とするもの
	R I	放射性物質輸送車両の事故により二次災害の防止を必要とするもの
	地震・津波	地震、津波による被害を軽減するための消防活動を必要とするもの

	そ の 他	高圧線のリーク等上記以外の事故で二次災害の防止を必要とするもの
調 査		災害には至らないが、正常な市民生活に軽微ではあるが支障を来すと認められ、その現象を排除し、又は確認する必要があるもの

(3) 出場指令要領

種 類	要 領 等
火 災	出場指令種別 1回
	場 所 1回
	概 要 1回
	例 「火災指令、普通火災、出場車両〇〇、場所〇〇 〇丁目〇番〇号 目標〇〇」
救 急	出場指令種別 1回
	場 所 1回
	概 要 1回
	例 「救急指令、急病、出場車両〇〇、場所〇〇 〇丁目〇番〇号 目標〇〇」

4 災害時の通信体制

(1) 通信体制の基本

- ア 消防隊等の運用のための無線通信は、通信指令室を経由して行うことを原則とし、適切な通信体制の確立に努めるものとする。
- イ 大規模な地震災害が発生したときは、有線電話の使用を制限する。

(2) 有線通信施設障害時の体制

有線通信施設（指図回線）に障害が生じたときは、各署所の消防無線（可搬型・卓上型無線機）を開局し、通信指令室からの呼出しにより実施する。

(3) 消防無線施設障害時の体制

基地局無線機に障害を生じたときは、屋上に仮設アンテナを設置し、可搬型無線機による運用に切り替える。

また、必要により高台に車載型無線機による中継局を配置し、各無線局との通信体制を確保する。

(4) 無線統制

通信長は、災害の状況により著しい混信のおそれがあると認めたときは、無線統制を実施するものとする。

ア 無線統制は、次の用語をもって発令（解除）する。

「**「ずししょうぼう**から各局、〇時〇分、無線統制を発令（解除）する。」

イ 無線統制が発令されたときは、通信指令室からの呼出し局以外は、一切の送信を禁止する。

ただし、緊急かつ重大な事案に限り、「至急」と呼称後、送信することができる。

ウ 至急通信中の無線局以外の無線局は、当該通信を傍受することを原則とする。

(5) 消防通信の優先順位

ア 災害通報受付、災害発見報告及び災害覚知報告

イ 出場指令

ウ 急を要する災害現場通信

エ 配置転換指令

オ 通信障害等復旧のため急を要する通信

カ 出場、帰署報告及び救急収容報告

キ その他前記以外の報告

5 災害信号

災害信号については、消防信号、水防信号、津波信号があり、それぞれ次のとおりである。

- (1) 消防信号 消防法施行規則第34条のとおりとする。
- (2) 水防信号 神奈川県水防信号規則（昭和24年県規則第78号）のとおりとする。
- (3) 津波信号 予報警報標識規則（昭和57年気象庁告示第3号）のとおりとする。

6 通信管理

通信設備の配置、保管、点検、整備について適正に管理する必要に基づき、次により実施するものとする。

(1) 消防総務課長の維持管理事項

- ア 消防無線の維持管理に關すること。
- イ 通信設備の配置場所、配置車両等の決定
- ウ 通信設備の新增設、変更、移設等の承認

(2) 警備課長の管理事項

- ア 通信設備の適正運用及び保管
- イ 配置場所の指定を受けない通信設備の配置場所の決定
- ウ 適正な通信連絡の設定及び通信要領による通信の徹底

(3) 点検及び整備

ア 交代時の点検

勤務交代時に通信設備の台数、外観構造の異常の有無及び通話試験等による機能の良否と電池量を確認し、災害出場に備えるものとする。

イ 使用後点検

使用取扱者により車載無線機や携帯無線機等を帰署後実施するもので、使用後の充電、付属品や物品類の亡失又は欠落の確認を行うものとする。

ウ 保守点検

年間計画により定期的に実施するもので、通信設備の台数及び機能をはじめ付属品の数量、関係書類に至るまで行い、その結果を保守記録に記載する。

(4) 事故報告

通信設備又は装備の事故は通信連絡体制に多大な影響があるため、警備課長から消防総務課長に報告するものとする。

ア 他の通信設備に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき。

イ 通信設備を焼損又は亡失、盜難等が発生したとき。

第9章 火災警防計画

第1節 消防活動の基本

1 消防活動の一般原則

(1) 組織活動の原則

消防活動の基本は現場指揮者の活動方針に基づき、各隊が相互に密接な連携を図り、組織活動に徹し、効率的な消防活動を行うことを原則とする。

(2) 隊行動の原則

ア 火災の現場行動は、現場指揮者を中心とする出場部隊の統制ある行動を基本とする。

イ 警備課長及び分署長は、警備係長又は隊長を指揮し、隊員の効率的な運用を図る。

ウ 警備課長及び分署長は、配備された装備、資機材及び消防対象物に設置されている消防用設備等を活用し、各隊の有機的な運用に努める。

(3) 現場行動の原則

ア 火災の現場活動は、火元建築物の火勢制圧による人命救助を第一とする。

イ 消火活動は、各隊間の連携を密にして、延焼拡大防止を主眼とする。

ウ 破壊活動は、最大の効果を発揮できる場所を選定する。

エ 災害活動現場において、特に安全の確保に努める。

2 出場時における遵守事項

消防隊等が、災害等の出場に際して次の各号に掲げる事項を留意し、事故防止及び消防活動の円滑な運行に努めなければならない。

- (1) 部隊指揮者は、隊員の乗車及び緊急出場に必要な装備及び赤色回転灯等を確認した後でなければ出場を命じてはならない。
- (2) 防火衣等の装着は、原則として乗車前に行い走行中には行わないように努めなければならない。
- (3) 出場順路は、水利部署及び道路幅員や交通量を考慮し、安全な最短距離を選定しなければならない。
- (4) 部隊指揮者及び機関員は、交通関係法令を厳守して安全運転を図るとともに、他の乗車員にあっても相互に協力し、事故防止に努めなければならない。
- (5) 走行中部隊指揮者は、必要に応じて拡声器等を使用し、一般車両や歩行者に注意を促すよう努めなければならない。

3 情報収集活動

先着隊の指揮者は火点に先行し、火点を一巡しながら次の情報を収集する。

- (1) 対象物の状況を把握する。
- (2) 災害の実態を把握する。
- (3) 人命危険の有無を把握する。
- (4) 作業危険の有無を把握する。
- (5) 建築防災施設及び消防用設備等の状況を把握する。

4 人命検索救助活動

(1) 検索活動

- ア 検索には必要に応じ、援護注水及び照明器具を活用し実施する。
- イ 警備係長又は隊長は、携帯無線機を装備し、逐次連絡を取りながら実施する。
- ウ 検索範囲の分担を明確にし、相互の連携を密にして検索漏れ又は重複がないよう効果的な人命検索活動を行う。
- エ 検索は階段口、窓際、行き止まり、便所、風呂場等を重点的に行う。
- オ 関係者等から避難の完了が明確に報告されるまでは、要救助者がいるものとして行動する。

(2) 救出活動

- ア 救出は要救助者の状態を掌握し、救助資機材及び地形、地物を利用して行う。
- イ 必要に応じて破壊、援護注水、照明等を併用して行うものとする。
- ウ 多数の要救助者がある場合の救出順位は危険切迫のものを優先する。
- エ 梯子を利用する場合は、急激な延焼拡大等により退路を断たれる危険もあるので、あらかじめ救出する場所、援護注水等を打合せて効果的に行う。
- オ 梯子を架ていする進入口は、原則として濃煙、熱気の噴出の少ない風上又は風横側に設定する。
- カ 濃煙内で要救助者を発見した場合は、直ちに救出に当たるとともに、所要の隊員、資機材等の応援を要請する。

5 火点検索活動

(1) 煙拡散範囲の確認活動

- ア 煙の滞留する最下階付近を最重点とし、火点を検索する。
- イ パイプシャフト、ダクトスペースの内部又は天井裏等を点検し、煙の流れに逆行して煙の流動状況を検索する。
- ウ 屋上又は空調ゾーニング等の排気口から噴煙している場合は、ダクト内火災と判断し、ダクト系統を検索する。

(2) 温度、煙の色、流速等からの火点検索活動

- ア 火点が確認できないときは、床、壁、ダクト等を素手で触り、温度の高低に配意して確認する。
- イ 白煙で流動スピードが弱いか、又は流動がない場合は、火災の第一成長期と判断し、早期に排煙措置を行い、火点を検索する。
- ウ 煙の流速が早く、かつ、温度が高いほど火点が近いと判断して行動する。特に、黄色味を帯びた黒煙が噴出しているときは、扉の開放によってバックドラフト又はフラッシュオーバーの発生危険があると判断して安全確保を図りながら行動する。

6 火勢制圧活動

(1) 消防力劣勢時の活動

- ア 路地、空き地等を阻止線とし、余裕ホースを十分とて小移動により筒先担当面を広くとる。
- イ 先着隊は、燃焼がし烈で放射熱が強く、又は建築物の倒壊危険等により接近困難な場合は、周囲建築物への延焼阻止に当たる。
- ウ 消防力が集結するまでは重要面に集中配備し、他の面は後着隊が補完する。

(2) 消防力優勢時の活動

- ア 風向及び街区状況により重要面から順次包囲し、積極的に屋内進入を図り、攻撃注水を行う。

イ 大規模木造建築物にあっては、優先順位に従って燃焼範囲を包囲するよう筒先配備して屋内進入を行う。

(3) 筒先配備

ア 街区火災のブロック角火災は、火災建築物に面する両側に優先配備し、ブロック面火災は火災建築物の背面及び両側面の順に配備する。

イ 傾斜地火災にあっては、出火建築物より高い斜面側を重点とし、次に両側面の順とする。

ウ V字型の低地からの火災は両斜面の中腹側を優先し、次に両側面の順とする。

エ 強風時の火災にあっては、大量高圧放水により風横側から挾撃するよう配備する。

オ 耐火建築物火災は、次による。

(ア) 建築物内延焼経路となりやすい次の箇所に筒先を配備する。

　a 階段系及びたて穴系で、複数階の吹き抜け部分、ダクトスペース及びパイプシャフトの床貫通部、エレベーター及びエスカレーター、ダストシュート、エアーシュート部分、ちゅう房、浴室、便所等の配水管の部分、防火シャッターパート

　b 横穴系では、パイプ等の防火区画貫通部分の天井裏部分、界壁（間仕切壁）の天井裏部分

(イ) 建築物外部から上階へ延焼経路となりやすいベランダ上の可燃物等に対しても配備する。

カ その他の火災の場合は、火災建築物の風下側を優先とし、次いで風横、風上側の順に配備して十分な余裕ホースをとる。

(4) 注水

ア 延焼防止に主眼をおき、燃焼実体に注水する。

イ 局部破壊を併用して、有効注水範囲の拡大を図る。

ウ 火勢の変化に応じて注水種別を変え、効果的な注水方法をとる。

エ 他隊の注水範囲との競合を避け、相互に注水できない部分を補うよう広範囲に注水する。

オ 内部進入を行う場合は、棒状注水で屋根材、天井材等上部の落下危険物を払い落とす。

カ 木造建築物の倒壊を防ぐため、柱とはりの付き合せ部分等を優先的に注水する。

キ 注水により、他の隊員に危害を与えないよう相互に声を掛け合い、部署位置を確認する。

ク 耐火建築物の火災室に進入口を設定するときは、火災階の廊下回り及び階段室出入口の扉を閉鎖するか、又は噴霧注水により、階段室へ煙が流入しないよう措置する。

7 水損防止活動

(1) 水損防止は火点直下階を最優先とし、防水シート等を活用する。

(2) 発電、変電設備、コンピュータ室等の上階は関係者等の協力を得て、特に入念に措置する。

(3) 地下室への消火水の流入を防止する。

8 破壊活動

(1) シャッターの解錠又は破壊活動

ア 重量シャッター、パイプシャッター

(ア) 関係者等から操作方法を聞き、屋内に進入して電動巻き上げスイッチを操作又は手動巻き上げにより開放する。

(イ) 水圧解放装置付の場合は、ホースを連結して開放する。

(ウ) 停電又は内部進入不能の場合は、エンジンカッター等の破壊器具を活用して進入開口部を設

定する。

イ 軽量シャッター

- (ア) 関係者等から操作方法を聞き、屋内に進入して開放する。
- (イ) 水圧開錠装置付の場合は、筒先の放水圧で開錠して開放する。
- (ウ) 開放不能な場合は、エンジンカッター等の破壊器具を活用して進入開口部を設定する。

(2) ラス下地モルタル壁の破壊活動

破壊予定位置のモルタル壁部分を大ハンマーで強打してモルタルを砕き、ペンチ又は鉄線カッターによりラスを切断して必要な範囲に開口を作る。

(3) 天井の破壊活動

ア 通常、押入の天井は点検口となっているので、この部分を突き上げて開口する。

イ 室内の天井を破壊する場合は、とび口等を活用して部屋の角部分又は壁に近い位置から開口する。

(4) 屋根の破壊活動

ア 瓦ぶき屋根は、棟近くの瓦を外して、野地板を切断して開口する。

イ 鉄板ぶき屋根は、鉄板相互の接合部にとび口を打ち込んで引き剥がし、野地板を切断して開口する。

ウ スレートぶき屋根は野地板がないものが多いので、足場を確保して開口する。

9 飛火警戒活動

- (1) 飛火警戒は住民、消防団と協力して飛火火災の予防、広報及び高所見張り等により飛火の早期発見、鎮圧に努める。
- (2) 必要により高所見張班、巡回警戒班等を編成し、火元建築物の風下側 100m～150mの範囲に拠点を設定し、現場指揮本部と連絡を密にする。

10 再出火防止活動

(1) 残火処理

- ア 筒先相互に連絡をとり、担当範囲を決めて残火処理する。
- イ 筒先圧力を低減させ、筒先コックを操作して外周から中心部へ、高所から低所へ順次移動して範囲を縮小する。
- ウ 必要によりホースを増加し、拡散又は噴霧注水を多用し、注水障害物の移動、落下危険のある物を除去しながら行う。
- エ 合掌、はり裏、壁間等の注水の死角となる場所は、小破壊の併用又は移動注水する。
- オ 可燃物が堆積している場所は、筒先を差し込むか又は掘り起こして消火する。
- カ 繊維、綿、布団類等水切れとともに再出火するおそれのある物品は、屋外の安全な場所に搬出する。
- キ 過剰な注水を避け、水損防止に配意する。
- ク モルタル等の壁間の潜伏火源は、壁体の温度を素手の感触で確かめ、温度の高い箇所の上部を破壊して確認する。
- ケ 夜間又は暗い場所等では、投光器による照明を確保する。
- コ 屋根瓦等の落下、モルタル壁、柱、はり等の倒壊、床の焼け抜けに注意し、危険箇所は必要に

応じロープ等で標示する。

(2) 関係者に対する説示

ア 残火処理が終了し、消防隊が現場を引き揚げる際に説示する関係者の範囲は次による。

(ア) 火元消防対象物の関係者

(イ) 類焼した消防対象物の関係者

(ウ) 強い放射熱を受けたと予想される消防対象物の関係者

イ 説示書は、次の要領で関係者に交付する。

(ア) 説示書の交付に際しては、口頭で危険と思われる場所の具体的危険性について説明し、徹底を期す。

(イ) 説示した相手の管理区分及び氏名を可能な範囲で聴取し、記録する。

交付番号 第 号 年 月 日	様
逗子市消防長 (公印省略)	
説 示 書	
消防隊の現場引揚げ後は、特に次のことについて留意していただきたく、御協力をお願いします。	
1 消防隊は、可能なかぎり詳細に火災現場を点検し、鎮火と判断しました。 しかし、焼け跡及びその周辺は、通常の場所と異なり、予見できない事由により再出火等事故発生の危険がありますので、引き続き十分監視してください。	
2 現場保存等のため指定された区域内は、原則として入らないでください。 ただし、緊急事態が発生し、又は発生するおそれのあるときは、必要な措置を講じてください。	
3 異常と思われる事象に気付かれたときは、速やかに次の連絡先へ通報してください。	
☆ 連絡先 緊急電話 119 逗子市消防署 (046) 871-0119 小坪分署 (0467) 25-4505 北分署 (046) 873-6746	

-----キリトリ線-----

出火日時	年 月 日 時 分 頃
出火場所	逗子市 丁目 番 号
受領者	(区 分) 所・管・占・他
交付	第 号 時 分 (取扱者)

11 引揚げに伴う現場点検

- (1) 残火処理及び現場保存区域の設定を完了し、火災現場において使用した一連の資機材を収納した後、隊員個々の使用した器材を自己の責任において現場点検し、その結果を各隊指揮者に報告しなければならない。
- (2) 各隊指揮者は、異常の有無を確かめてから隊員の乗車、引揚げ等について指示するとともに、人員及び機械器具等の点検状況を直ちに現場の最高指揮者に報告しなければならない。

12 引揚げ途上の遵守事項

各隊指揮者は、隊員を乗車させる前に全員を整列させ、引揚げ途上における注意事項を指示する。また、機関員は、常に安全運転を励行しなければならない。

13 引揚げ後の対策

各隊指揮者は、帰署後直ちに隊員に再点検を指示し、その結果を報告させるとともに、使用資機材の積み替え等を行い、出場態勢を整えなければならない。

第2節 指揮要領

指揮は、消防活動の核心であり原動力であるため、事態に対処するときは、沈着、冷静、旺盛な責任感と確固たる信念に基づいて部隊を統率し、効果的に遂行するものとする。

1 指揮要領の基本

(1) 状況判断

- ア 状況判断は、直感、先入感及び希望的観測を避け、できるだけ生の情報に基づき冷静に行う。
- イ 一局面や小事にとらわれず、総合的な状況把握に努める。
- ウ 状況判断に必要な情報は、災害の実態、各隊の現況及び活動環境に関するものである。
- エ 初動時における情報は、対象の実態、人命の危険、作業危険及び拡大危険に関するものを優先して収集する。
- オ 状況の変化の徵候を見逃さない。
- カ 情報には必ず情報源を付し、推測によるものはその理由を明示し、誇張又は悲観的表現は避けるよう日頃から訓練する。

(2) 決断

指揮者は状況判断に基づき、時機を逸せず、明確に部隊の活動方針を決定するものとする。

- ア 状況不明等の理由により決断をためらってはならない。
- イ 活動方針は、一度決断したら多少状況が変化しても変えない。
- ウ 状況把握が不完全のまま決断した場合は、下命後、状況把握に全力を擧げる。
- エ 指揮者の決断が遅れることにより部下は個別に行動を開始し、收拾し難い状態に陥るので、決断は早く行う。
- オ 決断の内容は具体的であること。

(3) 命令

下命に際しては、その意図を明らかにし、受命者の任務を明確に示し、かつ、強固な意志のもとに実現を期さなければならない。

- ア 命令は部下の行動を細部まで拘束せず、部下に判断の余地を与える。

- イ 下命に際し、受命者の能力、性格等を考慮する。
- ウ 下命事項は報告をとて、状況及び結果を確認する。
- エ 重要な命令は到達の確認をする。
- オ 任務を明示することにより、以降の掌握を容易にし、かつ責任感を明らかにする。
- カ 下命は指揮系統に従うことを原則とする。ただし、緊急の場合は直接関係する部隊に行う。

(4) 部下の掌握

- 指揮者は隨時報告を求め、部下の位置、活動状況を確認し、その掌握に努めるものとする。
- ア 部下の連絡手段を確保する。
- イ 掌握内容は命令の遂行状況、部隊の過不足、危険性、疲労度、心理等である。
- ウ 少なくとも延焼防止の段階では、全体の状況を総合的に確認する。
- エ 適時部下に全般の状況を通報し、安心感を与える。

(5) 安全管理

- 指揮者は、下命に際し、常に危険性に配意するとともに部下の活動環境を把握して危険性の事前排除に努めるものとする。
- ア 指揮活動の全てに安全に対する配意がなされなければならない。
- イ 孤立している筒先は、絶えずその状況を確認する。
- ウ 危険性が著しい場合は、速やかに一時退避等の緊急措置を下命する。
- エ 危険性のある現場では厳しく行動統制する。
- オ 事故発生の場合、現場が混乱しがちであるので、現場管理を徹底して実施する。

2 現場指揮

命令に基づき部下隊員を指揮して所要の任務を遂行し、上級指揮者の意図を最も効果的に実現するものとする。

(1) 士気の高揚

- 指揮者は常に部下の士気に配意し、次により自ら模範を示すとともに士気の高揚に努めなければならない。
- ア 隊員が長時間作業を継続し、又は極度に疲労している場合。
- イ 隊員に不安感又は恐怖感のある場合。
- ウ 作業に特別な技術を必要とする場合。

(2) 組織活動

- 指揮者は積極的に上級指揮者の指揮下に入り、組織活動が整然と行われるよう配意するものとする。
- ア 全体の消防活動と自己隊の任務との関連を絶えず把握して行動する。
- イ 任務が明らかでない場合は、積極的に指示を求める。
- ウ 任務が完了した場合は、報告して事後の指示を求める。

(3) 隊員の掌握

- 指揮者は絶えず部下隊員の位置、活動状況等を完全に掌握しなければならない。
- ア 部下隊員が私意に行動することのないように確実に把握する。
- イ 筒先進入位置は自ら必ず確認する。
- ウ 危険箇所への出入りは強く統制する。

(4) 判断

指揮者は受命事項を確実かつ効果的に実現するための方策を判断して実施するものとする。

- ア 自己隊の任務を基本としてとるべき手段を判断する。
- イ 自己隊の能力、装備等を前提にして判断する。
- ウ 部下隊員に無駄な負担をかけないよう手段と効果を勘案させる。

(5) 下命

指揮者は部下隊員に任務を下命する場合は、厳然たる態度をもって明確に行わなければならない。

- ア 命令は疑義をもたないよう具体的であること。
- イ 命令は一度に多く与えない。
- ウ 命令は隊員の技能を考慮する。
- エ 命令は復唱させる。

(6) 情報処理

指揮者は、絶えず情報の収集に着意し、重要な情報を把握したときは迅速に上級指揮者に報告しなければならない。

- ア 全ての部下隊員は、情報の触角となること。
- イ 人命危険及び作業危険に関する情報は、直接現場指揮者に報告する。

(7) 報告

指揮者は、受命事項の遂行状況及び担当面の状況等を隨時上級指揮者に報告しなければならない。

- ア 適切な報告は、現場指揮者の状況判断に大きく貢献することに着意する。
- イ 報告は誇張又は憶測を避け、事実に基づいた内容とする。
- ウ 自己隊の活動内容及び処置等については、時機を失うことなく必ず報告する。
- エ 無線で報告困難な場合は、口頭又は伝令員を派遣して行う。

(8) 臨機の処置

指揮者は、不測の事態に遭遇して指示を受ける余裕のないときは、自らの判断により迅速に処置し、事後速やかに上級指揮者に報告しなければならない。

- ア 倒壊、爆発危険がある場合は、速やかに退避させる。
- イ 先着隊の指揮者は注水危険又は爆発危険等がある場合は、全隊の行動を規制し、注水禁止又は進入禁止等の緊急措置をとる。

(9) 安全管理

指揮者は、絶えず部下隊員の活動環境を確認してその安全を保持しなければならない。

- ア 指揮者は自ら危険の排除に当たる。
- イ 危険の高い作業は自ら安全を確認する。
- ウ 危険の排除には、資機材を積極的に活用する。

第3節 出場報告

警備課長及び分署長は、火災に出場した場合、別に定める火災出場報告書に基づき報告するものとする。

第10章 風水害警防計画

第1節 風水害応急対策計画

1 風水害特別配備体制

台風、集中豪雨等により災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき、消防長は第2章第2節の「異常災害時の部隊編成」を発令し、警備体制を整えるものとする。

2 消防指揮本部の設置

風水害特別配備体制を確立し、災害対策の万全を図るため、第2章第4節の「消防指揮本部」を設置するものとする。

3 職員の動員基準及び参集

風水害特別配備体制が発令されたときは、消防の総力を結集するため、第2章第5節の「動員及び参集」により非勤務職員の非常招集を行うものとする。

4 初動措置

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに情報の収集活動を開始し、必要に応じ防災関係機関と密接な連絡をとり、被害の状況その他災害対策活動に必要なあらゆる情報の収集に努める。

(2) 災害の予想される危険箇所については、事前に次の状況を確認し、危険の著しい箇所については付近住民又は関係者に予防措置を講じるよう促し、あるいは、避難についての注意を与え、若しくは、部隊を出場させて措置を行わせるための巡回警戒を行う。

ア 河川水位、降雨量の状況

イ 洪水、高潮、滯水危険地域の状況

ウ 崖崩れ危険地域の状況

エ 避難所の状況

オ 通行不可能となるおそれのある主要道路の状況

第2節 風水害事前対策

逗子市内に発生した災害の中で風水害の占める位置は極めて高い。河川の氾濫による洪水だけでなく、最近は土地利用形態の変化等人為的条件からくる常水的内水氾濫の現象も起きている。水災に関しても依然消防の任務であり、気象情報その他により水災が予想されるときは、警戒に当たるものとする。

1 災害危険地域

(1) 災害危険地域の設定

災害危険地域の設定は、その地域の居住者が災害に関する認識を深め、自主的に災害に対して予防措置を講じる等、常に防災に関して意を用いさせるため、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、この地域について優先的な配慮をし、救助対策を立てるため行うものとする。

ア 危険地域の調査

危険地域を選定する場合は、あらかじめ次に定める事項を調査する。

- (ア) 洪水、滯水による危険地域については、その地域の地形、河川の流水量、堤防の強弱、池の貯水量及び流入水の障壁となる道路数の状況
 - (イ) 高潮による危険地域について、その地域の地形、防波堤の有無及び状態、潮位の推定並びに流入水の障壁となる物等の状況
 - (ウ) 崖崩れによる危険地域については、崖の地質こう配、飽和雨量、立木の状態、排水施設の状態、擁壁の状態及び崖崩れが生じた場合の付近の家屋に及ぼす影響
 - (エ) 宅地開発地域については、工事の進捗状況、地質こう配、排水施設の状態、擁壁の状態及び崖崩れが生じた場合の付近の家屋に及ぼす影響
- イ 危険地域の設定
消防長は、危険地域の調査を行い、危険地域を設定するものとする。
- ウ 関係機関への通知
危険地域の設定又は危険地域の設定に修正をした場合、消防長は市、警察署、その他の状況に応じて必要と認める機関へ通知するものとする。
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域は別に定める。

2 訓練

風水害時の応急活動を円滑に実施するための訓練は、第5章の「教育訓練計画」を準用するほか、次のとおりとする。

- (1) 訓練項目
 - ア 基本訓練
 - (ア) 水防工法用資機材取扱訓練
 - (イ) ボート取扱訓練
 - (ウ) 動員訓練
 - (エ) 情報受伝達訓練
 - (オ) その他必要な基本訓練
 - イ 現場訓練
 - (ア) 救出救護訓練
 - (イ) 水防工法訓練
 - (ウ) ボート救助訓練
 - (エ) その他必要な現場訓練
 - ウ 総合訓練
 - (ア) 水害対策総合訓練
 - (イ) その他必要な総合訓練
- (2) 訓練実施時期
梅雨時期、台風時期に備えて毎年4月から9月までに実施するものとする。

3 防災指導

風水害による被害の軽減を図るため、地域住民に対して防災意識の浸透に努めるとともに、非常時

の応急活動に必要な次の項目について防災指導を実施するものとする。

- (1) 災害の発生態様
- (2) 予想される災害の程度
- (3) 日常の心得、対策
- (4) 気象情報に対する注意と危険性の判断
- (5) 避難の勧告、又は指示があった場合の処置
- (6) 避難時の携行品及び避難途上の注意事項
- (7) 水害時の応急処置要領
- (8) その他必要な事項

4 協力体制の整備

消防長は、風水害の応急活動を円滑に実施するため、事前に防災関係機関と協議を行い、協力体制の整備を図るものとする。

- (1) 事前協議対象機関

- ア 警察署
 - イ 県土木事務所
 - ウ 市防災関係機関
 - エ その他必要な機関

- (2) 協議事項

- ア 情報交換について
 - (ア) 相互に交換する情報内容
 - (イ) 相互連絡先
 - (ウ) その他
 - イ 応急体制について
 - (ア) 出場人員
 - (イ) 出場時に持参する資機材
 - (ウ) その他
 - ウ 現場活動について
 - (ア) 相互任務分担
 - (イ) その他

5 資機材の整備及び管理

警備課長は、風水害対策用資機材の整備及び管理を次により行うものとする。

- (1) 資機材の整備

風水害時の応急活動を迅速的確に実施するため、風水害対策用資機材の整備をするものとする。

- ア スコップ
 - イ ツルハシ
 - ウ かけや
 - エ 水防用ロープ
 - オ 土のう及び土のう袋

カ 丸太及びパイル杭
キ 排水ポンプ
ク ボート
ケ その他必要な資機材及び車両

(2) 維持管理

警備課長は、保有する資機材が風水害時にその機能を十分発揮できるよう、定期的な点検整備及び使用後の点検手入れを行い、維持管理に万全を図るものとする。

第3節 応急活動

風水害における応急対策の第一線活動機関は消防機関であり、人命の救出救護を最優先とし、次により実施するものとする。

1 巡回警戒活動

風水害特別配備体制が発令されたときは、災害の未然防止と早期発見を図るため、巡回警戒活動を実施するものとする。

- (1) 巡回警戒は、災害地域を重点に担当区域全般にわたって行う。
- (2) 巡回警戒に当たっては、必要により消防広報も併せて行うものとする。
- (3) 河川、災害危険地域等を巡回し、危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに警備課長に報告し、応急活動を行う。

2 情報収集・伝達活動

風水害特別配備体制が発令されたときは、第8章「情報計画」によるほか、次により情報収集及び伝達をするものとする。

(1) 情報の種類

情報は、その内容と対策の必要性から次の4種類に区分する。

ア 気象予警報等

横浜地方気象台等からの気象予警報及び情報

イ 警防情報

(ア) 職員の動員状況及び部隊編成状況

(イ) 消防庁舎の損壊又は消防通信施設の障害等

(ウ) 降雨量等気象観測情報

(エ) 消防隊及び消防団の主要活動概要

(オ) 災害対策本部からの情報

(カ) 住民の避難勧告、指示状況

(キ) その他必要と認めるもの

ウ 災害情報

(ア) 人的被害を伴う災害

(イ) 広域又は大規模災害

(ウ) 河川の堤防決壊又はそのおそれのあるもの

- (イ) 主要道路及び橋りょうの被害による交通障害
- (オ) 社会的に重要な施設の被害
- (カ) その他必要と認めるもの

エ 被害情報

災害報告取扱要領に基づき被害情報を収集する。

(2) 情報伝達

災害対策本部が設置されたときは、地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部長へ報告するものとする。なお、災害対策本部が設置される以前においては、防災主管課に連絡するものとする。

(3) 各種情報の連絡

通信指令室において収集した各種情報のうち、災害対策本部において必要な情報は、電話及びFAX又は無線により伝達するものとする。

3 消防広報

準備体制又は風水害特別配備体制が発令されたときは、第8章「情報計画」に基づいて迅速かつ適切な広報活動を展開し、人身の安全と災害の拡大防止を図るものとする。

(1) 広報事項

次の事項を重点に広報する。

ア 注意広報

- (ア) 気象情報（台風、集中豪雨の規模、進路、雨量、風位、風速等で気象関係機関発表のもの。）
- (イ) 予想される被害（高潮、浸水、崖崩れ、河川の増水等）
- (ウ) 家屋及びその周辺の点検（窓、雨戸の補強、崖、石垣、河川の水位等の状況確認）
- (エ) 避難の準備（早めの避難、服装、携行品）
- (オ) その他必要と認める事項

イ 避難広報

- (ア) 避難勧告、指示が出された地域の範囲（〇〇地区一帯等）
- (イ) 避難先（一時避難所又は避難所の所在地、名称）
- (ウ) 避難経路（安全な避難経路の選定）
- (エ) 避難の理由（崖崩れ、河川氾濫等、危険切迫の理由）
- (オ) 避難上の注意事項（戸締まり、動きやすい服装、携行品、集団避難等）
- (カ) その他必要と認める事項

(2) 消防予防課の行う報道機関に対する広報

ア 消防本部の配備体制

イ 住民の避難状況

ウ 被害の状況

エ その他必要と認める事項

(3) 広報活動時における情報収集

消防隊等は、広報活動中、各種情報の収集に努めるものとする。

4 避難の勧告、指示

消防指揮本部長は、風水害等から地域住民の生命、身体を保護する必要が生じたときは、災害対策本部長に報告し、第14章「避難計画」により住民に対する避難の勧告、指示を実施するものとする。

5 災害活動

風水害特別配備体制発令時における消防隊等の災害出場及び災害活動の原則は、次のとおりとする。

(1) 消防隊等の出場

ア 消防隊等の災害出場は、出場指令によること。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

イ 消防隊等の災害出場は、その種別、規模により異なるが原則として次のとおりとする。

(ア) 人的被害を伴わない災害出場及び調査出場 消防隊 1隊

(イ) 人的被害を伴う災害出場 消防隊、救助隊及び救急隊 各1隊

(2) 災害活動の原則

風水害時における災害活動は、人命の安全確保を基本として次の事項に留意して活動するものとする。

ア 共通事項

(ア) 二次災害の防止

ア 指揮者は、二次災害の発生のおそれがないことを確認し、災害活動を行わせるものとする。

また、活動中は二次災害防止のため、隊員の中から監視員を選定し、災害現場全般の状況を把握できる位置に配備し、二次災害防止に努めるものとする。

イ 車両の部署位置及び資機材の置場は、二次災害を考慮して安全な場所とする。

(イ) 警戒区域の設定

指揮者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警察官、消防団等と協力して警戒区域を設定し、関係者以外の立入を禁止するとともに区域内の住民を速やかに安全な場所に避難させるものとする。

ア 隊員の安全管理

ア 災害現場活動は、長時間の重労働が予想されるので、隊員の任務活動区分、交替制度を確立して効率的な活動に努める。

イ 共同動作は、統一して行い事故防止に留意する。

ウ 悪条件下での災害活動は、足場を確保して行う。

イ 建設業防災作業員等の要請

消防隊等の装備、資機材、人員で対応できないときは、早期に逗子市災害対策本部に建設業防災作業員及び必要な重機械並びに資機材の応援を要請する。

イ 崖崩れ災害活動

(ア) 要救助者の確認

ア 先着隊の指揮者は、到着後直ちに災害の規模及び要救助者の有無等を確認し、情報を通信指令室へ報告する。

イ 要救助者の所在が不明のときは、家人又は目撃者等から事情を聴取し、その所在の確認に努め、救出漏れのないようにする。

(イ) 救出活動

指揮者は、活動範囲を決定したら、手順よく進められるよう隊員に周知して救出活動を実施

する。

(ウ) 資機材の活用

現場は、木の根、柱等が土砂に混在し、活動が困難を極めるので、木材等の切断及びがれき等の持ち上げ、引張りは資機材を効果的に活用する。

(エ) 要救助者の危害防止

土砂に埋まっている要救助者は、スコップ、ツルハシ等で傷つけないよう注意する。

(オ) 災害時の退避方法

退避は、土砂の流れる方向と直角の方向とする。土砂の流れる方向は、崖崩れに巻き込まれる危険性があるので避ける。

ウ 浸水災害活動

(ア) 水防工法の選定

水防活動の実施に当たっては、現場の状況から利用可能な資機材等を考慮し、関係機関と十分協議を行い、工法を選定すること。

(イ) 安全管理

浸水現場における活動に当たっては、命綱及び救命胴衣の着用等、安全管理に万全を期すこと。

(ウ) 救命ボートの活用

水防作業等に救命ボートを使用するときは、風速、流速、流出物の状況等を総合的に判断して、十分安全を確認のうえ活用すること。

(エ) 高潮が起因する活動

高潮発生時の堤防上の水防活動は、危険性が高く、効果的な水防活動が困難のため、避難の措置等に重点を置くこと。

6 通信体制

風水害により通信機能に障害を生じた場合の通信体制及び無線統制は、第8章の「情報計画」を準用する。

第4節 消防団活動計画

1 団員の動員及び部隊編成

(1) 団員の動員、参集

ア 団長は特別配備体制が発令されたとき、第2章第5節「動員及び参集」に基づき団員の動員を図るものとする。

イ 団員の参集

(ア) 動員命令を覚知した団員は、原則として所属分団詰所に参集する。

(イ) 服装は、災害活動に適したものとする。

(2) 部隊編成

災害応急活動時の消防団車両の部隊編成は、1箇分団あたり指揮者以下5人の出場隊員数とする。なお、災害状況により徒步隊を編成する。

2 災害応急活動

消防団の災害応急活動は次のとおりとする。

(1) 活動の基本

ア 災害応急活動の実施に当たっては、無線機を使用し、積極的に災害の状況を把握すること。

イ 消防団員に与えられた任務を有効に果たすため、活動の範囲を受持区域優先とする。

(2) 活動要領

災害発生時には、速やかに出席し、人命の安全確保を基本として、消防隊等との連携のもとに全機能を集結して活動するものとする。

第5節 出場報告

警備課長及び分署長は、調査、警戒等により出席した場合、別に定める出場報告書に基づき報告するものとする。

第11章 救助・救急計画

第1節 救助対策

災害により生命又は身体に危険が及んでおり、かつ、自らその危険を排除することができない者（以下「要救助者」という。）について、その危険を排除し、又は安全な状態に救出するための救助業務を迅速かつ的確に実施するため、救助活動に関する基準（昭和62年消防庁告示第3号）を準用するほか、次により救助活動に当たるものとする。

1 救助活動要領

(1) 状況確認

事故発生場所及び活動環境

出場から現場到着に至るまでに、可能な範囲で次のことを確認する。

- ア 人混みの状況などから、発生現場等を推察する。
- イ 周囲の状況（地形・道路・建物等）
- ウ 進入上の障害の有無
- エ 事故の規模
- オ 要救助者の有無
- カ 要救助者の位置及び人数

(2) 事故形態

ア 災害の種類・規模

指揮者は自らの目で災害現場を観察し、更に付近の者や関係者等から情報収集し、災害内容及び災害の進行状況、要救助者の人数等について確認する。

イ 付近の状況

救出行動を行うには、付近建物・工作物・土質・地形・交通量・一般人の動静等に対しても配意する。

ウ 人員、資機材等

救助隊員等の人員、救助技術、資機材の性能から救出方法及び応援要請等を決定する。

(3) 要救助者の状態

ア 要救助者の容体及び状態（位置、体位及び障害の作用状況とその程度）

イ 要救助者に作用する障害の特性（規模、構造、材質等）

(4) 救出判断

指揮者は、現場到着後、災害、事故の実態や活動環境を早期に掌握し、救出方法、救出手順など救出方針を決定し、隊員に任務分担を指示する。

ア 事故の実態が判明したならば、事故の内容、規模及び危険性と救助隊の能力（人力、機械力、組織力等）とを対比して、総合的に分析したうえで優先事項に基づいた救出方法や手順を決定する。

イ 実態掌握の結果から、初期判断に基づき予想した救出方法、使用資機材及び任務分担等に必要な補正あるいは変更を加え、統制のある組織的活動を開始する。

ウ 自己隊の隊員や資機材による救出方法に固執することなく、事故の実態に応じ、救助活動の原則及び優先事項を踏まえて、他隊、関係機関及び一般人、関係者等の活用による組織的救出方法

を決定する。

(5) 救出完了までの手順

- ア 進入障害の排除処置
- イ 二次災害発生危険の排除処置
- ウ 要救助者の救命処置
- エ 要救助者の症状悪化防止処置

(6) 手段決定上の留意事項

- ア 危険の大きい障害から排除していく。
- イ 周囲から中心部へ、順次、障害を排除していく。
- ウ 要救助者の生命、身体に影響を及ぼす障害を排除していく。
- エ 活動に着手する隊員の安全を確保して行う。
 - (ア) 足場の確保、転落防止を行う。
 - (イ) 危険性ガスの排除、消火手段（警戒筒先・消火器等）
 - (ウ) 状況により呼吸保護用器具、隊員保護用器具を装着させる。
 - (エ) 電源遮断、火気（火花等）の排除を行う。
 - (オ) 追突防止、破壊防止処置を行う。
 - (カ) 必要と思われる資機材を準備してから行動する。

(7) 要救助者が複数の場合の原則

- ア 生命の危機が切迫している者の救出を優先する。
- イ 生命の危機の度合が同位の場合には、救出が容易な者を優先する。
- ウ 生命の危機の度合が同位の場合、災害時要援護者等を優先する。
- エ 生命の危機の度合が同位の場合、苦痛の訴えの大きい者を優先する。

(8) 応急処置と救助活動の優先判断

- ア 要救助者に生命の危機が切迫しているときは、応急処置と並行して救助活動を行う。
- イ 要救助者の容体が、比較的軽微であるが、悪化が予想されるときは、応急処置を必要な範囲で行い、その後に救助活動を行う。
- ウ 要救助者の容体が、比較的軽微で悪化が予想されないときは、救助活動を行い、その後に必要な応急処置を行う。
- エ 周囲の状況や要救助者に作用する障害により、要救助者の生命に危険が切迫しているときは、救助活動を優先する。

※ 上記の判断の目安は、応急処置と救助活動のいずれかの選択をするときのみで、両活動は、努めて可能な限り並行して実施する。

(9) 活動方針の変更・補正

状況の変化により、活動方針の変更・補正を必要とするときは、適時適切な命令の変更・補正を行う。

2 救助活動の留意事項

(1) 二次災害発生危険の排除又は回避

ア 指揮者の留意事項

- (ア) 活動環境を絶えず確認して、隊員の位置、活動等の安全を確保しなければならない。指揮

者は危険の排除に努めるとともに、危険の高い活動にあっては自ら安全を確認する。

- (イ) 活動中、隊員への危険が予想された場合は、一時退避の下命をするなど行動統制を行う。
- (ウ) 隊員の体力、技能等を考慮し、担当面、方法、時間等を決定すること。
また、活動が長時間に及ぶ場合は、交替要員を確保する。
- (エ) 使用資機材等の性能限界を考慮したうえで活動させるものとし、必要により資機材の増強あるいは活動障害となる対象物件の排除を行う。
- (オ) 救出活動中、万一救出方法の変更又は誤りに気づいたときは、全員に改めて救出方法、手順、任務分担を周知徹底する。

イ 隊員の留意事項

- (ア) 常に指揮者の指示に従い、規律ある行動をとり、任務の完全遂行に心掛ける。
- (イ) 迅速のみを重点に行動しやすいが、最も大切な安全、確実ということを忘れてはならない
行動は手順どおりとし、自己の思いつき的判断で手順を省略してはならない。
- (ウ) 建物、工作物等の内部に進入する場合は、必ず緊急脱出方法を考えておくこと。
- (エ) 常に周囲の状況に配意し、他の隊員との連携を保つ。
- (オ) 行動中、特異事象が発生又は発生するおそれを見たときは、必ず指揮者に報告する。
自らの憶測判断により行動を継続してはならない。
- (カ) 確認呼称及び指差呼称は、自己の行動について自ら意識付けを行うものであり、指揮者及び
他の隊員に対して、自己の操作、行動を周知する。

3 要救助者の救命・悪化防止等の留意事項

- (1) 要救助者やその家族等関係者の異常な心理状態に配意した言動をもって対応する。
- (2) 救出を行うに当たり、要救助者の移動、動搖は最小限にとどめ、症状の悪化防止、苦痛の軽減等
を図る。
- (3) 要救助者の弱気な心理状態やショック等に配意し、力づけや励ましの言葉をかけ要救助者を安心
させ、落ち着かせる。
- (4) 危険性ガス等の中にある要救助者には、呼吸保護用器具等による呼吸の確保を行う。
- (5) 作業による受傷が予想される場合には、毛布等による保護を行う。
- (6) 救出作業に長時間を要する場合は、要救助者の状態に応じ水を与えるなどの配意を行い、苦痛の
軽減を図る。
- (7) 要救助者には、本人の出血状況や事故の凄惨さなどを見ることにより精神的安定を失わせないた
めに目隠等の処置をするほか、言動に十分な配意をする。
- (8) 傷口や顔面などに汚れた手袋で触れないようする。また、状況により隊員の感染防止にも配意
する。
- (9) 要救助者の観察は、救出作業の進展と並行して行い、救急隊との密接な連携のもと、継続的に行
う。
- (10) 要救助者の状態から、搬送することが生命に危険である場合、搬送可否の判断が困難な場合や現
場で医師による救命処置が必要であると認められる場合には、医師要請を行う。
- (11) 要救助者のプライバシーに配意する。

4 使用資機材の選定

- (1) 使用用途に合ったものを選定する。
切断、引っ張り、持ち上げ、つり上げ（下）、押し上げ等、実態に対応するものを選定する。
- (2) 障害の特性に合ったものを選定する。
材質、重量、大きさ、形状、性質、搬送距離等を考慮する。
- (3) 緊急性に合ったものを選定する。
緊急性が高い場合には、最も能力の高いものを選定する。
- (4) 同等の効果が得られる場合は、操作の簡単なものを選定する。
- (5) 確実に効果が期待できるものを選定する。
- (6) 危険の少ない安全な資機材を選定する。
- (7) 自己隊の資機材以外に他隊、他機関、関係者等の保有するもの及び現場調達が可能なもので、効果が期待されるものを選定する。

5 救助活動の中止

指揮者は、災害の状況、救助活動に係る環境の悪化、天候の変化等から判断して救助活動を継続することが著しく危険であると予測される場合においては、救助活動を中断することができる。

第2節 救急対策

傷病者の発生等に伴う救急業務の効率的運用と傷病者の救護体制を迅速かつ的確に実施するため、救急業務実施基準（昭和39年自消甲教発第6号）を準用するほか、次により救急活動に当たるものとする。

1 報 告

- (1) 救急救命士は、高度救命処置を行ったときは、救急救命士法第46条第1項の規定に基づき救急救命処置録に必要事項を記入して保存しなければならない。
- (2) 救急隊長は、収容医療機関へ到着時、医師又は看護師に搬送途上の観察等を連絡表に記入し渡すこと。
- (3) 救急隊長は、救急事故が次のいずれかに該当するときは、事故発生後速やかに救急即報を作成し、消防長に報告しなければならない。
 - ア 死者が5人以上の救急事故
 - イ 傷病者及び死者の合計が10人以上。ただし、交通事故又は急病人の場合は20人以上
 - ウ その他隊長が認める特異な救急事故

2 救急活動の原則

- (1) 救急隊の処置

ア 救急隊は、救急事故の現場に到着したときは、直ちに傷病者の周囲及び救急事故等の状況を迅速かつ的確に掌握し、必要な応急処置等を行い救急病院へ搬送しなければならない。ただし、傷病者又は家族等から、搬送先を指定されたときは、傷病者の容体及び当該医療機関等の受け入れ体制が、救急業務上の支障の有無を判断して、可能な範囲で当該医療機関に搬送することができる。

イ 救急隊員は、傷病者を救急自動車に収容し、医療機関等に引き継ぐまでの間に生命に危険があり又はその容体が悪化するおそれがあると認めたときは、必要な応急処置等を行わなければなら

ない。

ウ 救急救命士は、前項イに規定する応急処置等を行うほか、必要に応じ高度救命処置を適切に行わなければならない。

エ 救急救命士は、救急救命士法第44条第1項に規定する具体的指示を受けるときは、本市が指定している医療機関とする。

(2) 行動上の原則

ア 全ての行動は、傷病者又はその家族の立場になって行い、その状況に最も適応した行動をとる。

イ 不安感と焦燥感のある家族や衆人の中で行動することを認識し、沈着冷静に規律ある行動で対処し、その信頼に応える。

ウ 常に救急隊員としての自覚を持ち、チームワークを図って有機的に行動する。

エ 暖かい人間愛と傷病者を思いやる心をもって対処する。

オ 傷病者の生命に関する重要な業務であることを自覚し、誠実に自信を持って対処する。

(3) 傷病者の搬送と搬送中の傷病者管理

ア 傷病者の搬送

(ア) 傷病者収容基準（救急隊1隊の基準）

　a 最優先治療群の傷病者 1名

　b 非緊急治療群の傷病者 2名

　c 軽処置群の傷病者 乗車定員以内

(イ) 多数傷病者が発生した場合は、搬送先等を一覧表に記入して警備課長に提出する。

(ウ) 搬送の時期は所要の観察・応急処置及び医療機関選定が終了したときとする。

(エ) 搬送に当たっては状態に適した体位を確保し、常に観察して必要な救急処置を継続する。

(オ) 複数の傷病者があり同時に搬送できない場合は、速やかに他の救急隊を要請する。

(カ) 傷病者の搬出困難な場合は、直ちに通信指令室に報告し、消防隊等の支援要請を行う。

(キ) 転院搬送時、救急隊長は医師又は看護師を同乗させるように努める。

　また、転院搬送依頼及び同意書を受領する。

(ク) 救急隊長は、事件性等が考えられる事故に対しては、警察官を同乗させるよう努める。

(ケ) 傷病者のうち重篤患者にあっては、医療機関と連携を密にし、医師の指示に基づく適切な処置を実施する。

(コ) 救急隊長が医療機関へ傷病者を搬送する必要を認め、その旨を傷病者又は保護者等に説得したにもかかわらず、搬送を拒否された場合は、本人又は家族等の署名を受ける。

イ 傷病者の搬送制限

(ア) 明らかに死亡している者又は医師が死亡していると診断した者は、搬送しない。

　a 明らかに死亡している者の判断の基準は、次による。

　　(a) 頭部、体幹の切断等の状態から、社会通念上死亡したと判断できるもの。

　　(b) 四肢の硬直又は死斑等の状況から、社会通念上死亡したと判断できるもの。

　b 明らかに死亡している者の取扱い上の留意事項は、次による。

　　(a) 明らかに死亡している場合又は医師が死亡していると診断した場合は、警察官及び関係者等に業務を引き継ぎ、その者の氏名・職業等を確認して救急出場報告書に記録する。

　　(b) 救急現場の状況、住民感情及び関係機関相互の状況から搬送が必要と判断される場合は、警備課長に報告し、指示を受けて搬送する。

(イ) 救急隊長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第140号）第6条に規定する一類感染症、二類感染症、指定感染症又は新感染症の傷病者を搬送した場合は、救急隊員及び救急自動車等の汚染に留意し、直ちに所定の消毒を行い、この旨を消防長に報告するとともに、当該傷病者に対する医師の診断結果を確認し、所要の措置を講じなければならない。

(イ) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者又は要保護者であると認められる傷病者を搬送した場合は、福祉事務所長に通報しなければならない。

ウ 救急自動車内の傷病者等管理

(ア) 搬送中の傷病者管理

a 救急隊長は、搬送中における傷病者の管理を適切な位置で行わなければならない。

b 症状に応じた体位を確保し、特に意識障害者の体位は原則として側臥位とし、気道を確保する。

c 全身状態及び局所状態を観察し、症状に適応した応急処置を継続する。

また、傷病者の状況に応じ、安静状態を確保する。

d 症状が急変し、救命が困難であると判断されるときは通信指令室に報告して途上の医療機関に緊急処置を要請するか、又は搬送決定機関のドクターホットラインにより、指示を受けた応急処置を継続しながら速やかに搬送する。

(イ) 同乗者の扱い方

a 未成年者又は意識等に障害があるもので正常な意思表示ができない傷病者を搬送する場合は、保護者等関係者の同乗を求める。

b 同乗者については、傷病者との関係を聴取する。

c 同乗者に対する留意事項

(a) 救急隊長は、傷病者の関係者又は警察官が同乗を求めてきたときは、努めてこれに応ずるものとする。ただし、救急救命士が高度救命処置を行うために車内人員を制限する必要があると認める場合は、この限りでない。

(b) 酗酌者等で同乗に適さないと認められる者は、同乗させない。

(c) 同乗者には、傷病者管理に支障とならない安全な座席と位置を指定する。

(d) シートベルトを着装させる等、動搖及び急制動に対する危害防止について配意する。

(e) 同乗者を下車させる際は、交通の状況等周囲の安全を確認した後に下車させる。

(4) 現場保存

救急事故の原因に犯罪の疑いがあると認められたときは、直ちにこれを警察署に通報するとともに、できる限り現場保存等に留意して救急活動を行う。

(5) 出場途上等における救急事故

出場途上又は帰署途上において救急事故を覚知したときは、直ちに通信指令室へ事故概要を報告し、その指示により行動しなければならない。ただし、緊急を要する場合においては、必要な処置を行った後に報告するものとする。

(6) 傷病者の親族等への連絡

傷病者の状況により、その者の親族又は保護機関等に必要な事項を通報する。

(7) 応援要請

救急隊長は、救急事故現場に傷病者が多数発生しているとき又は、特殊な救急活動の必要が認め

られ、自隊のみで対処困難な場合は、通信指令室に救急事故の状況を通報し、要請隊数・使用救急資器材を応援要請する。

(8) 特殊事故

次のような事故が発生した場合は、救急隊のみではなく消防隊等の同時出場を行うとともに、救急隊長は通信指令室に関係機関及び関係者の現場出向依頼を行う。

- ア 負傷者が多数発生した事故
- イ R I 車両による事故
- ウ 化学薬品取扱所での事故
- エ 刺傷及び銃創事故（拳銃やナイフ等を使用した事故）
- オ その他救急隊長が認める特殊事故

3 医療機関選定の基本

(1) 選定上の基本原則

- ア 傷病者の症状に適応した医療が可能な医療機関を選定する。
- イ 傷病者又は家族等から特定の医療機関へ搬送を依頼された場合は、傷病者の症状、搬送先医療機関の状況及び救急業務上の支障の有無を判断し、可能な範囲において依頼された医療機関へ搬送する。

(2) 留意事項

- ア 医療機関の選定には、傷病者の症状、状態及び救急事故の状況等必要な情報を基に傷病者に最も適切な医療機関を選定する。
- イ 傷病者の症状から重症又は重篤と判断される場合は、専門医療機関を選定するよう努める。ただし、これらの医療機関に搬送するいとまがない場合は、救急現場に最も近い医療機関に一時収容を図る。
- ウ 医療機関の選定にあたり、医師から診療科目等について指示を受けたときは、これを優先する。

(3) 適応医療機関の選定

- ア 特殊疾患の場合は、原則として診察を受けている医療機関とする。
- イ 婦人科系の大出血等重症又は重篤者は、総合病院又は診察を受けている医療機関とする。
- ウ 眼の重傷外傷は総合病院又は入院施設のある眼科専門医療機関とする。

4 ドクターへリコプターによる救急搬送

(1) 基本方針

ドクターへリコプターにより、高次医療機関への搬送時間を短縮し、傷病者の救命率向上を図るものとする。

(2) ドクターへリコプター搬送基準

- ア 生命の危機が切迫している傷病者を救急車で医療機関へ搬送するのに15分以上を要するもの。
- イ 救急隊長又は救急救命士が必要と思われるもの。

(3) 要請方法

ドクターへリコプター要請前に収容先医療機関へ、救急隊長又は救急救命士が患者収容に係る確認を取ることとする。

(4) 他部隊との連携

ドクターヘリコプターを要請した場合、通信指令室に報告して消防隊等の支援出場を要請する。

5 応急手当の普及啓発

警備課長は、救急業務を円滑に実施するために、応急手当の普及啓発を計画的に推進するよう努めなければならない。

第3節 出場報告

警備課長及び分署長は、救急及び救助に出場した場合、別に定める出場報告書に基づき報告するものとする。

第12章 地震警防計画

第1節 発災型地震計画

大規模地震が発生した場合には、家屋の倒壊による人命損傷はもとより、同時多発火災により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防の全機能を挙げて出火防止、初期消火及び延焼の拡大防止に当たるとともに救助・救急活動を行い、地震災害から市民の生命と身体の安全を図る。そのため、人命の安全に直接関係する地域や、避難道路の優先的な消防活動をはじめ、市民生活に直接影響する施設の重点防護等、市民の安全確保を目的とした消防活動を展開する。

また、この種の災害においては、交通、避難、広報、救援及び救護等総合的施策との関連が極めて重要であるので、逗子市災害対策本部の第一線機関として、防災関係機関との密接な連携のもとに活動する。

1 震災特別配備体制

大規模地震が発生した場合、消防長は被害の状況により第2章第2節の「異常災害時の部隊編成」又は「非常災害時の部隊編成」を発令し、警備体制を整えるものとする。

2 消防指揮本部の設置

震災特別配備体制を確立し、災害対策の万全を図るため、第2章第4節の「消防指揮本部」を設置するものとする。

3 職員の動員及び参集

(1) 非常招集及び動員基準

震災特別配備体制が発令されたときは、消防の総力を結集するため、第2章第5節の「動員及び参集」により非勤務職員の非常招集を行うものとする。

(2) 震災特別配備体制発令時の参集

ア 服装及び携行品

(ア) 応急活動に適した服装とすること。（活動服、編上靴等）

(イ) 帽子又はヘルメット、手袋を着用すること。

(ウ) 水、食糧、懐中電灯を携行すること。（その他、ラジオ、ロープ、ノコギリ、スコップ、バール、ハンマー、斧等があれば持参する。）

イ 参集手段

徒歩、自転車又はバイクで参集すること。

ウ 情報の収集

職員は、参集途上に市民の動向、道路障害、災害状況等を把握し、参集後所属長に報告するものとする。

4 部隊編成

(1) 部隊編成の基本

発災当初は必要最小限の人員で、1隊でも多く部隊を編成することを重点とし、時間経過とともに部隊への増員等強化充実を図る。

(2) 部隊編成上の留意事項

- ア 発災時の部隊編成は、原則として火災に対処する体制を優先とし、火災が少なく、救助、救急事象が多い場合は、これに対処する部隊編成とする。
- イ 増強消防隊の出場が確保できない署所は、事前に消防団と協議して出場体制を確保する。
- ウ 消防車両等が道路事象により通行不能となったときは、直ちに徒步隊等を編成し、防御活動等を実施する。

5 初動措置

震災特別配備体制が発令されたときは、直ちに次の初動措置をとり、消防活動体制を整える。

(1) 警備課長及び分署長の初動措置

日勤者不在時にあっては、消防指揮本部の体制が確立されるまでの間、消防長等への報告及び特に緊急な事項を行うほか、次の措置を実施する。

- ア 震災特別配備体制の発令及び伝達
- イ 消防指揮本部の設置
- ウ 初期情報の収集、伝達
- エ 関係機関への連絡（逗子市災害対策本部及び防災関係機関等）
- オ その他必要な措置

(2) 警備課長及び分署長の初動措置

- ア 人員、車両、資機材及び庁舎状況の確認及び必要な措置
- イ 通信関係施設の確認及び情報収集伝達機能の確保
- ウ 津波警戒のための海面監視
- エ 巡回又は高所見張りによる情報収集

(3) 初動措置の留意事項

震度4に至らない地震であっても訓練の見地から必要と認めるときは、初動措置を実施し、震災時の活動要領を積極的に教養をする。

6 署外活動中の消防隊等の措置

震災特別配備体制発令時に署外活動又は災害活動に当たっている消防隊等の措置は次のとおりとする。

- (1) 調査及び事務連絡等で署外活動中の消防隊等が震災特別配備体制の発令を覚知したときは、直ちにその業務を中止し、付近の災害状況等の情報収集を行い、被害状況等を通信指令室に報告し、速やかに帰署する。
- (2) 災害活動中の消防隊等が震災特別配備体制を覚知したときは、原則として着手している災害活動を継続する。

7 情報収集及び伝達

地震発生後、応急活動に必要な情報を迅速的確に収集、伝達するため次により実施する。

(1) 初期の情報収集と伝達活動

地震発生後、初期の情報収集と伝達は、火災に係る情報を主体とし、速やかに次により実施すること。

- ア 市民からの情報収集

災害の発生場所、種別及び規模、人命危険の有無及び人的・物的被害の状況、応急活動の有無、その他災害対策上必要な情報

イ 消防団からの情報収集

火災の発生場所、程度及び延焼方向、道路及び建物等の損壊による道路障害状況、出場体制及び活動状況、その他必要な情報

ウ 消防部隊による情報収集

(ア) 高所見張員

火災の発生場所、程度及び延焼方向、道路及び建物等の損壊状況、その他必要な情報

(イ) 署所勤務員

署所付近の火災発生場所、程度及び延焼方向、道路及び建物等の損壊状況、津波被害状況、庁舎の被害及び通信施設の障害状況、消防職団員の参集状況、その他必要な情報

(ウ) 署外活動中の消防隊等

付近の火災発生場所、程度及び延焼方向、大規模救助・救急事象の発生場所及び程度、道路及び建物等の損壊等による道路障害状況、津波被害状況、その他必要な事項

(エ) 職員の参集途上の情報収集

参集途上における火災発生場所、程度及び延焼方向、大規模救助・救急事象の発生場所及び程度、道路及び建物等の損壊等による道路障害状況、津波被害状況、その他必要な情報

(2) 中期、終期の情報収集と伝達活動

地震発生に伴う災害応急活動最盛期から、震災特別配備体制が解除されるまでの情報収集、伝達は、地震災害に係る全ての情報を集約整理するため、次により実施すること。

ア 消防庁舎の損壊及び消防通信施設の被害状況

イ 職員の動員状況及び部隊の編成状況

ウ 消防隊等及び消防団の主要な活動概要

エ 逗子市災害対策本部からの情報

オ 住民の避難勧告指示状況

カ 人的被害状況

キ 火災発生及び住家の損壊状況

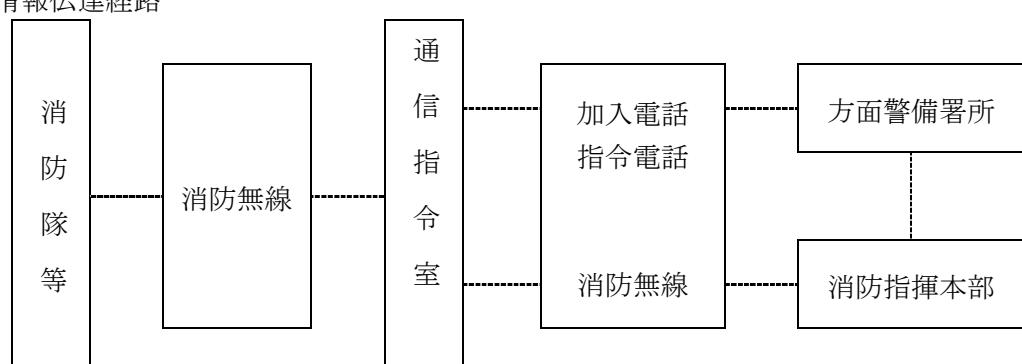
ク 河川、堤防の被害及び崖の崩壊状況

ケ 主要道路及び橋りょうの被害による交通障害状況

コ 社会的重要な施設の被害状況

サ その他必要と認めるもの

(3) 情報伝達経路



(4) 消防指揮本部と逗子市災害対策本部との調整

情報収集にあっては、逗子市災害対策本部と連絡を密にし、相互に収集した情報の通報確認を行い、調整を図るものとする。

(5) 広域応援要請

地震災害の規模が大きく、市単独の消防力では対応不可能な場合は、必要に応じ県内消防相互応援協定等による他市町村への応援要請や県外緊急消防援助隊の出動要請などを行う。

8 消防広報体制

突発的に発生した地震により、市民に対して出火防止措置及び正しい情報を伝達し、混乱防止と安全確保を図るため、第8章「情報収集、伝達計画」により広報を行う。

(1) 地震発生直後の広報

- ア 出火防止及び初期消火の呼び掛けに関すること。
- イ 津波警報及び避難に関すること。
- ウ 地震時の一般的注意事項に関すること。
- エ 災害情報に関すること。
- オ その他必要な事項に関すること。

(2) その後の広報

- ア 災害情報及び被災状況に関すること。
- イ 災害対策活動体制及び活動状況に関すること。
- ウ 地震時の一般的注意事項に関すること。
- エ その他必要な事項に関すること。

9 通信体制

大規模な地震が突発的に発生したときは、次により実施する。

(1) 通信体制

消防隊等の運用のための無線通信については、通信指令室を経由して行うことを原則とし、方面警備署所にあっては、可搬型無線機を活用し、災害の状況に応じて適切な通信体制の確立に努めるものとする。

(2) 無線統制

同時多発火災に対応するため、基地局から選択呼出しによる通信方法を原則とし、混信、混乱の防止を図る必要があると通信長が認めたときは、第8章第2節「消防通信指令体制」により無線統制を実施する。

(3) 通信系の指定と優先順位

- ア 消防指揮本部←→方面警備署所
 - (ア) 指令電話
 - (イ) 加入電話
 - (ウ) 消防無線
- イ 消防指揮本部←→出場部隊
 - 消防無線
- ウ 方面警備署所←→出場部隊

消防無線
エ 出場部隊←→活動隊員
消防無線

10 警防活動

(1) 消火活動の優先

地震災害発生時には、人命に係る多様な危険現象が複合的に発生するが、最も被害を増幅するものは、二次的に発生する火災である。人命の安全を確保するため総力を挙げて火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を図る。

また、断水による消火栓の使用不能が予想されることから、河川等の自然水利及びプール、飲料水兼用防火水槽等の防火用水施設を有機的に活用し、火災の鎮圧及び延焼拡大の阻止に当たる。

(2) 人命救助・救急活動

地震災害発生時には、落下物、建物の倒壊、火災等により多数の負傷者や生き埋めとなった人々が続出する。こうした人々の救出・搬送は一刻を争うことから、地域住民、自主防災組織、消防団、災害対策本部などと連携し、有機的な活動を行う。

(3) 緊急通行路の確保

火災現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて警察署、道路管理者、災害対策本部に交通規制、道路啓開を要請する。

また、警察官がいない場合で、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急車両の円滑を確保するため、放置車両の撤去等必要な措置を行うものとする。

11 消火活動要領

震災時の消火活動は、次により実施すること。

(1) 震災消火活動の基本

震災時の消火活動は最優先とし、消防力が優勢のときは、先制防御活動により一挙鎮圧を図り、また劣性のときは、次の原則に基づいて消火活動を実施する。

ア 重要防護地区優先

同時に複数の延焼火災を覚知したときは、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

イ 消火有効地域優先

同規模の延焼火災が出場管内に複数で発生したときは、消火有効地域を優先して消火活動を行う。

ウ 市街地火災優先

市街地の延焼火災及び市街地に面する部分の延焼火災の消火活動を優先とする。

(2) 初期消火活動体制

ア 配備場所又は、その付近で火災が発生したときは、直ちに消火活動を行い、配備場所の安全を確保したのち、消火活動の範囲を順次周辺へ拡大するものとする。

イ 地域活動中の消防隊にあっては、所在地点を中心とした火災発見に努め、火災を発見したときは、自主防災組織等を指導し消火活動を行う。

なお、津波に係る警戒区域内における消火活動については、津波来襲時の安全確保に努めるものとする。

(3) 炎上火災消火活動体制

配備場所又はその付近で火災が発生し、消火が困難と思われるときは、直ちに通信指令室に報告するほか、必要に応じ応援隊の出場を要請して延焼防止に全力を傾注する。

(4) 大規模火災消火活動体制

ア 防御線の設定等

前号の活動では火勢の阻止ができないと認めるときは、時期を失すことなく適切な防御線を設定する。

イ 防御線の基本

防御線は、幹線道路又は河川、鉄道、空き地等で阻止すべき面に耐火建築物の多い地域に設定することを原則に、有効な防御活動に努めるほか、飛火警戒及び住民等に対する避難の指示、誘導等を併せて行う。

12 救助・救急活動要領

震災時の救助、救急活動は、次により実施すること。

(1) 震災時の救助、救急の基本

震災時の救助、救急活動は、救助隊、救急隊及び徒步隊等により、人命の救助並びに救命活動を優先し、次の原則に基づき実施する。

ア 重症者優先

救助並びに救急活動は、救命の措置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携のうえ救助、救急活動を実施すること。

イ 災害時要援護者優先

負傷者多数の場合の救助、救急活動は、幼児、老人、身体障害者等災害時要援護者を優先して実施すること。

ウ 火災現場付近優先

延焼火災が多発し、同時に多数の救助、救急事象が併発しているときは、火災現場付近を優先に救助、救急活動を行うこと。

エ 救助、救急効率重視

同時に小規模救助、救急事象が併発したときは、救命率の高い事象を優先に救助、救急活動を行うこと。

オ 大量人命危険対象物優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救助、救急事象が併発しているときは、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助、救急活動を行うこと。

(2) 発災初期の活動体制

地震発生当初は原則として、署所周辺の救助、救急を行い、積極的に大規模事象の発見、並びに救急病院等の受け入れ体制を把握し、広域救助、救急体制に移行する体制を整える。

(3) 火災が少ない場合の体制

火災が少なく救助、救急事象が多いときは、早期に部隊編成順位を切替えて災害現場に投入し、積極的な救助、救急体制を確保する。

(4) 救助、救急事象の把握

救助事象は、出火防止等の広報に出場中の広報車、参集職員、消防団員、自主防災組織及び通行

人並びに警察官等、あらゆる情報媒体を活用して覚知に努めること。

(5) 消防指揮本部長の判断

消防指揮本部長は、地震発生後本市の火災状況を把握し、次により活動方針を決定する。

ア 延焼火災が多発したときは、全力を挙げて消火活動を行うほか、非勤務職員が参集し、余力が生じた時点で消火活動と並行して、救助隊、救急隊及び徒步隊等により、火災現場及びその周辺における救助、救急活動を行う。ただし、火災は発生しているが、延焼火災が少なく現有消防力で対応できる見通しがあるときは、他の部隊により消防活動と並行して救助、救急活動を実施させること。

イ 現場救護所の設置

(ア) 現場救護所の設置要領

ア 傷病者が多数発生している災害現場には、現場救護所を設置し、救護活動を行うこと。

イ 現場救護所の要員は、初期においては先着救急隊を中心にて、その災害状況に応じて順次後着救急隊の隊員をもって増強する。

(イ) 現場救護所の任務等

ア 現場救護所は、傷病者の救命効率を図るため、次の任務を行うこと。

イ (a) 傷病者に対する救命処置

イ (b) 傷病者の傷病程度の選別

イ (c) 傷病者の搬送順位の決定

イ (d) 傷病者数、氏名、年令、性別等の記録

イ 現場救護所には、直近の医師又は、地域防災計画に基づき、編成される医療救護班の派遣を求める。

イ 傷病者の搬送は、医療機関又は仮設救護所の受け入れ体制を確認後行うこと。

(6) 関係機関との協力

消防指揮本部長は、災害発生時における総合的な救助、救急体制を確立するため、逗子市災害対策本部及び各防災機関並びに医療機関と緊密なる連絡を図り、協調を図るものとする。

13 津波対策活動要領

地震発生後の津波対策は、海面監視及び情報収集に全力を傾注し、迅速かつ適切な部隊の配置に基づき、地域住民への周知を行い安全避難の徹底を図るため、次により実施する。

(1) 活動方針

ア 広域、周知の迅速徹底

消防隊及び消防団は、津波の発生又は、発生のおそれがあるときは、海岸及び沿岸道路若しくは、沿岸住民に対し、迅速、的確に広報を実施して周知の徹底を図る。

イ 短時間避難

避難に際しては、津波到達時間を予測して到達以前に避難を完了させる必要がある。したがって短時間にしかも整然と実施すること。

ウ 高所避難

警戒地域の実情を判断し、地形上高所への避難若しくは、鉄筋コンクリート3階以上の建築物への避難を優先し、実施すること。

エ 災害時要援護者優先避難

避難の指示は、幼児、老人、身体障害者等を優先して実施すること。

(2) 津波対策活動体制

ア 発災するおそれのあるときの活動体制

消防隊は、定められた配置に基づき広報並びに避難指示を行うとともに、海面監視及び情報の収集に努め、発災時の体制に移行する。

イ 発災初期の活動体制

津波発生当初は、原則として避難誘導に主力をおき、高所への避難及び警戒区域を設定し、立入禁止等の措置を講ずる。

ウ 発災、中・後期の活動体制

早期に部隊の増強を図り、発災地域の広報、避難誘導等を行うとともに避難、広報体制の確立を図る。

(3) 津波事象の把握

津波の発見は、監視のみでは困難のため、あらゆる情報を収集把握し、関係機関からの情報媒体を活用して覚知に努める。

(4) 消防指揮本部長の判断

消防指揮本部長は、津波発生後災害状況を把握し、次により方面警備署所に活動方針を指示する。

ア 沿岸全域にわたって被害が確認されたときは、余力部隊を投入し、津波の現場及びその周辺における避難の誘導及び広報を行うこと。

イ 局部地域の被害が確認されたときは、現有消防力の一部を転用し、消防活動と並行して避難及び広報に従事させる。

(5) 現場活動及び任務

ア 出場中の各隊（分団も含む）は、海面監視及び広報並びに避難誘導等を行い、異常を認めたときは、速やかに通信指令室へ報告する。

イ 出場中の各隊は、通信指令室からの情報を聴取し、緊急時の活動体制がとれるよう各隊員間との連絡を密にする。

ウ 広報活動にあっては、担当区域を徹底して行うとともに、併せて避難の指示等も行う。

エ 避難の指示等は明確な避難場所を指示し、迅速かつ適切に行う。

(6) 関係機関の調整

消防指揮本部長は、逗子市災害対策本部と連絡を密にし、相互に情報を収集するとともに、方面警備署所は、津波対策活動体制の確立を図る。

14 避難の勧告、指示

消防指揮本部長は、地震災害等から地域住民の生命、身体を保護する必要が生じたときは、災害対策本部長に報告し、第14章「避難計画」により住民に対する避難の勧告、指示に当たるものとする。

15 応急手当方法の指導

地震発生時には、同時に多数の負傷者が発生し、それらの負傷者の最初の救護者は近くの住民となる。このため、第11章第2節の「救急対策」により、市民に対する応急手当方法の指導を積極的に推進するものとする。

16 防火意識の啓発

地震発生時には、火気を使用する器具及び発火危険薬品の漏えい、混触等により広域にわたって同時に多発的に火災が発生し、特に木造密集地においては大火災に発展する危険性が極めて大きい。

このような火災の発生や延焼の拡大を防止するため、第6章の「災害予防計画」により初期消火の徹底など出火防止を基本とした火災予防指導や防災上重要な施設における防災教育の充実を図る。

17 報 告

(1) 活動被害等の報告

警備課長又は分署長は、震災特別配備体制が解除されたときは、第4章「調査計画」により活動報告及び被害報告を行う。

(2) 報告期日

報告の期日については、被害調査が終了した翌朝とする。

第2節 予知型地震計画

1 地震予知情報等の収集と伝達

東海地震注意報及び警戒宣言に係る情報並びに大規模地震関連情報（以下「地震予知情報」という。）は次により収集伝達すること。

(1) 地震予知情報等の収集責任者

地震予知情報は、警備課長が収集すること。なお、他の所属長が、地震予知情報等を収集した場合は、速やかにその内容を警備課長に連絡すること。

(2) 地震予知情報等の収集上の留意事項

ア 県防災行政通信網及び電話での収集を行う。

イ 横浜地方気象台等の関係機関に対し、積極的に問い合わせて収集すること。

(3) 地震予知情報等の伝達

警備課長は、東海地震注意報を覚知したときは、次により伝達すること。

ア 東海地震注意報の伝達

（ア）消防長及び消防次長に報告するとともに、所属長に連絡すること。

（イ）各署所には、電話又は電話ファクシミリにより連絡し、一斉指令及び消防無線による伝達は行わないこと。

イ 東海地震予知情報等が公開された場合

東海地震注意報、地震予知情報が報道機関等により一般市民に公開されたときは、一斉指令等で各署所等へ連絡する。

ウ 関係機関との協議

警備課長は、地震予知情報等の円滑な収集を図るため県災害消防課、市防災主管課、横浜地方気象台等の関係機関と連絡を密にし、必要事項について事前に協議するものとする。

2 震災特別配備体制

東海地震注意報を覚知したとき、又は消防長が必要と認めたときは、震災特別配備体制を発令し、消防体制を整える。

3 消防指揮本部等の設置

消防長は、震災特別配備体制を確立するため、第2章第4節の「消防指揮本部」を設置する。

4 職員の動員及び参集

震災特別配備体制発令後、消防の総力を効率的に結集するため第2章第5節の「動員及び参集」により、非勤務職員及び団員の動員を行う。

5 部隊編成

震災特別配備体制発令時には部隊の増強を図り、警戒活動体制及び災害応急活動体制の増強を図るものとする。

(1) 方面別警備体制の編成

非常災害時の組織及び事務分掌による。

(2) 部隊編成上の留意事項

ア 部隊編成の初期は原則として火災に対処する体制を優先する。

イ 東海地震予知情報が一般市民に公開されたときは、迅速に広報活動が開始できる体制を整える。

6 初動体制

地震予知に伴う震災特別配備体制が発令されたときは、直ちに次の初動措置をとり、警戒活動体制を整えるものとする。

隊名	措置
各隊共通	1 庁舎及び車両等の安全確保 2 落下、転倒物の防護措置 3 非常電源等の確認 4 計画、資料の活用 5 その他責任者が必要と認める事項
指揮支援隊	1 消防指揮本部の設置 2 応急資機材等の調達 3 燃料、食糧、飲料水等の確保 4 職、団員等に係る情報収集
情報調査隊	1 巡回広報体制の強化 2 情報収集及び防災主管課との連絡調整 3 危険物等の監視、警戒、応急措置、指導
通信指令室	1 情報の収集及び関係機関等への伝達 2 通信施設の確認及び安全確保 3 医療機関等との連絡調整 4 市民への情報提供
警備隊	1 出火防止、初期消火の処置 2 受付、立番、高所見張り勤務の実施 3 部隊編成 4 消防隊等の出場準備 5 車両移動無線局の開局及び試験 6 車両等の安全確保及び資機材の確認と増強 7 巡回広報

第3節 警戒活動

1 警戒宣言発令に伴う消防活動方針

警戒宣言発令前後から地震が発生するまでの間における消防指揮本部の任務は、「警戒宣言発令」という特殊な事情のなかで、混乱を起こしている市民の人心の安定を図ること及び発災に備えて出火防止並びに総合消防力の強化充実を図ることである。したがって、これらの任務を果たすため混乱防止のための広報及び自主防災組織の活用等、攻勢的な活動を展開するものとする。

2 警戒広報

地震の発生が予知されたときは、次により警戒広報を実施する。

(1) 警戒広報の実施時期

警戒広報の実施時期は、原則として警戒宣言発令後とする。

(2) 警戒広報の実施場所

警戒広報を重点的に実施する場所は、次のとおりである。

ア 市内全域の防災行政同報系無線設置場所

イ 主要駅及び商店街等の多数の者が集まる場所

ウ 高台地域等で発災後、水道の断水、減水が予想される地域

エ その他消防長が必要と認める地域

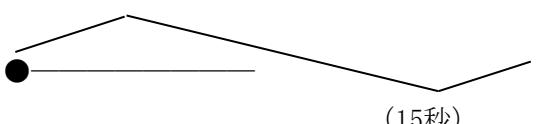
(3) 警戒広報実施隊

警戒広報は、情報調査隊及び警備隊の消防車両等により実施するものとする。

(4) 警戒広報区分

警戒広報は、防災信号による広報と情報調査隊及び警備隊等による巡回広報に区分し、警戒宣言が発令されたときは、大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）第4条に定める防災信号により広報を実施する。

なお、防災行政同報系無線による広報は、原則として市防災主管課で行うものとする。

警 鐘	サ イ レ ン
(5点) ●-●-●-●-● ●-●-●-●-●	(45秒)  (15秒)

備考 1 警鐘又はサイレンは適宜に時間継続すること。
2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

(5) 警戒広報実施上の留意事項

ア 巡回広報は、行動の自粛、正しい情報の収集、出火防止、初期消火及び家具の転倒防止等について呼び掛けること。

イ 広報は全市統一を期するため、警戒宣言の発令当初は努めて次の広報文を用いること。

(ア) ただいま東海地震の警戒宣言が発令されました。

(イ) 逗子市内でも大きな地震が予想されますので、皆さんの落ち着いた行動で被害を最小限にし

ましょう。

- (ウ) あわてずに、デマにまどわされないようテレビ、ラジオから正確な情報をきいてください。
- (エ) 火を使うときは、すぐ消せるよう必ずそばにいてください。また、万一火がでてもすぐ消せるよう、消火器を見やすい場所に置いたり、風呂のくみおきをして、消火の準備をしましょう。
- (オ) 家具は倒れないよう固定し、高い所にあるものは下へ降ろしてください。
- (カ) 外出はやめましょう。また、車は絶対に使用しないでください。

(6) 警戒広報実施中の発災時の措置

警戒広報中に地震が発生した場合は、初期の段階については地震発生に伴う応急措置及び出火防止、初期消火を主眼に広報を行うこと。

なお、災害出場の指令を受けた消防隊等にあっては、広報活動を中止して災害応急活動に従事する。

第4節 消防団活動計画

1 団員の動員及び部隊編成

(1) 団員の動員

団長は、地震発生による震災特別配備体制が発令された場合、団員を動員するものとする。

(2) 団員の参集及び部隊の集結

ア 通常災害時又は異常災害時に動員命令を受けた団員は、速やかに各分団詰所に参集しなければならない。

イ 非常災害時に動員命令を受けた団員は、各分団詰所に参集した後、次の署所に部隊を集結しなければならない。

分 団 名 等	集 結 署 所 等
本 団	消 防 本 部
第1分団、第3分団、第9分団	本 署
第4分団、第5分団、第6分団	北 分 署
第2分団、第7分団、第8分団	小 坪 分 署

2 災害応急活動

(1) 活動の基本

ア 災害応急活動の実施にあたっては、積極的に災害の状況を把握すること。

イ 消防団員に与えられた任務を有効に果たすため、活動の範囲を受持区域優先とする。ただし、震災特別配備体制が発令されたときは、その方面別地域を受持区域とする。

(2) 任務及び活動要領

消防隊と徒步隊の任務及び活動要領は、次のとおりとする。

ア 消防隊の編成と任務及び活動要員

(ア) 消防隊のホースは、原則として25本以上を装備する。

(イ) 災害発生時は、火災防御及び警戒活動にあたる。

(ウ) 消防隊の活動は、担当区域を優先とする。

(エ) 消防隊の防御要領にあっては、本章第1節11の「消火活動要領」に準ずる。

イ 徒歩隊の編成と任務及び活動要領

- (ア) 災害発生時には速やかに受持区域に出場し、地域住民に対して出火防止の呼び掛け及び初期消火、人命救助活動等住民を指導して実施する。
- (イ) 災害の進展状況に応じて住民の緊急避難の誘導を担当する。
- (ウ) 分団長又は方面別警備本部との連絡を保持し、的確な情報の収集と報告に努める。
- (エ) 消防隊及び消防団ポンプ隊との連絡を保持し、活動協力に努める。
- (オ) 救出、救助活動にあたっては、有効な資機材の確保に努めるとともに地域住民、自主防災組織と連携して活動に当たる。

第5節 出場報告

警備課長及び分署長は、災害に出場した場合、別に定める出場報告書に基づき報告するものとする。

第13章 特殊災害警防計画

第1節 特殊災害警防体制

大規模火災、危険物火災、ガス爆発、自動車事故、列車の脱線、衝突事故及び航空機の墜落など、複雑多様化した特殊災害に対処するための応急体制等について定めるものとする。

1 特殊災害特別配備体制

消防長は、市域に特殊災害が発生又は発生するおそれがある場合、被害の状況により第2章第2節の「異常災害時の部隊編成」を発令し、警備体制を整えるものとする。

2 職員の動員基準及び参集

特殊災害特別配備体制が発令されたときは、消防の総力を効果的に結集するため、第2章第5節の「動員及び参集」により非勤務職員の非常招集を行うものとする。

3 現場指揮本部の設置

消防長は特殊災害特別配備体制を確立し、災害対策の万全を図るため、第2章第4節の「現場指揮本部」を設置するものとする。

4 情報収集及び伝達

(1) 情報の収集

通報者及び関係者等からの情報収集の徹底を図る。

(2) 情報事項

- ア 災害発生日時、場所、原因、災害種別及び規模
- イ 人命危険の有無、人的被害の状況
- ウ 物的被害の状況
- エ 応急活動の状況
- オ その他災害対策上必要な事項

(3) 現場広報

災害等が発生した場合は、直ちに周辺住民等に対する正しい情報の提供並びに被災者に対する情報収集活動を開始し、混乱等の発生を未然に防止する。

- ア 災害又は事故の概要
- イ 被災者の氏名等及び収容先
- ウ 市及び消防本部の体制並びに応急措置の概要
- エ 災害の拡大予想、避難指示等
- オ その他必要な事項

第2節 中高層建築物火災対策

1 事前対策

市域内の中高層建築物等の都市型火災防火対策及び消火活動等について定め、火災による被害の軽

減を図ることを目的とする。

(1) 実態把握

消防隊等は、災害発生時に円滑な消防活動を行うため警防調査を実施し、これらの施設の実態を把握しておくものとする。

(2) 事前対策

警備課長及び分署長は、防火管理者等と協議のうえ火災防御計画を策定し、計画が有効、適切に活用されるよう努めるものとする。

2 救助・救急活動

救助、救急活動については、第11章「救助・救急対策」を準用するほか次による。

(1) 避難誘導

- ア 携帯マイクを活用し、安全に避難できる出入口地点まで誘導する。
- イ 避難誘導は、地上を原則とする。中高層建築物でやむを得ないときは屋上へ誘導する。
- ウ 防火戸、シャッター等の閉鎖は、避難者の有無を確認して行う。
- エ 排煙、排熱活動を同時に実施する。
- オ 他の建築物又は施設との間に連絡通路がある場合は、その活用を図る。
- カ 避難者は、理性が混乱しているので、安心感を与えて誘導する。

(2) 救助要領

- ア 要救助者を発見したときは、直近又は安全な出入口から地上へ救出する。
- イ 自力脱出可能な者は、援護注水により避難路を確保して地上まで誘導する。
- ウ 要救助者多数のときは、要救助者全員を、一旦付近の安全な場所まで救出し、その後、順次地上まで救出する。
- エ 自隊の救助器具のほか、地形、地物の活用を図る。
- オ 状況により十分な照明を行い、安全を確保する。

3 応急対策

中高層建築物における現場活動は、建物の業態、構造形態により差異があるので、防御計画に基づいて活動する。

(1) 現場指揮本部等の設置場所

現場指揮本部は、防御計画に定める所定の場所に設置する。

(2) 警戒区域の設定

警戒区域の設定にあたっては、緊急車の通行路及び活動現場の確保、交通規制、工作物又は窓ガラスの落下危険等の災害状況を総合的に判断して早期に設定する。

(3) 消防隊の進入

建物内への進入は、出火上層階を優先し、次いで出火下層階とする。ただし、火災の状況から内部進入して一挙鎮圧できると判断したときは出火階とする。

(4) 消防用設備等の活用

中高層建築物に設置されている消防用設備等を最大限活用する。

(5) 情報収集

情報収集担当者は、状況把握のため関係者から必要な事項を可能な範囲で収集する。

(6) 人命救助、検索

人命救助、検索活動は、援護注水態勢を整えながら、相互連携のもとに実施する。

(7) 避難誘導

避難誘導に当たっては、避難施設を最大に活用し、火点階、火点直上階、その他の階の順に実施する。また、二次災害防止に留意する。

(8) 排煙、排熱活動

排煙、排熱活動は、窓、階段口、エレベーターシュート、出入口等を開放することが効果的であるが、この場合、濃煙、高熱の流動、上層階及び隣接建物への延焼危険、上層階の人的危険を考慮し、次の要領で実施する。

ア 窓、出入口を開放するかガラスを破壊して水平又は垂直排煙を行う。

イ 排煙機を活用するほか、噴霧注水、高発泡によって強制排除する。

ウ 排煙設備の活用

建物に設置されている排煙設備については、その機能が働いているか否かを確認し、未作動のものについては起動措置を構する。

(9) 消火活動

水利部署及び防護部署については、防護計画に定める部署位置を原則とする。

(10) 水損防止

火点直下階がコンピュータ等、水損により著しい被害を生ずる施設である場合は、水損防止の措置を講じた後、水損防止対策用ノズルをもって注水し、必要最少限度の注水にとどめる。また、火点室に固定消火設備が設置されている場合は、当該設備を有効に活用する。

(11) 群衆の整理

現場活動の円滑を図るため、一般車両等の排除、群衆整理について、所轄警察署に協力を要請する。

(12) 接続建物への延焼防止等

他の建物、施設、地下等の連絡通路に消防隊を配備し、防火シャッター等の開閉を確認して、濃煙、熱気の流入及び延焼防止を行う。

第3節 集団救急事故

災害により救急隊を3隊以上集中的に運用する必要がある事故（以下「集団救急事故」という。）が発生したときは、次により実施する。

1 出場体制

(1) 通報内容から集団救急事故が発生したと認められるときは、必要な救急隊、救助隊、消防隊等（以下「救急隊等」という。）を出場させるものとする。

(2) 救急隊等の隊長は、現場において集団救急事故と認めたときは、災害の種別及び傷病者の数を通信指令室に報告するとともに、現場指揮者、増強救急隊等の出場を要請することができる。

(3) 集団救急事故が発生した場合、必要により次の臨時救急隊を編成し、災害活動にあたるものとする。

ア 担架隊

(ア) 担架隊とは、災害時における救出活動の迅速を期するため、出場した消防隊のうち、現場指

揮者が指定した消防隊により編成する。

(1) 担架隊にあっては、救急用担架・応急担架等を活用し、救急搬送活動を行う。

イ 臨時搬送隊

自力歩行可能な多数の軽症者を医療機関又は後方の安全な場所へ搬送する隊をいう。

なお、搬送車両、隊員及び必要な資機材は、現場指揮者が要請するものとする。

(4) 集団救急事故が発生し、救急隊又は資機材が不足する場合は、第15章「応援協力計画」により隣接市町等に応援要請をするものとする。

2 現場指揮者の活動要領

(1) 直ちに災害状況を把握して活動方針を決定し、必要消防隊等の早期要請及び資機材の調達を図る。

(2) 消防力の効率的な運用を図るため、出場部隊を掌握し、救助、重症度選別、応急処置、搬送等の任務分担を指定する。

(3) 傷病者の分散収容を図るため、収容医療機関を指定する。

(4) 災害の状況及び傷病者の人数等から判断して必要と認めたときは、応急救護所を設置する。

(5) 人的被害状況を一覧表にし、傷病者の氏名、収容先の情報を統括するとともに、現場広報を行う。

3 救急隊等の活動要領

(1) 現場の早期把握

現場に到着した救急隊等の指揮者は、災害現場の状況から傷病者が多数であると判断した場合は、速やかに次の事項を把握し報告する。

ア 災害の種別並びに概要

イ 傷病者の概数

(2) 救急活動

ア 救命活動の優先

イ 応急救護所の設置

ウ 傷病者の重症度選別

エ 応急救護所における応急措置及び容体管理

オ 医療機関への傷病者の搬送

カ 医療機関の収容状況把握

キ 傷病者に関する情報収集及び現場指揮本部への報告

(3) 救急隊による傷病者の重症度選別

最先着の救急隊長は、災害現場に傷病者多数と判断した場合、重症度選別を行った後、次のトリアージタグを傷病者の見やすい部位に表示するとともに、重症者を優先に応急処置を行う。

なお、現場に医師が到着した場合は、重症度の選別をゆだねるものとする。

トリアージタグ 赤色（I）は、緊急治療、黄色（II）は、準緊急治療、緑色（III）は、軽症、黒色（O）は、死亡

(4) 機動力の現場集中

出場救急隊等は、傷病者等の搬送、その他により現場を離れたときは現場指揮本部が解散し、又は現場指揮者からの特命があった場合のほか、全て災害現場に再出場し、その都度活動状況等を報告するものとする。

(5) 傷病者収容の留意事項

医療機関の収容状況把握と傷病者に対する適切な医療を確保すためには、収容能力に応じた分散収容が必要であるので、現場指揮本部又は救急隊等は次の事項に留意して分散収容を図るものとする。

- ア 通信指令室は、医療機関の収容可能状況を確認し現場指揮本部に報告するとともに、告示医療機関のほか、協力医療機関に対しても積極的に傷病者の収容を依頼し、収容施設の確保に努める。
- イ 救急隊は、傷病者搬送を行うに当たり、観察の結果、重症と判断された者から順次医療機関へ搬送しなければならない。
- ウ 救急隊等は、傷病者の搬送時に当該医療機関の収容状況を確認し、その状況を現場指揮本部及び通信指令室へ報告するものとする。
- エ 現場指揮本部は、通信指令室からの医療機関及び救急隊等の収容状況報告に基づき、医療機関における収容能力と状況を勘案して、以後の搬送先について適切な指示をするものとする。

4 医療機関の状況把握

傷病者を搬送する場合、災害の実態に応じ、かつ、医療機関の収容能力に応じた分散収容を図り、適正な救急医療を確保するものとする。

5 医療機関との協調

救急活動の適正を期するため、常に逗葉地域の病院、二次輪番制病院及び関係機関と密接な連絡を図り、現場活動上必要な事項について協議するものとする。

- (1) 災害発生時における情報連絡
- (2) 医療機関の収容能力、受入れ及び手術体制
- (3) 医療救護班の編成及び現場派遣方法
- (4) 収容医療機関及び現場応援のための医師、看護師の動員計画
- (5) 現場で必要な救急薬品及び医療資機材の備蓄並びに輸送方法
- (6) 人的及び施設的医療態勢において、より整備された医療施設若しくは市外の医療機関への再収容又は移送に対する協力態勢
- (7) その他必要な事項

6 救急資機材の調達並びに整備方針

過去における災害の教訓と将来予想される災害を考えあわせ、現場活動に必要な次の救急、救助資機材を逐次整備し、機動力の充実及び救命率の向上に努めるものとする。

- (1) 軽便な担架の備蓄
- (2) 高規格救急自動車又は搬送用車両の整備及び増強
- (3) ドクターホットライン、救命率向上に係る装備の充実
- (4) その他の救急、救助資機材の整備

7 災害情報の収集

- (1) 情報収集の統一

災害情報の収集は、統一を期するため原則として現場指揮本部で行うものとする。

(2) 搬送傷病者の調査報告

傷病者を搬送する救急隊等の指揮は、搬送途上又は医療機関において傷病者の氏名等必要事項を確認して通信指令室及び現場指揮本部に報告するものとする。

8 現場広報

現場広報は、現場指揮本部が設置されている間行うものとするが、人心安定策に留意し、慎重を期さなければならない。

(1) 災害又は事故の概要

(2) 被災者の氏名等及び収容先

(3) 市及び消防本部の体制並びに応急措置の概要

(4) その他必要な事項

第4節 危険物・高圧ガス・毒劇物施設等応急対策

危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、爆燃及び危険物、毒劇物、放射性物質の漏えい等の災害を予防し、また発災時においては、関係者に適切な技術的助言、情報の提供を要請すること等、適切な対策を講ずることにより被害の軽減を図り、市民の生命、身体、財産を保護する。

1 警防活動の基本

爆発、爆燃、毒性ガス施設における災害は、常にその態様が多種多様であり瞬時に事故に進展するばかりか、二次、三次災害の発生危険も高く、その結果、周辺地域にまで危険の波及が予想される。

(1) 災害防止活動の優先

この種の災害においては、災害の連鎖的拡大及び二次災害の発生により消防力の不足を來し、被害が大幅に増大するおそれがあることから、特に発災初期においては、消防の総力を挙げて、災害の拡大と二次災害発生の防止を図るものとする。

(2) 人命の救助、救急活動

一次災害発生に伴う負傷者、中毒者等に対しては、早期の救命処置が必要であることから、必要に応じた資機材を活用し、人命の救助救急活動を実施する。

(3) 住民の安全確保

災害の発生又はその災害の拡大により、市民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがあることから、周辺住民に対する避難の勧告、指示等を実施し、住民の安全確保を図るものとする。

2 災害態様による個別の消防活動計画

(1) 危険物災害防御活動

危険物災害は、他の一般災害と異なり防御活動にも多くの困難が伴い、消防隊の集中運用と活動が要求される。これら災害の防御に当たっては、その災害実態を確実に掌握し、最善の防御活動を展開しなければならない。

ア 防御活動

(ア) 発災事業所等から早期に情報を収集し、危険物の種別、数量、引火、爆発等危険性の有無及

び防御に必要な消防力、消火剤等必要資機材の確認を行い早期にその対策を樹立する。

- (イ) 発災事業所等の自衛消防隊の活動状況を確認し、相互に連携した活動を行う。
- (ウ) 多量な危険物火災の場合は、周辺施設への延焼防止を優先する。
- (エ) 有毒ガス発生火災においては、空気呼吸器を着装し、ガスの種別、発生量、温度を確認し、原則として風上に防御部署を配置する。
- (オ) 災害現場にあっては、統制ある指揮のもとに行動し、単隊行動は避ける。
- (カ) 消火活動は、危険物の種別に応じた消火方法を実施し、状況によって危険物の除去、移動又は冷却を行う。
- (キ) 発災施設に固定消火設備がある場合は、最大限に活用を図る。
- (ク) 消火剤による消火に当たっては、消火活動が中断することのないよう補給体制を整えてから行う。
- (ケ) 石油類が流出した場合は、引火防止のため泡放射により油面を覆い、二次災害の防止を図る。
- (コ) 急激な燃焼、爆発、有毒ガスの発生等に即応できる防御部署を選定し、隊員の安全を図る。
- (サ) 注水で爆発延焼拡大する化学薬品類に対しては、水以外の消火剤使用を早期に行う。
- (シ) セルロイド類の火災で、少量の場合は高圧集中注水により一挙鎮滅を図る。
- (ス) アルミニウム粉、鉄屑、粉塵等の場合は、噴霧注水を行う一方直接注水の効果が大であるので、この方法をとる。
- (セ) カーバイト類の火災で、少量の場合は高圧集中注水により一挙鎮滅を図る。
- (リ) 金属ナトリウム、カリウム、マグネシウムは、注水により爆発するので注水しない。
- (タ) その他危険物の性質等を把握して活動する。

イ 消防法に定める危険物の類別ごとの一般的性質及び応急措置について例示すれば次のとおりである。

(ア) 第一類危険物

a 一般的性質

- (a) 水より重く、概して水に解けやすい。
- (b) 多くのものは、結晶又は粉末である。
- (c) 反応性に富み、分解して酸素を放出する。
- (d) 有機酸化物を除いては不燃性である。

b 応急措置

- (a) 熱分解による酸素の発生を止めるため、分解温度以下にするためと可燃物の燃焼を抑えるため、水を用いた冷却消火を行う。
- (b) アルカリ金属酸化物の消火には、乾燥砂等を用いる。
- (c) 有機酸化物の燃焼の際は、大量の水、泡、二酸化炭素、粉末消火等を用いる。

(イ) 第二類危険物

a 一般的性質

- (a) 個体で水より重く水に不溶性である。
- (b) 酸化されやすい。
- (c) 融点は比較的低い。（金属粉は除く）
- (d) 金属粉は、酸、アルカリに合うと水素を発生する。
- (e) 自身有毒なもの、又は燃焼の際有毒ガスを発生するものもある。

b 応急措置

棒状又は霧状の注水による消火を行う。ただし、金属粉については注意する。

(ウ) 第三類危険物

a 一般的性質

- (a) 何れも個体である。
- (b) 水と発熱反応し、特に金属ナトリウム、金属カリウムは激しく反応し、爆発することがある。
- (c) 酸化カルシウムは不燃である。
- (d) 一般的に融点は高い。

b 応急措置

窒息消火として、乾燥砂、膨張ヒル石、膨張真珠石などを使用する。

(エ) 第四類危険物

a 一般的性状

- (a) 20°C以下又は20°Cを越え、40°C以下の間で液状である。
- (b) 一般に水に溶解せず、水より軽い。
- (c) 蒸気は空気より重い、特有の臭気をもつものが多い。
- (d) いずれも程度の差はあるが可燃性である。

b 応急措置（火災に対する措置）

可燃性液体から火災が発生した場合は空気の遮断、燃焼性物質の除去、液体を引火点以下に冷却するかいずれかによって、消火するのが一般的である。このうち空気の遮断、すなわち窒息消火は、最も多く用られている方法で、次の薬剤を使用することが通例である。

泡消火剤、粉末消火剤、二酸化炭素消火剤、水噴霧消火剤

(オ) 第五類危険物

有機酸化物、硝酸エステル及びニトロ化物が含まれている。これらは燃焼若しくは爆発しやすい物質である。

a 一般的物質

- (a) 水より重い個体あるいは液体である。
- (b) 酸素を含んだ可燃性物質である。
- (c) 自己燃焼又は爆発を起こしやすい。
- (d) 化学的に不安定で反応しやすい。外部からの刺激（加熱、衝撃、摩擦、電気スパーク等）により急激に反応を開始する。
- (e) 高温、高湿で分解し、発熱するものもある。

b 応急措置

一般に大量注水で冷却消火するが、燃焼速度が速いため、初期あるいは少量の場合以外は消火困難である。

(カ) 第六類危険物

酸化性の強酸又は強酸無水物の強い強酸剤がこの類に該当する。

a 一般的性質

- (a) 水より重く水によく溶ける。
- (b) 水と作用して発熱する。

- (c) それ自体は不燃性物質である。
- (d) 強酸化性を有する腐食性強酸である。

b 応急措置

- (a) 少量流出の場合は、状況により大量の水で希釈する。
- (b) 共存する可燃物が燃焼するので、接触を避ける。この火災に水の使用は危険であり、霧状の放射程度にし、除去消火を主眼とする。

(2) 火薬類災害防護活動

火薬類、火工品等を製造する工場又は大量に取り扱う場所で爆発、火災等が発生した場合は、その量にもよるが、続いて誘爆の危険があると判断して防護行動をすることを原則とする。

ア 出火建物が、火薬類等を貯蔵又は取り扱っている建物であるか否かを、早期に把握し、防護方針を決定する。

イ 進入にあたっては、誘爆等による爆風、飛散物等から身体を保護するため徹底した低姿勢をとるとともに、地形、地物を最大限利用する。

ウ 直接屋内進入を避け、外周建物、飛散物等を消火し、順次中心部に及ぶものとする。

エ 火薬類の貯蔵又は取り扱っている施設以外の火災のときは、火薬類貯蔵施設の延焼防止を優先する。

オ 現場指揮者は、出火建築物関係者から未爆発の数量、爆発危険、場所等を確認し、周辺住民にその状況を広報するとともに、誘爆のおそれがあるときは避難を勧告する。

カ 災害出場する各消防隊は、爆発による災害と確認したときは、多数の負傷者を考慮し、担架等を積載して出場する。

キ 爆発災害で、火災となっていない場合又は火災の危険がないときは、負傷者の救出を第一として活動する。

ク 火災の場合は、火災による火薬類の誘爆を考慮し、早期鎮滅を図る。

ケ 防護活動にあたっては隊員の安全管理を図り、無謀な進入を避け、指揮統制のもとに活動する。

(3) 高圧ガス移送時の災害防護活動

可燃性ガス又は毒性を有する高圧ガス移送時に災害が発生した場合の応急対策は、次による。

ア 通 報

高圧ガス移送時における災害発生の通報を受信したときは、通報により知り得た災害の概要を、次の場所に通報するものとする。

横須賀三浦地域県政総合センター環境部

イ 応援要請

災害拡大防止のため必要があると認めるときは、横須賀三浦地域県政総合センター環境部、神奈川県高圧ガス防災協議会等に対し、応援活動を要請するものとする。

ウ 防災事業所等関係者との連携活動

現場指揮者は、防災事業所等の関係者と協議し、災害の総合的判断に基づき指揮系統を明確にし、防護活動の万全を期するものとする。

エ 防護活動の基本

ガス漏えい時の措置

(ア) 大量にガスが漏えいしている場合は、ガス検知を行い、火災、爆発危険の有無又は人体に対する毒性の有無を早期に確認し、火災警戒区域を設定し、火気の使用禁止、制限又は避難勧告

等必要な指示を行う。

(イ) 漏えいしたガスが毒性ガスの場合は、住民の避難対策を他の活動に優先して実施する。

(ウ) 救急措置

有毒ガス災害発生時には、救急隊を配慮する。

(エ) 交通規制

状況により現場付近の交通遮断、あるいは交通規制が必要であると認める場合は、所轄警察署長に要請し、一般車両等の進入を禁止又は制限する。

オ 緊急措置

(ア) 毒性ガス（液化塩素）漏えいの場合

a 噴出ガスを拡散させないため、原則として発災車両は移動させない。

b 漏えい箇所の状況によっては木栓を打ち込み、ゴム板、鉛板等をあてて緊結し、漏れ止めの応急措置を施す。

c ボンベのバルブ、安全栓等が破損漏えいしている場合は、ボンベを立て、スピンドルを締めるか木栓を打ち込み、防災キャップで締める。ボンベの移動には専用カプセルを活用する。

d 容器には、絶対に注水しない。

e ガス又は液が大量に漏えいした場合は、硝石灰、苛性ソーダ等の中和剤を多量に散布してガスを吸収させる一方、風下から噴霧注水によってガスを希釈する。

f 液状で低所に溜っている場合は、中和しつつ周囲に散水する。

g 危害防止のため、所定の保護具（空気呼吸器、保護衣、ゴム手袋、ゴム長靴等）を着装し、点検して実施する。

(イ) 可燃性ガス漏えいの場合

a 噴出ガスを拡散させないため、原則として発災車両は移動させない。

b ガス漏えい箇所に木栓を打ち込むか、シールテープを貼り、漏れ止めの応急措置を施す。

c 状況によっては、ガスを放出させ一時的に内圧を下げる。

d 火花の発生するおそれのある器具等を使用した作業は絶対に行わない。

e ガスが下水溝等に流入させない措置を講じる。

f タンク内の残量を調べ、危険の及ぶ範囲、時刻等を推定する。

g 火災発生等を考慮し、消防隊は警戒配置につく。

(ウ) ガス運搬車両等が火災の場合

周辺への延焼防止活動を優先した後、車両等火災の消火活動に移行する。

カ 広 報

消防広報は災害の規模、漏えいガスの種類及び危険性、避難の必要性等を主眼にして、災害現場の風下地区の住民を対象に優先して実施する。

(4) 毒劇物災害防御活動

毒物、劇物保有施設の災害は多種多様であり、品名により千差万別であるが基本的事項は、次とおり実施するものとする。

ア 消防隊等の出場

消防隊等の出場は、火災出場区分の第1次出場を原則とするが、災害が拡大した場合は、特殊車両及び必要資機材を含めた部隊運用とする。

なお、出場各隊は次の資機材を積載して出場するものとする。

- (ア) 可燃性ガス測定器
- (イ) 空気呼吸器
- (ウ) 耐熱服及び防毒衣
- (エ) R I 防護服
- (オ) ゴム手袋及びゴム長靴

イ 現場最高指揮車の任務

現場最高指揮者は、速やかに現場指揮本部を設置し、関係者と次のことを協議のうえ指示するものとする。

- (ア) 漏えい又は拡散防止策
- (イ) 消火方法、漏えい時の処置方法
- (ウ) 住民への広報、避難指示方策
- (エ) 増強出場要請の有無
- (オ) 必要資機材の確保策
- (カ) 消防隊等の進入活動保護安全策
- (キ) 警戒区域の設定範囲

ウ 現場活動の原則

消防隊等の現場活動は、発災施設関係者と相互連携を図り、次の用務について活動することを原則とする。

(ア) 情報収集

消防、人命救助及び避難誘導等の方針を決定するため、情報収集担当者は次の項目について情報収集を行うものとする。

- a 発火場所（箇所、施設）
- b 負傷者の有無
- c 毒物、劇物の有無
- d 毒物、劇物の種類、数量等
- e 漏えい又は拡散の有無及び経過時間
- f 人命危険の有無
- g 引火爆発の有無
- h 発火施設及び周辺地域に対する避難の必要性の有無

(イ) 現場指揮本部の設置

現場における指揮体制を確立し、総合的判断のもとに消防活動を実施するため、発災施設関係者及び毒物劇物関係有識者等を指揮本部要員に加え、現場指揮本部を設置するものとする。

(ウ) 警戒区域の設定

一次災害の拡大防止と二次災害の発生防止を図るため、次により警戒区域を設定するものとする。なお、警戒区域設定に当たっては、物質の性状、危険性、風位、風速、ガス温度、地形等による拡散危険度に応じ、緊急かつ弾力的な対応が必要である。

- a 漏えい又は拡散があった場合は、巡回及び検知を行い、安全範囲を広く取って設定する。
- b 爆発危険のおそれがあるときは、関係者といえども警戒区域内への立入りを禁止する。
- c 警戒区域内の火気使用を制限し、又は禁止する。

(エ) 周囲住民に対する指示・勧告

災害の発生又はその災害の拡大により、住民の生命・身体に危険を及ぼすと認めるときは、周辺住民に対して次の内容を明示し、速やかに立ち退きの指示・勧告を行うものとする。

- a 避難対象地域
- b 避難先
- c 避難経路
- d 避難勧告、指示理由
- e 可燃性ガス漏えい時における火気使用の禁止
- f 有毒物質漏えい時における応急措置

(オ) 応急措置

消防隊が現場で行う応急措置は、次の事項に留意するものとする。

- a 隊員の安全を第一とする。
- b 消火等の応急措置は風上から行う。
- c 警戒区域への車両の進入は絶対避ける。
- d 爆発性物質が漏えい又は拡散しているときは、その濃度が爆発下限界の30%に達した地点を進入限界区域とする。
- e 引火、爆発性物質が漏えい又は拡散しているときは、火花を発生する資機材等の使用は厳禁する。
- f 漏えいは危険のない範囲で穴を掘るか、土砂等で防止する。
- g 容器周辺が火災のときは、容器を安全な場所に移動する。移動できないときは、容器等に散水して冷却する。
- h 公害等二次災害発生防止に着意する。
- i 応急措置を行う隊員は被毒防止を図るため、身体の露出部分を絶無とし、空気呼吸器、ゴム手袋、ゴム長靴、防毒衣等の防護服を着装する。

(カ) 中和剤の調達及び中和作業員の要請

中和剤の調達及び中和作業員の要請については、原則として発災施設において行わせるものとする。

エ 消防隊等の帰署後の措置

消防隊等は、帰署後被毒防止及び資機材保護のため、次の措置を実施するものとする。

- (ア) 隊員は、目を洗浄し、身体を石鹼で洗い流す。
- (イ) 身体に異常を感じたときは、医師の診断を受ける。
- (ウ) 使用資機材（車両を含む）を、水で洗浄する。

オ 災害時における被害予想等

(ア) シアン化合物

シアン化合物には、シアン化水素、シアン化バリウム、シアン化第一銅、シアン化第二銅、シアン化カリウム、シアン化ナトリウム、シアン化銀、シアン化第二水銀、シアン化ニッケル等があるが、このうちシアン化水素の特性等を例示すると次のとおりである。

- a シアン化水素の特性（別名：青酸ガス、青化水素）
 - (a) 振発性液体で、空気と爆発性混合ガスをつくる。猛毒で、ガスの吸入のほか皮膚からも吸収される。
 - (b) 性質は、気体 無色 特異な微臭（アーモンド臭）

(c) 0℃以下の場合は揮発性混合ガスを作る可能性が多い。

人体への影響 急性中毒：頭痛、めまい、耳鳴り、嘔吐…意識消失し死亡。

慢性中毒：頭痛、脱力感

(d) 長時間保存すると重合を起こして黒褐色に変わり、ときに爆発することもある。特に水分が20%以上又はアルカリが混入すると爆発が促進される。

b シアン化水素の生体に対する生理的症状（ガス吸入の場合）

作用	シアン化水素濃度 (ppm)
数時間後に軽い症状	18 ~ 36
0.5 ~ 1時間は耐えられる	45 ~ 54
0.5 ~ 1時間で生命危険又は致死	110 ~ 125
直ちに死亡	270

(1) 塩素

a 塩素の特性

(a) 塩素は、気体は黄緑色、液体は白色で強い刺激臭があり毒性が強い。

(b) 気体は空気より1.4倍、液体は水より1.4倍（気温24℃の場合）重い。

(c) 塩素自体には爆発性も引火性もない。

(d) 腐食性が極めて強い。

b 曝露濃度と中毒作用（ガス吸入の場合）

中毒作用	曝露濃度 (ppm)
臭いを感じるが、耐性が生じる。	0.2 ~ 3.5
軽度の粘膜刺激性あり、1時間以内に耐性が生じる	1 ~ 3
上気道に中程度の刺激性あり	5 ~ 15
直後より胸痛、嘔吐、呼吸困難、咳	30
肺炎、肺水腫	40 ~ 60
30分以上致死的	430
数分以内致死的	1000以上

第5節 鉄道施設災害応急対策

市内を運行する鉄道施設において、火災、衝突事故、その他の事故の災害が発生した場合は、多数の人的被害と二次災害による被害の拡大も予想されるため、迅速かつ的確な消防活動を展開し、人命の保護と被害の軽減を図る。

1 事前対策

管轄区域内の鉄道施設における災害防止と発生時における応急対策について、次の点に留意し、その対策を講じておくものとする。

(1) 鉄道施設の掌握

ア 駅舎の構造形態及び流動人員の概要

イ 周囲の地勢

ウ 軌道施設の形状（高架、橋梁、盛土、切取部、平坦部等の別）

エ トンネルの長さ、出入口の地形等

- オ 軌道内への進入方法（防護フェンス等の設置状況）
 - カ 周辺の水利状況及び医療機関
 - キ 列車の交通量及び危険物品等輸送量の概要
- (2) 防御計画の策定
- 鉄道において、軌道又は駅舎及びトンネル部分で、消防活動上特に必要と認めるものについては、防御計画を策定する。
- (3) 実態把握
- 消防隊等は警防査察を行い、鉄道施設等の実態を把握するものとする。
- (4) 関係者等との協議
- 鉄道施設の関係者と、災害予防又は発災時における協力体制について、協議しておくものとする。
- (5) 訓練の実施
- 鉄道施設側の行う総合的な防災訓練を積極的に指導し、必要に応じて総合的な訓練を実施するものとする。

2 応急対策

- (1) 消防隊等の出場
- 鉄道施設において、火災その他の災害が発生した場合は、火災出場区分の第1出場及び救急出場区分の第2出場を原則とするが、災害が拡大した場合は、特殊車両及び必要資機材を含めて部隊を増強する。
- (2) 警防活動の基本
- 災害発生現場における警防活動は、当該災害に係る人命救助活動を優先実施するとともに、災害の状況によっては周辺地域住民を避難させる等、人命の安全確保を最優先に実施する。
- (3) 災害時の全般的対策
- ア 現場指揮本部の設置
 - 災害及び地勢の特異性を考慮し、災害種別に関係なく災害現場直近に現場指揮本部を設置し、これを拠点として活動するものとする。
 - イ 現場指揮本部の措置
 - 現場指揮本部は、鉄道関係者と協議して次の措置を行うものとする。
 - (ア) 災害の種別、規模、人的被害等災害状況の把握
 - (イ) 活動方針の決定
 - (ウ) 必要消防隊等の早期要請並びに資機材の集結
 - (エ) 関係方面への連絡及び緊急措置の要請
 - (オ) 周辺地域住民に対する避難勧告
 - (カ) 消防広報の実施
 - ウ 列車停止、送電停止措置
 - 軌道施設内で災害が発生した場合、後続及び対向車両の運行停止並びに架線等への送電停止措置について、鉄道施設関係者に要請するものとする。
 - エ 軌道内への進入
 - 軌道内への進入は、踏切等一般道路の交差地点のほか、次による。
 - (ア) 高架、橋梁、切取部等軌道施設の形状に応じ、梯子車、ロープ等を臨機に活用する。

(イ) 軌道内作業用資機材搬入口を活用する。

才 発災車両への進入

(ア) 発災車両への進入にあっては、必ず破壊器具を携行し、車両の窓又は出入口を破壊して進入する。また、屋根部分は比較的軟弱材が使用されているので、状況によっては万能切断機を使用して内部進入を図る。

(イ) 火災以外の災害であっても、消防隊1隊は注水態勢を整える。

カ トンネル内で災害が発生した場合

(ア) 人命救助、避難誘導にあっては、トンネル出口距離と風向を考慮して、安全が確保でき、かつ、速やかに脱出できる方向を決定して行う。

(イ) 昼間であっても照明器具を確保し、効果的な活用を図るものとする。

(ウ) 火災発生の場合は、空気呼吸器を着装する。

(エ) 注水は人命救護と排煙のため噴霧注水を原則とするが、火勢の状況によってストレート注水も併用する。

(4) 消火活動

ア 駅舎、車庫等の建築物又は乗客を収容していない車両が火災の場合は、建物火災に準じた消火活動を原則とする。

イ 乗客収容の車両から出火した場合は、人命救助に重点をおき、包囲態勢をとり、車内に進入して一挙鎮圧を図る。

ウ 特に火勢が強く延焼のおそれがあるときは、風下の車両を切り離す。切り離し不能の場合は、発災車両前後の車両に進入して延焼阻止を図る。

エ 車両火災が周囲建物へ延焼するおそれがあるときは、出場消防隊の一部を延焼拡大方面の防御に当たらせる。

オ 石油類等の危険物、高圧ガス、毒劇物等の輸送車両から、火災が発生した場合は、危険物等の種類、数量、性状、消防力の必要数、必要資機材等について確認し、活動方針を決定、当該火災に適応した消火活動を展開するものとする。周囲建物等に延焼している場合は、延焼火災の消火を優先して車両火災の消火に移行する。

また、車両の切り離し、注水による冷却等状況に応じた措置を講じるものとする。

(5) 人命救助・救急活動

ア 救助活動

災害状況の早期把握に努めるとともに、災害の実情に即応する救助資機材の有効活用を図る。

(ア) 重症者及び危険の切迫している者、あるいは老幼婦女子の自力で脱出できない者を優先して救出する。

(イ) 軌道施設内の誘導は引率方式をとり、夜間及びトンネル内にあっては照明機器を用いて安全管理を図る。

(ウ) ロープを展張して避難路を確保する。

イ 救急活動

第11章「救助・救急計画」による。

ウ その他

前記に定めるもののほか、救助、救急活動対策については、救助救急対策を準用する。

第6節 大規模自動車事故応急対策

市内の国道等における衝突、車両火災及び危険物等による大規模災害に対処するため定めるものとする。

1 事前対策

(1) 防御計画の策定

消防活動上必要と認めるものについては、防御計画を策定するものとする。

(2) 警防査察及び訓練の実施

道路施設の実態把握のため、必要に応じ警防査察の実施又は道路管理関係者及び警察機関と連携のもとに、応急対策訓練を実施する。

2 応急対策

(1) 消防隊等の出場

消防隊等の出場は、通常の車両火災出場及び救急出場を原則とするが、消防活動困難と認められる場合は、特殊車両及び必要資機材を含めた消防部隊等を増強する。

(2) 現場指揮本部の設置

消防隊の効果的運用を図るため、現場最高指揮者は災害状況に応じ、現場指揮本部を設置し、道路管理者等の関係者と連携を保ち、災害の総合的判断に基づき、指揮系統を明確にして消防活動の万全を期するものとする。

(3) 警防活動の原則

消防隊の個別活動は極力これを避け、現場指揮本部の指揮で、各隊連携のもとに統制ある行動を行うとともに、人命検索、避難誘導、人命救助を最優先とし、災害拡大防止を主眼とした活動を基本とする。

ア 災害の実態把握（情報収集）

現場到着と同時に情報収集は、その後の消防活動の成否を左右するので次の事項について十分な情報収集を行う。

(ア) 情報源

- a 道路管理関係者からの情報
- b 被災者及び付近にいる者からの情報
- c 先着消防隊からの報告
- d 警察機関からの情報

(イ) 情報収集内容

- a 災害の種別、規模
- b 人命危険及び有害物発生の有無
- c 車種別、危険物又は毒劇物等の種別、数量、引火爆発及び毒劇物の流出危険の有無
- d トンネルの場合火点の位置（上下線の別、トンネル入り口からの距離）及びトンネル内の風向（煙の流動）等
- e トンネル構造及びその他の特性
- f 交通規制の状況

イ 活動方針の重点事項

(ア) 災害発生地点に関係なく、道路管理関係者及び警察機関から上下線の交通規制状況を確認し、活動を開始する。

(イ) トンネル部災害の場合、発災位置、防災設備の作動状況及び風向を確認し、防災設備を有効に活用する。

(ウ) 隣接消防機関、道路管理関係者及び警察機関等と有機的な連携を図る。

(エ) 隊員の交代要員、呼吸保護器具、消火薬剤等の補給体制を早期に確立する。

(オ) 多数の要救助者発生時における搬送体制及び医療機関との連絡体制を確立する。

(カ) 高架下からの梯子車の活用等を考慮する。

ウ 火災防御

(ア) 消防水利不足を考慮し、早期に水槽車の要請等、有効な消防力の増強を図るとともに、中継放水体制を確立する。

(イ) 高架下の水源からの送水は、梯子車等を有効に活用する。

(ウ) トンネル内の活動は、全て複数隊で行い、必ず後方に支援隊を配してから活動を開始する。

(エ) 危険物積載車両の消火は、原則として泡放射又は高発泡とする。

(オ) 排煙、排熱は、トンネル喚気設備を活用するほか、噴霧注水とする。

(カ) 消防活動に必要な資機材が活動拠点に集結してから活動を開始する。

エ トンネル内火災時における進入及び人命検索要領は、次の事項を原則とする。

(ア) 進入に先立ち、空気呼吸器、照明器具及び中和剤、泡原液等の資材を十分に準備して進入する。

(イ) 流出危険物等に包囲されないよう風上、高所から進入する。

(ウ) 熱気、煙を防ぐうえから、姿勢を低くして路上をはうように進入する。

第7節 航空機事故応急対策

航空機事故の発生率は少ないとはいえ、事故等が発生した場合は、人命危険を伴う火災であり、特異な様相を呈するため、迅速な行動と高度な技術をもって対処しなければならず、消防活動が迅速、的確に実施できるよう定めるものとする。

1 用語の定義

(1) 航空交通管制区

地表又は水面から200m以上の高さの空域のうち、国土交通大臣が告示で指定するもので、航空路と同一のものではない。

(2) 航空交通管制圏

国土交通大臣が告示で指定する飛行場及びその付近の上空の空域であって、地表又は水面から指定された高度までを含む。

通常、飛行場の標点から、半径9kmの円内の区域で、高度は飛行場によって異なるが、公共の飛行場では大体900m以下であり、防衛庁関係の飛行場では大体1,800m以下になっている。

(3) 計器飛行方式 (IFR)

管制機関から飛行高度、針路等の許可を得て出発し、常時管制機関の指示に従い、航空路等を経由して、目的の飛行場に進入及び着陸を行う飛行方法をいう。

(4) 有視界飛行方法 (VFR)

計器飛行方式（I F R）以外の飛行方法で、パイロット（機長）の判断で飛行高度、針路を選んで飛行する方法をいう。

(5) 航空路

国土交通大臣が告示で指定するもので、航空機の飛行経路として空中に設定された一定の幅を持った通路である。わが国では、無線航行援助施設を結び、それを中心として両側にそれぞれ9km、全幅18kmの幅（保護空域）を設けてある。航空路には、地形及び電波受信状況等を考慮して、最低航行高度が決められている。

(6) 最低安全高度

有視界飛行方法（V F R）では、飛行中発動機のみが停止した場合に、危険を及ぼすことなく着陸できる高度又は次の高度よりも、いずれか高い高度をいう。

- ア 都市上空では、機体を中心に半径600m以内にある最も高い障害物から300mの高度。
- イ 家屋のない地域又は広い水面では150mの距離。
- ウ 上記(1)、(2)以外では150m。

2 航空燃料の種別と性質

(1) 航空ガソリン

航空ガソリンは、揮発性が高く、空気中にその蒸気が1.5～6.0%含まれると0°C以下でも引火し急激に燃焼する。また、ガソリンの蒸気は空気より重いので、風通しが悪い低い場所に留まり、危険な状態を生じる。

A v g a s 1 0 0 L L (青色に着色：オクタン価 100、有鉛ガソリン)

区分	性状等
沸点範囲	25°C～170°C
比重	0.65～0.80
引火点	-40°C以下
蒸気密度（比重）	3.5 (空気=1)
発火点	280～456°C
爆発範囲	1～7%

(2) ジェット燃料

ジェットエンジンは、その構造上空気、燃料比が大きい特殊な燃焼法であるので、使用燃料も発火性がよいもので、燃焼の持続性がよく燃焼室内の炭素の生成がない完全燃焼する燃料が要求される。

ジェット燃料を大別すると、灯油系、ガソリン系に分けられ、灯油（J E T-A、A 1）は、j p-5海軍向け、j p-8陸軍・空軍向けである。一方ガソリン灯油混合系は、民間機で使用している（J E T-B）とj p-4がある。

	J E T-A	J E T-A 1	j p-5	j p-8	J E T-B	j p-4
引火点(最大)	38°C	38°C	60～61°C	38°C	—	—
比重 (15°C, g/cm³)	0.775 ～0.840	0.775 ～0.840	0.788 ～0.845	0.775 ～0.840	0.751 ～0.802	0.751 ～0.802
析出点(最大)	-40°C	-47°C	-46°C	-47°C	-50°C	-58°C

3 活動計画

昭和57年2月、東京都大田区の羽田空港沖での旅客機墜落、昭和60年8月に発生した群馬県上野村の御巣鷹山に大型旅客機が墜落炎上した事故は、多くの犠牲者が発生し、社会的にも多大な影響を与えた。このような災害時の基本的な活動を定め、被害の軽減を図るものである。

(1) 航空機火災の特性

航空機火災を防御上から見ると、次のような特性を有する。

ア 一般的な特性

- (ア) 航空機には、通常大量の燃料が積載されているため、出火と同時にこれらの燃料が燃焼して、航空機全体が火炎に包まれる場合が多く、高熱のため消防隊等の接近が著しく困難になる。
- (イ) 火災発生後短時間にして、マグネシウム合金等が燃焼し、外板等の金属部分が容易に溶解する。
- (ウ) 現場は、大規模な危険物（油脂）火災の様態を呈し、燃焼状況によって翼内のタンク等が破裂し、火面が急激に拡大する。
- (エ) 機内には多くの乗客が収容されている場合が多い。

イ 事故状況による特性

(ア) 垂直に近い状況で激突した場合

瞬間に爆発又は急激に延焼拡大し、主要構造部が破壊されて、その破片が広範囲に飛散する。

(イ) ゆるい角度で墜落した場合

航空機の進行方向に破片が飛散し、2～3か所に大きく分散して燃焼するほか、消火面が数か所以上に及ぶ場合が多い。

(2) 応急対策

航空機災害は人的被害も多く発生すると予想され、しかも、市街地に墜落した場合は、火災面積が広くなる危険性があるので、人命救助、救出行動を他のあらゆる消防行動に優先して実施する。

ア 火災防御要領

航空機火災の防御に当たっては、次の事項を重点に行うものとする。

- (ア) 航空機の墜落火災の場合、乗客等が機体内に生存し得る時間は、50秒～5分以内であるといわれており、消防隊等は、この時間内に乗客等の救出を図るよう全力を傾注しなければならない。
- (イ) 航空機火災の防御は人命救助を最優先に実施する。
- (ウ) 消火は、泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス消火剤等により、火勢の抑制を図る。
- (エ) 化学消火剤以外の注水は、現場指揮者の指示に基づいて行う。
- (オ) 防御は、風上側又は機首から行うことを原則とする。風向と機体（機首）の方向を異にする場合は、風上から行うことを原則とする。なお、軍用機の場合は、積載物の関係から風向にかかわらず、尾部から行うものとする。
- (カ) 人命救助活動は、2人1組以上で行い、泡放射等の援護のもとに行う。
- (キ) 乗員が機外に脱出し、機内に生存者がいないことが確認された場合は、周辺の延焼防止を実施する。
- (ク) 航空機が墜落し、火災となっていない場合は、速やかに次の措置を講じる。
 - a 乗客等を速やかに機外に避難誘導又は救出する。

- b 事故機の風上に部署し、ホースを延長して泡放射態勢を整える。
- c 燃料が漏えいしている場合は、泡放射で覆う。少量の場合は、高圧噴霧注水で流す。
- d 事故機の周囲（少なくとも50メートル以内）は、火気厳禁とし、立ち入りを禁止する。

軍用機の場合は、軍関係者に連絡して弾薬等の除去を図る。

イ 火災防御上特に注意する事項

- (ア) 消火活動は、救助活動の障害となる火勢の抑制を主眼とするものである。この場合、現場指揮者は、泡放射が中断する事がないよう泡原液の補給及び送水について、必要な措置を講ずる。
- (イ) 泡放射は、機体へ付着させるため濃度を高めて放射することが必要で3%液については5%、6%液について8%以上として使用する。
- (ウ) 地面又は平面的な部分が燃焼している場合は、努めて噴霧泡により消火を行うものとし、胴体、翼部分等が燃焼している場合で、長距離射程を必要とする場合は、棒状泡により消火する。
- (エ) 防御に当たり、著しく高熱の場合は、高圧噴霧注水により消防活動を確保するとともに、要救助者の保護を図る。ただし、噴霧注水は泡剤の効果を低下させ、一旦消火した部分を再び燃焼させる結果となるので、現場指揮者の指示による場合以外は、絶対に行わない。
- (オ) 主翼に直近した位置及びタイヤ側部に接近して消火を行わない。

ウ 人命救助、救急活動

航空機火災防御の最大の目的は、燃焼中の火勢を抑制し、機内の乗客等を安全、迅速に救出することにあり、そのためには出場各隊が相互に支援協調のもとに救助行動を実施しなければならない。

第8節 都市ガス消防対策

都市ガス災害は、爆発危険、燃焼のし烈性、流動拡散等の特性を有し、二次、三次災害へ進行するおそれがあり、多数の人命損傷危険が予想される。この計画は、都市ガス災害の応急対策について定め、この種の災害による被害の軽減を図るものである。

1 事前対策

- 都市ガス災害は、漏えいガス量と経過時間に相乗して広範囲に拡散するとともに、爆発火災の潜在危険があるので、災害を最小限度に止めるために、次のような体制、対策を確立する。
- (1) 都市ガス供給事業の概要の把握、貯蔵タンクの構造設備及び高圧、中圧ガス導管の敷設経路と所轄区域内の対象物の概況を把握する。
 - (2) 都市ガスの特性、特に燃焼性、爆発危険、拡散性、毒性等について調査研究しておく。
 - (3) ガス事業所、営業所等の責任者とそれぞれの立場に立って協議し災害防止措置並びに災害発生時における応急対策、及び緊急時連絡体制等必要事項については、「逗子市消防本部と東京ガス株式会社との都市ガス災害対策に関する業務協約」に基づき、対策を講ずるものとする。
 - (4) 都市ガス災害の発生は、土木工事等の施工にあたり、埋設導管に損傷を与え、ガスが漏えいしたことによるものがほとんどであるため、各種工事の施工事業者から、逗子市火災予防条例の規定に基づく届出があった際、又は消防隊の巡回時等の機会を捉え、安全管理の徹底を期するよう防災指導を行うものとする。

(5) 一般消費者には、平素からガス災害に備えての防災指導を、あらゆる機会を捉えて行い、事故防止対策の推進を図る必要がある。

特に、一般家庭においては、ガス器具の機能不良、取扱い方法の不注意等が事故原因となっており、常に点検を行い、有事に際しては応急的な初期措置を行った後、関係機関に通報するよう指導することが重要であるとともに、次の点に留意し、徹底を期する。

ア ガスの特性及びガス器具の取扱い等を熟知させ、目的以外に使用することを避ける。

イ ガス器具に異常が発生した場合には、直ちに使用を中止し、関係機関に連絡する。

ウ 日頃からガス器具、ゴム管等について自主点検を行い、周囲を整理・整頓する。

エ ガス器具使用中は、空気の流通に注意し、使用後は、必ず元栓まで止める習慣をつける。

2 関係機関との連絡体制

(1) ガス関係機関への連絡

都市ガス災害が発生した場合、漏えいガスは拡散して広範囲にわたり潜在危険を有するので、事故発生時にはガス関係者の出場要請を速やかに行う。

(2) 警察への通報

都市ガス災害時は、漏えいしたガスが広範囲に拡散し、交通状況等により二次三次災害へと発展する危険性が大である。そのため、早期に交通機関の規制を確立すべく、警察官の出場要請を速やかに行う。

(3) 電気事業者への連絡

ガス爆発等の災害防止のため、電路遮断の必要があると認めるときは、電気事業者の出場要請を連絡する。

(4) その他機関への通報

災害の規模・状況により必要関係機関へ速やかに通報する。

3 応急対策

都市ガス災害は、漏えい事故、漏えい火災に区分されるが、いずれの場合も瞬時に多数の人命を損傷するおそれがあり、これに対処する警防活動の基本的事項は、次のとおりとする。

(1) 消防隊等の出場

消防隊等の出場は、火災出場区分の第1出場を原則とするが、災害が拡大した場合は、特殊車両及び必要資機材を含めて部隊を増強する。

(2) 災害の早期把握

都市ガス漏えい事故に対処して、適切な警防活動を展開するには、事故概況を早期に把握する必要があるが、特に、次の諸点に留意して把握する。

ア ガス流動範囲の把握

先ず、爆発等、二次災害の防止の面から、その流動範囲の把握を最優先とする

イ ガス漏えい箇所の確認

ガス漏えいは、地上、地下に大別されるが、特に、地下配管の損傷による都市ガスの流動は、地下施設が媒介となり屋内に流入して二次災害の原因となるので、地上のみにとらわれず、排水口等、地下状況も早期に把握する必要がある。

ウ ガス漏えい経過時間の確認

都市ガス災害の規模の大小は、漏えい箇所口径、配管及び漏えいから着火までの時間に比例するので、経過時間を確実に把握することが必要である。

(3) 現場指揮本部の設置

都市ガス災害の規模の大小を問わず、特異性、進行性を考慮し、統一した部隊行動と総合的な判断が要求されるので、現場に出場したガス事業者等の関係者を加え、直ちに現場指揮本部を設置する。

ア 現場指揮者は、ガス事業者等関係者と協議を行い、災害の総合的判断に基づき、適切な業務分担により応急活動を実施する。

イ 現場指揮者は、隊員の安全管理と災害の様相に対処する防護措置を講ずることに着意する。

(4) 現場活動

各指揮者は、災害の原因及び規模を的確に把握し、統一した指揮命令により、適切な消防活動ができるよう次の点に留意する。

ア ガス検知器による検知

事故概要把握は、漏えい範囲を決定するため、車載のガス検知器又はガス関係者の協力を求め、次の要領でガス検知を実施する。

(ア) 確認方法は、視認、ガス臭と合わせて可燃性ガス測定器で実施する。

(イ) ガス検知は、風向、風速、地物等により相違があるが、風下、風横方向から行う。

(ウ) 地下配管の損傷による噴出都市ガスの流動は、地上のほか、地下施設が媒介となって流入し、流動するので地上のみにとらわれず、付近の地下施設の状況を早急に把握して対処する。

(エ) 測定の地点は、特に、滞留箇所を優先として実施し、都市ガスにあっては、高所あるいは、建物内等密閉された場所においても測定するよう配慮する。

(オ) ガス検知器によって確認する濃度測定値は、爆発下限界の30%の濃度に達した位置を行動限界とする。

イ 緊急遮断措置活動

消防隊によるガス供給の緊急遮断及び事後措置については、次のとおりとする。

(ア) 都市ガス遮断装置閉止措置の基準

ガス供給装置の緊急遮断は、「逗子市消防本部と東京ガス株式会社との都市ガス災害対策に関する業務協約」に基づき実施する。ただし、災害現場に消防隊が先行し、災害状況からガス漏れを放置することが、災害を拡大させるおそれがある場合、消防隊による遮断措置の緊急閉止措置は、次のとおりとする。

a 火災が延焼拡大中であるとき。

b 既に、爆発事故があつて、ガス配管が損傷している可能性があるとき。

c 広い範囲にわたって臭いがあり、多量のガス漏れの疑いがあるとき。

(イ) ガス遮断装置閉止後の処理

消防側でガス遮断装置を閉止した場合は、次の事項を東京ガス現場指揮者に報告する。

a 対象施設名

b 閉止したバルブ位置

c 閉止した時間

d 災害状況

e その他必要と認められる事項

ウ 火災警戒区域の設定

ガスの流動範囲は、漏えい量と経過時間、気象状況、地形等によるが、原則として半径150mの範囲に、早急に警戒区域を設定するとともに、引火、爆発の二次災害を防止するため、次の諸点に留意する。

(ア) 初期においては、風向、風速、地形、地物を考慮して、安全範囲を広くとるよう行動限界線を設定し、ガス検知器により安全を確認した後、逐次区域を縮小していく。特に、影響の大きい風下の警戒区域の設定については、ガスの流動に注意し、ガス検知器を常時備えて測定を行い、ガス濃度の変動に即応できるようにする。

(イ) 警戒区域設定には、風向の変化等に常に注意し、区域変更にあたっては機を失わない。

(ウ) 警戒区域設定は、車載のロープ等で行い、「立入禁止」と「火気厳禁」の標識を掲出し、署員、団員を配置するとともに、警察官の協力を求め、車両の通行禁止、住民、通行人等に対して必要な指示を行う。

(エ) 警戒区域を設定したときは、設定範囲、避難誘導状況等、必要状況を消防本部に逐次報告する。

エ 複数隊員による活動

漏えい時の人命救助活動は、自衛装備した隊員とし、2人1組以上で編成するとともに、活動中は相互に緊密な連絡を保持する等、有事（爆発等）に備えた態勢を確保する。

オ ガス会社の緊急出場要請及び協議

ガス災害の発生を覚知したときは、速やかに警報を発するとともに、ガス関係機関に対して災害応急措置を講じるよう要請する。

現場指揮者は、ガス事業所作業隊が現場に到着したときは、ガス閉止策、付近建物への流動防止策、住民の避難指示方策について協議し、相互に協力して早期に危険排除を行うとともに、必要な指示を与える。

カ 現場広報

(ア) 漏えい区域内外の地域住民に対し、火気使用禁止等危険排除の広報を所属車両を動員して実施する。

(イ) 風下警戒区域内及び周辺地域の広報は、消費施設での火気使用禁止はもちろん、歩行禁止、家庭用各種電気製品の使用禁止についても、徹底して実施する。

(ウ) 広報隊は、車載拡声器及び携帯拡声器により実施することを原則とする。ただし、ガス濃度により広報拡声器等の使用は、スイッチの切り替え等、火花の発生による二次災害の誘発に十分注意する。

(エ) 漏えい火災となっている場合は、災害の規模と今後の危険性、消防活動概況（特に、ガス火災の直接消火をしない理由）、ガス施設の復旧の見通し等について広報を実施する。

(5) 漏えい時の防御活動

漏えいガスの防御活動を行う場合、生ガスの上昇速度は、そのときの温度、湿度、風速、気圧、付近の建物関係者等によって一様ではなく、開放地域、曇天での実験では、中圧以下で10～15m離れていれば危険は少ないがあくまで地域、風速等そのときの客観的状況により異なるので、警戒区域に進入して緊急作業に当たる隊員、及び関係者の防護と有事に対する即応態勢の確立を図る。

ア 水利部署

漏えいガスに対する防御態勢は、広範囲に未燃ガスが流動している場合、風位、風向に留意し、風上から進入道路を選定するものとする。

なお、水利選定については、消防活動上至近のものを原則とするが、次の事項に留意する。

- (ア) 原則として風上、風横の水利に部署し、行動限界範囲内の水利は使用しない。
- (イ) 河川、マンホール等漏えい地点との関係で、風上、風横であっても漏えいガスが滞留することがあるので、風向、流動状況に細心の注意を払う。
- (ウ) 部署する水利の付近に地下施設物等、ガスの滞留しやすい場所（検知）は、車載タンク等を活用して、噴霧によりガス濃度の希薄拡散を図る。

イ 進入時の留意事項

警戒区域への進入にあっては隊員等の保護を第一とし、次の点に留意する。

- (ア) 警戒区域外から目的の場所まで、噴霧筒先を重段的に配備し、噴霧内部を進入路とすることを原則とし、止むを得ない場合は、できるだけ身体の露出部分を少なくし、被服を濡らして行動する等、火炎伝播による危険防止に努める。
- (イ) 隊員は、必ず空気呼吸器を着装する。
- (ウ) 車両の進入は、絶対に避ける。
- (エ) 無線、拡声器等のスイッチは警戒区域外で入れ、無線機は受信状態とし、送信する場合は、噴霧内、その他安全と認められる位置で行う。
- (オ) 伝令等隊員の行動は噴霧気中で行い、ガス中の行動はできるだけ制限する。
- (カ) 進入する隊員は、手袋等を濡らし、大地に直接接するか、あるいは金属性工作物に触れるなどして、衣服の静電気排除を行う。
- (キ) 風上、風横の安全地域にあっても、風向の変化を考慮し、いつでも隊員の防護措置（援護注水）ができるよう留意すること。

ウ 筒先部署の決定

筒先部署の決定に当たっては、特に慎重に判断し、爆発によって建物等の倒壊による危険防止のため、埠際、建物の陰等は避け、できるだけ広い場所を選定する。

エ 放水活動

- (ア) 漏えいガスが流動する場所への注水は、未燃ガスが流動する地下施設、河川等に対しては、強力噴霧注水によりガスの早期拡散希薄を行い、爆発燃焼防止を図る。
- (イ) 漏えいにおいては、必要に応じて筒先まで送水し、消防隊員及び地域避難住民の有無における防護態勢を確保するとともに、滞留箇所にあっては、噴霧注水によりガスの排出の促進、希薄を図る。
- (ウ) 行動限界線内に立ち入っての放水活動は、できるだけ放水銃を使用して筒先の固定を図り、隊員の状況の見極め、より安全な場所に退避させる。

(6) 漏えいガス火災の防御活動

漏えいにより噴出しているガス自体の燃焼規模は、高、中圧導管においては数メートル以上噴出するが、火災にとらわれることなく、周辺の可燃物への延焼阻止を主眼に消火活動を実施するものとし、直接噴出箇所（ガス燃焼炎）に注水することは危険であり、避けることが原則である。この種の火災に対する防御態勢は、漏えい、拡散したガスが着火して燃焼炎に至るまでの時間経過によって、次の方策をとらなければならない。

ア 防御活動の方策

(ア) 漏えい拡散とほとんど同時に着火し、大気中に未燃ガスが流動拡散の危険が認められない場合は、通常における火災防御に準じ防御活動を行い、周囲に対する延焼防止を優先に当たるものとする。

(イ) 着火までにある程度の時間が経過し、付近に未燃ガスが流動拡散し、残存の危険がある場合は、前述の「漏えい時の防御活動」に基づき実施するものとする。

この場合、充満中の建物で燃焼中の部分があるときは、燃焼部分以外のガス排出を行ってから消火活動を行うものとし、風向、建物の状況等により急激なガス排出によって誘爆の危険があるので留意する。

(ウ) 注水活動は、周囲に対する延焼防止、又は未燃ガス燃焼爆発防止のため実施するもので、燃焼炎の囲い込みについて、一重では火勢が強く、効果が少ないと認められるときは、重段的に噴霧筒先を配備する。

イ 水利部署

消防車両等の進入にあっては、風上、風横とするものとし、漏えいガスの残存状況を検知して安全を確認するとともに、前記に準じて水利部署する。

ウ 筒先部署の決定

筒先部署の決定は、延焼建物への防御を優先として実施するものとし、風下から注水に当たるものとするが、この際の筒先部署に当たっては、未燃ガスの流動状況を十分把握し、幅射熱をさえぎる消防対象物を有効に活用できる位置を選定するものとする。

エ 放水活動

(ア) 放水活動は、周囲に対する延焼の防止、又は未燃ガスの燃焼爆発防止のために実施するものであって、ガス燃焼炎に対する注水は、ガス漏えい防止措置がなされ、危険がないと認められる場合のほかは、行わないものとする。

(イ) 放水活動に当たっては、筒先員の安全を図るため2口毎バディーシステムを組ませ、相互に連携を密に行うものとする。

(ウ) この種の火災は、爆発を伴って瞬時に広域火災に進展する可能性があるので、ホース延長等に当たっては、余裕ホースを十分にとり、移転転戦が可能なように延長を行う。

(エ) 噴出ガス自体の燃焼により火力が助長されるので、大規模（広域）火災に至っていない場合は、風下を重点として噴霧注水により延焼防止を図るものとする。

(オ) ガス自体、燃焼が継続すると、包囲態勢をとっても直列的（一重）な注水活動では効果が薄いので、並列的（重段）に防御する。

(カ) 貯蔵タンク等の場合は、火災による温度上昇を防止する。また、付近燃焼体からの放射熱と加熱炎をさえぎるため、噴霧注水により加熱源を遮断して大量注水による冷却放水を実施する。注水に当たっては放水銃を活用して、全体に及ぶよう配慮する。

(キ) 延焼防止のため注水は、直接延焼危険のある部分への注水と噴霧注水等によるガス燃焼炎熱遮断を併行して行い、燃焼状況に応じて、それぞれ消防隊を分担して実施する。

オ 消火

(ア) 都市ガスの燃焼炎も、ガス会社と緊密な連絡をとって、最終的には消火するが、ガス会社では十分にガスを止めず作業を継続するので、消火後における生ガスの流動を考慮し、責任あるガス事業関係者と慎重な協議の結果、応急措置を実施し、状況によっては消火後の警戒を実施

する。

(イ) 貯蔵タンク等から漏えいするガス火災については、タンク内への逆火防止を図るため、残圧のあるうちに消火する。この場合、消火後に生ガスが流動するので状況に応じて付近の警戒を実施する。

なお、消火後においても、タンクが相当加熱されている場合があるので、冷却を継続して行い、また、この時点においてガスの漏えいを防止することができない場合は、ガスが徐々に漏えいしてタンク内が爆発範囲となる危険があるので、できればCO₂、N₂の不燃性ガスをタンク内に充満させ、タンクの爆発防止を図る。

(ウ) 消火後における漏えいガスに対しては、噴霧で包囲し、更に内部をかくはんするよう円錐噴霧を行えば、早期に希釈が行われ、漏えいガスによる危険は排除される。しかし、漏えい量が多い場合には完全に稀薄されずに、高濃度のガスが噴霧外に流動する場合もあるので、ガス検知器によりガスの流動を常に把握し、噴霧外に燃焼範囲以外のガスが流動する場合もあるので、ガス検知器によりガスの流動を常に把握し、噴霧外に燃焼範囲以外のガスが流動する場合は、更に、重段的に噴霧配備し、早期希釈を図る。

(7) 救助活動

この種の災害は、爆発又は、爆発燃焼を伴って一気に拡大し、更に、状況によっては二次、三次爆発等、人命危険度は極めて高い。特に、夜間就寝時等で発見が遅れて覚知した場合、一面に火の海となり退路を断たれ、多数の死傷者が発生するおそれが大きい。

また、延焼以前であっても、一酸化炭素（天然ガスを除く）等による中毒事故の発生危険も見逃してはならず、火勢のみにとらわれることなく、これらについても特に配慮する必要がある。しかも、これら惨事は、消防隊が現場到着以前に発生するのがほとんどであり、指揮者及び先着消防隊は、人命検索、救助において災害の大小、延焼危険の有無に係なく、優先して最大の注意を払わなければならない。

ア 住民の避難誘導

住民の避難誘導は、直接火煙による危険にさらされているものだけでなく二次、三次等後続して発生する爆発、火災又は有毒ガス等から、人命を保護するため、警戒区域内の住民等全ての人を安全圏に避難させが必要ある場合、避難者の心理状況を考察し、混乱防止を図るため努めて沈着冷静に誘導するとともに、必ずガス検知器による検知を実施しながら、住民の避難誘導にあたるものとし、特に、次の事項に留意する。

(ア) 事故発生状況によって、警戒区域は広域に及ぶので、区域を分担し、手落ちのないよう配慮して実施する。

(イ) 避難路は、ガスの漏えい箇所より風下にあっては、極力風横に避難させるとともに、導管敷設ラインと直角方向、又は風上まで最短距離の道路を選定し、状況により噴霧注水による避難路確保を行い、一旦警戒区域外に出た後、風上の安全な場所に避難させる。

(ウ) 避難場所の選定に当たっては、地形、地物、気象状況を考慮し、広い空き地、風上、移動容易な場所を選定する。ただし、側溝、マンホール、電車軌道の付近を避ける。

(エ) 避難誘導に当たっては、爆発により容器等の飛散物を考慮し、頭部保護のため避難者に座布団等を携行させる。

(オ) 隊員は、必ず空気呼吸器を携行し、必要に応じて着装するとともに、避難者には、濡れ手ぬ

ぐい等マスクをさせ、また、隊員及び避難者は、身体の露出部分をできるだけ少なくして行動するように配慮する。

(カ) 区域内にいる多数の一般住民等を避難させるためには、車載、携帯拡声器を利用すべきであるが、この場合、ガスのない高所等を選んで位置し、広範囲に行う。

イ 人命検索

人命検索は、事故発生地点を中心に、ガス漏えい状況、風向等を考慮し、その付近に主力を注ぎ、次いで順次風下滞留箇所を重点に実施する。人命危険が少ないと判断される場合であっても、常に細心の注意を払わなければならない。なお、人命検索にあっては、次の事項に留意する。

(ア) 施設の関係者からの避難状況の聴取と、到着の視認状況等から総合的に判断し、迅速に行動を開始する。

(イ) ガス拡散危険区域内の行動は、噴霧注水による援護のもとに2人1組となり、空気呼吸器を着装し、身体の露出部分をなくして実施する。

(ウ) 二次、三次等後続する火災、爆発危険の有無、風向、地形、延焼状況等から判断して、警戒区域と危険発生時の処置を指示し、隊員の危害防止に特に注意する。

(エ) 火災の状況にもよるが、検索区域が広範囲にわたる場合があるので、担当面を指定し、検索もれがないように実施すること。漏えい地域で拡声器を用いるときは、警戒区域外でスイッチを入れ、ガス内におけるスイッチ開閉による引火危険防止に留意する。

(オ) 中高層建築物において爆発災害が発生した場合は、発災場所に隣接する各戸においても、積極的に検索を実施する。

ウ 人命救助

要救助者を発見したときは、迅速、安全、確実を念頭におき次の事項に留意して救助する。

(ア) 要救助者の数等により、必要に応じて防衛隊の一部を救助に切り替えて行う。

(イ) 救出は、発生箇所から警戒区域外まで最短距離を選定し、以後安全な場所に移動する。

(ウ) 必要に応じて要救助者に対し、呼吸保護を実施する。

4 東京ガス組織体制・連絡先

(1) 組織体制

市町別対応地域	通常窓口	導管維持窓口	緊急事故時窓口
逗子市	湘南支社営業	湘南導管	
鎌倉市	技術グループ	ネットワークセンター	
藤沢市		保全グループ	
葉山町	0466-26-0111	0466-82-7511	ガスライト24 緊急保安グループ

(2) 災害予防活動についての連絡先・・・・・通常窓口

(教育訓練、消防訓練は通常窓口と導管維持窓口が主体となっている。)

(3) 災害防衛活動についての連絡先・・・・・緊急事故時窓口

緊急保安グループ・・・・・実際の事故対応

湘南設備保安グループ・・・・・災害防衛活動に関わる事務的処理の対応

第9節 核燃料物質等輸送事故消防対策

放射能に関する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合の社会的影響は真に大なるものがあり、この種の災害による被害の軽減を図るものである。別途計画とする。

第10節 出場報告

警備課長及び分署長は、災害に出場した場合、別に定める災害出場報告書に基づき報告するものとする。

第14章 避難計画

第1節 避難計画

市民の生命、身体及び財産を火災等から保護するため、災害時の立退き、避難に関する勧告及び指示、警戒区域の設定及び退去命令等（以下「避難の指示等」という。）について、市長から委任され、あるいは災害現場において緊急に避難を必要とする場合の基準等必要な事項を定めるものとする。

1 火災時の避難の勧告・指示

- (1) 火災が随所に発生し、延焼拡大の危険があり、人的被害が予想されるとき。
- (2) 延焼拡大地域の風下に隣接し、延焼危険の大きいとき。
- (3) 避難路を断たれる危険のあるとき。
- (4) 爆発災害が発生し、再爆発の危険圏内にあるとき。
- (5) 酸素欠乏若くは有害ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想されるとき。
- (6) その他消防長が緊急に避難を必要と認めるとき。

2 風水害時の避難の勧告・指示

風水害時の勧告、指示の基準は、気象状況、災害の様相により異なるので、一律に基準を設けることは困難であるが、おおむね次の基準に達したときは避難の勧告、指示を行うものとする。

(1) 浸水

過去に床上浸水等の被害を受けた場合で、総降水量が増加するおそれがあり、上流部の降雨量が増加し、河川水位が警戒水位を超えるとともに、河川からの溢水、下水逆流による浸水のおそれがあるとき。

(2) 高潮

横浜地方気象台から高潮警報が発表されたとき。

(3) 崖崩れ

長期にわたって雨が降り続き、次のような特異な現象が現れたとき。

ア 地響きがする。

イ いつもは水のない斜面から水が噴き出す。

ウ 湧き水が急に濁る。

エ 斜面に亀裂ができる。

オ 立木の根が切れる音がする。

3 震災時の避難の勧告・指示

- (1) 津波警報が発表され、津波による家屋の破壊、浸水等の危険が及ぶと認められるとき。
- (2) 地震火災の拡大又はガス等の流出拡散により住民に危険が及ぶと認められるとき。
- (3) 崩れが発生し、又は発生するおそれがあり、近隣住民に危険が及ぶと認められるとき。
- (4) その他災害の状況により災害対策本部長が必要と認めるとき。

4 避難の区分

(1) 事前避難

災害情報等により、災害発生のおそれがある場合、事前に病人、老幼婦女子等が安全な場所に避

難するものとし、縁故避難は親戚、知人宅等への避難をいい、計画避難は勧告又は、自主的な避難所への避難をいう。

(2) 緊急避難

事前避難のいとまがなく、災害がまさに発生しようとして、又は発生した場合、居住者が緊急避難を行うものとする。

緊急避難の開始は、避難指示等が発せられた場合はもちろん、努めて自主的に行うものとする。

この場合事前避難を行わないのでいた壮年者といえども避難させるものとする。

(3) 収容避難

収容避難は、一次的避難から必要に応じて他の避難所へ移動収容するもの、及び避難に遅れた者を救出し、収容することをいう。

5 勧告・指示での明示事項

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難理由
- (5) 避難時の注意事項

6 勧告・指示の周知

避難の勧告・指示をした者又は機関は、広報車による伝達のほか報道機関、警察、自主防災組織等の協力を得て直ちに対象地域の住民に伝達し、避難の周知を行う。

7 避難者の誘導

避難誘導は、市、警察、自主防災組織等があたり、傷病者、心身障害者、高齢者、幼児等災害弱者の避難を優先して行う。また、住民等は相互に協力して可能な限り集団避難を実施する。

避 難 道 路 一 覧

番 号	路 線 名	経 路
1	県道 311号 鎌倉葉山線	桜山トンネル－池田通り－久木新道－鎌倉
2	県道 24号 横須賀逗子線	沼間トンネル－沼間交番－逗子市消防署－JR逗子駅前－銀座通り－田越橋－富士見橋－渚橋
3	県道 205号 金沢逗子線	池子トンネル－池子橋－JR逗子駅裏－法性寺入口
4	県道 207号 森戸海岸線	渚橋－桜山切通し－葉山
5	市道 小坪201号線	三留ビル－マリーン歯科
6	市道 桜山 75号線	逗子病院－池子十字路
7	市道 久木 48号線	小坪入口－披露山入口－須賀神社－小坪トンネル
8	市道 久木 20号線	風早橋－久木小学校

8 避難所の指定及び誘導

(1) 避難所の指定

避難所は逗子市地域防災計画に定めるところにより、災害の状況規模等により開設する。なお、避難所に収容することが不可能な場合は、次の方法により処置する。

ア 既存の公共施設の活用

イ 既存その他の施設（神社、寺院、工場等）の活用

ウ 天幕等による野外仮設（仮設場所は近隣の公共用地内とする。）

(2) 広域避難場所

逗子市地域防災計画の広域避難場所一覧表のとおりとする。

(3) 避難所に収容する者

避難所に収容する者の範囲は、次のとおりとする。

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 現に災害を受け、速やかに避難しなければならない者

ウ 災害によって現に被害を受けるおそれのある者

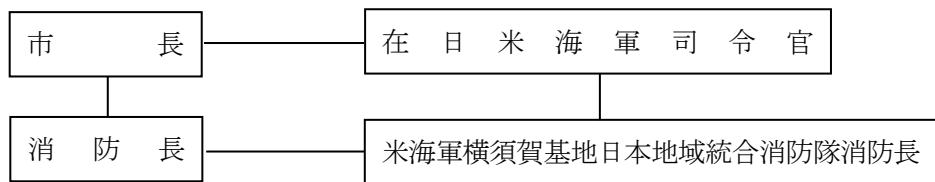
第15章 応援協力計画

第1節 各種計画

- 1 緊急消防援助隊運用要綱に基づく応援等実施計画 別途計画
- 2 大規模災害消防応援実施計画 別途計画
- 3 神奈川県消防広域応援基本計画に基づく三浦半島地区消防広域応援体制運用計画 別途計画
- 4 神奈川県下消防相互応援協定 別途計画
- 5 消防相互援助協定

在日米海軍司令官との消防相互援助協定

いずれかの区域内に災害が発生し、応援を特に必要とする場合で、災害地の消防長の要請によって他の消防長が消防隊により行うもの。



第2節 出場報告

警備課長及び分署長は、応援出場した場合、別に定める出場報告書に基づき報告するものとする。

第16章 各種災害対応計画（別途計画）

第1節 各種計画

別途策定された計画について、内容を十分に把握し、諸活動の指針とすること。

- 1 道路陥没事案対応計画
- 2 林野火災消防活動要領
- 3 強風下における消防対策
- 4 浸水時対応マニュアル

附 則

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、昭和54年4月1日から施行する。
(逗子市消防計画の廃止)
- 2 昭和50年4月1日制定の逗子市消防計画は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成8年4月1日から施行する。
(逗子市消防計画の廃止)
- 2 逗子市消防計画（昭和54年逗子市消防本部訓令第5号）は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成20年7月1日から施行する。
(逗子市消防計画の廃止)
- 2 逗子市消防計画は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成25年7月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成25年11月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、令和8年1月1日から施行する。